資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第89号と、第108号から第142号までに掲載された「千一問」の質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列したものである。

●Q.xxx(yyy-zz):xは編集の過程で付けた通し番号、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。書誌情報は号ごとに付した。

●訳文中の( )は原文に現れる表現、[ ]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。

●回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳(井筒俊彦訳『コーラン(上中下)』岩波文庫、1957)の該当部分を示した。

●マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみに記し、2回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした(一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く)。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り(五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号)。

- アスナフ[施しを受ける権利のある人びと、557]
- イジュマー[宗教上の問題に関する合意、552]
- イッティバー・アル=スンナ[預言者ムハンマドのスンナに従うこと、552]
- イバーダート[信仰行為、547]
- キヤース[宗教上の問題に関する類推、552]
- シャイターン[悪魔、550]
- ジャーヒリーア[イスラム以前の無明時代、550]
- ズィンミー[イスラム国家内で庇護民とされている非イスラム教徒で、主にキリスト教徒やユダヤ教徒、557]
- スンナ[ムハンマドの言行に由来する慣例、551]
- タフシール[コーランの解釈、549]
- バイトゥルマル[慈善基金、550]
- ハラム[宗教上の禁止事項、547]
- ハラル[宗教上許される事項、550]
- ハルビー[敵対している異教徒、560]
- ビドア[逸脱、552]
- ファトワ[イスラム法に基づく法学裁定、550]
- ファルドゥ・アイン[ムスリム各個人に課された宗教的義務、557]
- マスジド・ハラム[聖モスク、557]
- マズハブ[法学派、552]
- ムカッラフ[責任能力がある者、561]
- ムナーフィク[偽信者、559]
- ムフティ[ファトワと呼ばれるイスラム法の法学裁定を出すことができるイスラム法学者、548]

第89号[*Qalam* 1957.12: 48]

(都合により前号に掲載できなかった分)

Q.493(089-01)

コーランに記されている七層の天とはどういう意味でしょうか。それは七つの層なのか、あるいは天文学者が考えているような七つの星なのでしょうか。

A.493

コーラン「牝牛」の章第22節の中で、強大で崇高なる神は以下のように仰せになっている。「(神は)汝らのために大地を敷物(として)、天を建物(として)創造し給うた」[1]。この節に記された「建物」の意味は、天にたつもの、すなわち月、星、太陽などのことである。それらは磁力あるいはマグネット(磁石)で互いに掴み合い(引き合い)、あたかも一つの建物のようになっている。よって、天と言われるものは空間とそれが内包するもののことであり、空間のことだけではない。コーラン「ヌーフ」の章第15節の中で、強大で崇高なる神は次のように仰せになっている。「汝らは、アッラーがどのように層を重ねて七(層)の天を創造し給うたか考えはしなかったのか」[2]。

アラビア語では、通常七あるいは七十は数の多いことを示すために使われる。だが、まずはコーランのいくつかの節に従って「天」の意味は何かを知るこ

1)「(アッラーこそは)汝らのために大地を置いて敷床となし、蒼穹を(頭上に)建立し、蒼穹から雨を下して様々の果実をみのらせ、それで汝らの日々の養いとなし給うたお方(『コーラン(上)』p. 15)」。

2)「お前がた眺めたことはないのか、アッラーが七つの天を層また層と創り上げ、そこに月を据えて明りとなし、太陽を据えて燈火となし給うたことを(『コーラン(下)』p. 230)」。

とが望ましいだろう。第一に「煙」についてであるが、大地を創造し給うた後、至高なるアッラーは次のように仰せになった。「ついであの御方（アッラー）は天に向かってその御意志を示し給うた。しかしそれ（天）は煙（の状態）であった（「わかりやすく」の章第11節）[3]」。この節から分かるのは、その「天」は初めは全て「煙」であったが、後に強大で崇高なる神はこの「煙」から「七（層）の天」を創造し給うたということである。

このアッラーの御言葉について深く考えてみよう。「あの御方（アッラー）こそ汝らのために地にあるもの全てを創造し給い、そして天に向かってその御意志を示し給い、その後七（層）の天を創造し給うた」（「牝牛」の章第29節）[4]。

天文学者の研究によると、この節の中の「天」が示すのは「星」である。そしてこの節などが意味する「七つの天」とは「回転する七つの大きな星」のことである。コーランの中には何度も七つの天（星）が記されている。「七」という言葉は、神によって創造された星はただ七つのみだと意味しているわけではない。加えて、先ほど述べたように、アラビア語における「七」という言葉は通常、数多いことを示す。

要するに、「七つの天」とは「七つの星」という意味である。これを以て、コーランの中で説かれていることと天文学者の考えが等しいことが明らかになっただろう。

第108号［*Qalam* 1959.7: 15-17］

Q.547（108-01）

ファラキッヤーの知識をもとに人物を占う（占星術師を通じて運命を占うという意味――アブー・モフタール）ことはイスラム教で禁じられ、ハラム［宗教上の禁止事項］とされる理由は何でしょうか。

占星術師が導き出した事はたいてい60%から70%の確率で正しいと言えます。A. ユスフが言うには、周知の通り、占星術師あるいは占星学の教授はその人の誕生日からその人生（運勢という意味――アブー・モフタール）を占い、例えば金星、木星、水星などといった12の星の一つがその人の星としていわれます。天地の間にあるこれらの星々はどれもアッラー（至高なる讃えられるべきお方）によって創られ、そして12の星々のどれもが、至高なるアッラーによって与えられた独自の性質を持っていると私が述べたら、貴殿もきっと同意することでしょう。よって人の人生が星の影響を受けた時、その力もまたアッラーからきたものであると、その人は信じるでしょう。その人は上述の星々を神と見なすことはありません。それゆえ、私はなぜこれがイスラム教によって禁止される、あるいはハラムとされているのか説明して頂きたいと思います。以下のような、ムスリムが礼拝において唱える文言に反すると見なされるからでしょうか。「まことに私の礼拝と奉仕、私の生と死は、万有の主であるアッラーの御ためである」。

A.547

A. ユスフ自身も認めているように、我々の未来の運命の良し悪しを占星術師または占い師、あるいは「占星学の教授」に占ってもらうことは現にハラムである。なぜなら、占星術師が普段行っている説明は迷信であるからだ。我々の未来の運命を知るという問題は目に見えない事柄に含まれ、人間あるいは悪魔のジン、またたとえ預言者たちや使徒であろうと、目に見えない事柄を知ることができないことを認識すべきである。それをご存知なのは強大で崇高なアッラー唯御一人である。この問題に関して最も高貴なるコーランの説明に留意し、正しく理解して頂きたい。至高なるアッラーの啓示は以下の通りである。

「言ってやれ、ムハンマドよ。『アッラーの他は、七つの天界と地上にある者は誰も目に見えないものを知ってはいない』」。

もう一つアッラーの啓示を挙げる。「言ってやれ、ムハンマドよ。『神が欲し給うのでなければ、私は己のために利益をもたらすことも損害をもたらすこともできない。もし私が目に見えない事柄を知っていたならば、幸福を増やし（できる限り集めて）、一切の害を被らずに済んだだろうに。私はただ信じる人々に吉報を与え、警告を与える者に過ぎない』」

もう一つ啓示では、アッラーは預言者ヌーフ［ノア］について次のように語り給うた。「私（ヌーフ）はあなたたちに、『私はアッラーの宝箱を持っている』（とは）言わない。また『私は目に見えない事柄を知っている』とも（言わ）ない。そして『私は天使である』とも言わない」。

ジンと目に見えない事柄に関するアッラーの啓示は次の通りである。「我ら（アッラー）が彼（預言者ス

3）「それがすむと、今度は天に登り給うた。その頃はまだ（天は）ただ一面濛々たる煙（『コーラン（下）』p. 81）」。

4）「アッラーこそは汝らのために地上の一切のものを創造して下さった方。そして（地上の創造が終ると）今度は穹窿に昇ってそれを均等に七つの天となし給うた（『コーラン（上）』p. 16）」。

ライマーン［ソロモン］）の死を定めた時、彼の杖を蝕んだ地の虫を除いては、彼らにそのことを知らせる（もの）はいなかった。よって彼が（椅子から）倒れた時、ジンたちはやっと悟った。もし彼らが目に見えない事柄を知っていたなら、屈辱的な懲罰（預言者スライマーンの命令で何年にも渡って建物を建てるという重い苦役）に長い間服していることもなかったのに」。

上述の四つの聖なる節の中で、強大で崇高なアッラーのほかは目に見えない事柄を誰も知ることができないと強く断言されている。よって人の未来の運命を知ることができるなどと言っている占星術師の主張は明らかに迷信であり、最も高貴なるコーランの中で強大で崇高なアッラーによって嘘だとされている。

これが占星術師の予言がイスラムによってハラムとされる理由である。そのハラムには二つのレベルがある。不信仰者となる可能性がある場合もあれば、40夜の間その者のイバーダート［信仰行為］の実践が拒否されるだけの場合もある。このことは、いくつかのハディースの中で使徒ムハンマドによって説明されている。アフマドとムスリムの伝承による、アブー・フライラが伝えるハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「占星術師あるいは占い師を訪れ、そしてその言葉を信じた者は誰でも、まことにムハンマドに下った預言を信仰しない者である」。

アル＝タブラーニーによって伝承された別のハディースの中で、以下の文言が付け加えられている。「そして占星術師または占い師に会いに行ったが、その言葉を信じなかった者は、（不信仰者と見なされないが）40夜にわたりその者の礼拝は受け入れられない」。

さらに別のハディースの中で、預言者ムハンマドは次のようにおっしゃっている。「占星術師あるいは占い師に会いに行き、（未来の運命について）尋ねた者は誰でも、その者の改悛は40夜にわたりきっと遮断される（受け入れられない）だろう。一方、もしその者が占星術師の言うことを信じたならば、きっとその者は不信仰者となるだろう」。

この法の裁きは確かに重いが、占星術師が引き起こす危険度と一致している。全くの嘘をついた占星術師や占い師によって崩壊した家庭や家族は少なくない。（質問された方が考えておられるように）占星学は天文学ではない。天文学（astronomy）を学ぶことは確かにイスラム教で奨励されている。なぜなら、少なくとも礼拝や断食の時刻を知るために有用だからだ。

要するに、イスラムによって明らかにされているように、占星学は疑いなく迷信である。すなわち、星々から成る神々を崇拝する古代ギリシャ人の神話に基づいた、人を迷わす学問なのである。もしあなたが、例えば*al-Qāmūs al-ʻAṣrī*もしくは*Qāmūs al-Jayb*（英語－アラビア語）といった辞書を調べることが可能なら、きっと以下のような説明を見つけることだろう。“Astrologi: ʻIlm al-tanjīm. Tadjīl.”（占星学。邪悪な者の嘘、偽り）、“Astrologer. Munajjam. Dajjāl.”（占星術師あるいは占い師。邪悪な者）。

我々の説明は以上である――アブー・アル＝モフタール。

第109号［*Qalam* 1959.8:47］

Q.548（109–01）

1．国家の法となるまでイスラム教のために戦うイスラム教徒、または集団あるいは組織は法的にどうなりますか。義務ですか、推奨ですか、それとも許可ですか。

2．国家の法となるまでイスラム教のために戦うイスラム教徒の集団を侮辱したがるイスラム教徒は法的にどうなりますか。

A.548

1．最初の質問で述べられているように、国家の法になるまでイスラム教のために戦うことは法的に義務である。なぜなら、それはコーランとハディースの中に記されたアッラーとその使徒ムハンマドの命令だからである。実のところこれは既に明白な事実であり、地位や職位の利得のために平気で国民を騙す場合を除いて、この国のムフティ［ファトワと呼ばれるイスラム法の法学裁定を出すことができるイスラム法学者］たちやウラマーの中で大胆にもこれを否定する人はいない！最も高貴なるコーラン「食卓」の章第47節の中で、次のようにはっきり記されている。「アッラーが啓示し給うたこと（コーラン、つまり強大で崇高なアッラーの法）によって裁きを行わない者どもは邪悪の徒である」[5)]。より明確にその法につ

5）「されば福音の民たるものは、アッラーがこの（聖典）に示し給うたところに拠って裁き事をなすべきであって、およそアッラーが啓示し給うたもので裁き事をなさぬ者は、すべて邪曲の徒であるぞ（『コーラン（上）』p. 154）」。

いて知りたいならば、コーラン「イムラーン一家」の章第44と45節の注釈も見て頂きたい。

一方、ハディースでは次のように説明されている。それが社会の中で主権を持つようアッラーのカリマ［お言葉］（アッラーの宗教）を守るために戦おうと前に進み出て、そしてその戦いで犠牲になった者の死は、殉教（アッラーの道のための）死である。しかし、その戦いが単にアサビーヤ・ジャーヒリーア［無明時代の部族意識］あるいはイスラムに相反した思想を守るためならば、彼らの死は無駄死にである。願わくはアッラーはそれを禁じ給わんことを。

これがイスラム教を公式の宗教とする独立国家を持つイスラム社会の一員の皆に課された責任である。もし植民地支配を受けているイスラム教徒があらゆる方法と手段を以て植民地支配から自身と祖国を解放するために戦うことが義務付けられているとしたら、既に独立したイスラム教徒にとってはなおさら、アッラーの法が人間の創造した法に取って代わるよう、イスラム政府の樹立のために戦うことが義務となる。

２．こうした真の光りに反する人々は確かにどの時代にもおり、彼らはコーラン「食卓」の章第50節の中に記された以下の啓示を以て強大で崇高なアッラーの挑戦を受ける。「いったい彼らは無明時代の裁き（法）を望んでいるのか。確かな信仰を持つ人々にとって、いったい誰がアッラーよりも優れた裁きができるというのか」[6]。

まさしく、信仰心に満ちた信者たちは強大で崇高なアッラーの法以外を選ぶことはない。しかし未だ疑念を抱く人々は、明るみの最中でいつまでも手探りを続けているのである。願わくは彼らが気づき、自覚せんことを。

第112号［*Qalam* 1959.11:46］

Q.549（112-01）

１．民族主義運動という経路を通じてイスラム国家を建てることはできますか。

２．現在の近代教育制度によってイスラム社会を形づくることは可能ですか。

３．今日の行政官たちは国家を指導することができますか。

6）「（お前に背を向けるとは）一体彼らは無道時代の裁きを懐がっているのか。しかし、確乎不動の信仰をもつ人々から見れば、アッラーよりも立派な裁きのできる者は誰一人ありはせぬ（『コーラン（上）』p. 155）」。

A.549

１．その民族主義運動がイスラムの理想を支持する限り、許される。今日の我々の社会には既にマレー民族主義並びにイスラムの理想に基づいたマレー人政党が存在する。この政党はイスラム国家を樹立しようと、また祖国にマレー人とイスラムの主権を確立しようと、あらゆる力と手段を以て闘っているところである。その闘いが成功するか否かはマレー民族、すなわち100%がイスラム教を信仰するこの国の所有者の認識にかかっている。もしマレー民族が一つの強力な政党において団結し、進んで戦いに進み出たなら、彼らに対抗し、抑える力を持つ神の創造物はこの世に存在しないだろう。

２．現在の近代教育制度では、確かにイスラム社会を形づくることはできない。しかし、今日のイスラム教徒は既に自覚しており、マレー的精神とイスラムの精神を殺すいかなる教育形態も受け入れることはない。

３．可能である。全員でないにしても、その中には数多くの資格のある者たちがいる。イスラム国家が存在すれば、イスラム教徒がそのために戦ってきた理想にかなった教育制度を実現することができるだろう。その結果、多くの資格のある我らの役人がイスラム国家行政の中枢を掌握することになるだろう。あなたが心配しておられるような（あるいは言い訳にしようとしている）資格のある役人の不足によって、祖国においてアッラーの法と法律の主権を確立するという義務が無効になることはない。

第122号［*Qalam* 1960.9:33-37］

Q.550（122-01）

拝啓、ジョホール州のムフティであるサイエド・アルウィ・ビン・タヒル・アル＝ハダッドのファトワ［イスラム法に基づく法学裁定］が出た結果、社会福祉くじの収益金から数多くのモスクが建設されました。建設費の全てがその資金から出された場合も、またはその一部が出された場合もあります。もしその資金がハラムだとすれば、そのモスクの状況はどうなりますか。礼拝所とすることが許されるのか、あるいはただ破壊されるべきなのでしょうか。

A.550

人々がこの問題についてよく考えられるよう、この質問を広汎に分析することが望ましいと考える。なぜなら、社会福祉くじの収益金によって既に数多くのモスクが建設されている事実を、もはや隠すこ

とができなくなったからだ。モスクと言えば、イバーダートを行う美しき場所で、その中には一目見ただけでモスクだと分かるような魅力的な彫刻が収められている建物が目に思い浮かべることができるだろう。スラウと言えば、我が国全域の至るところに数多くあるイバーダートを行う小規模な場所が目に浮かぶ。こうした意味で、金曜礼拝を行うことが許されるのはモスクだけであり、一方スラウは金曜礼拝の場として使われない。そこではただ義務の礼拝を行うための集団礼拝の場として使われる。

預言者ムハンマドの時代に建てられたモスクは実に質素な状態であった。預言者ムハンマドとその教友たちは外観を飾ろうとはしなかった。そうではなく、預言者ムハンマドとその教友たちは民衆の内面を飾り、シャイターン［悪魔］の影響から身を浄化することに努力を集中させた。こうしたことから、彼らはごく僅かしか外観を飾ることはなかっただろう。多くの歴史学者の間では、預言者ムハンマドによってカーバとメディナに建てられたモスクは極々質素であったということで意見が一致している。とはいえ、モスクとしての条件は満たしていた。建設されたモスクは、四方形の部屋が一つあり、周囲に壁が巡らされていた。高さは人の背丈より少し高いくらいで、柱はナツメヤシの木でできていた。天井は平らに造られ、ナツメヤシの葉と粘土でできていた。床は実に質素であった。それは単に土から造られていたのである。雨水にあたって初めて石が使われたが、その石も普通の砂利であった。

そうしたモスクの一部は貧しい人のために用意されていた。彼らはahlu al-ṣuffah［スッファ（モスクの一角）の人々）］と呼ばれる。すなわち、コーランやその他の宗教上の必要事項を学ぶ（暗記する）準備を自ら行っていた人々である。彼らには必要とされる場所のどこへでも宗教を伝道する、あるいは教えに行く用意が常にあり、彼らの同胞であるムスリムたちと共に戦うことを命じられる準備もできていた。そのモスクの敷地の半分は屋根がなく、そこにはウドゥー［礼拝のための浄め］をする場のための井戸が一つだけあった。これがモスクの基本であった。キヤイ・ザイヌル・アリフィン・アッバースはその著書『ムハンマド』の中で、それこそがモスクの基本であるが、建物の形は宗教で定められてはいない、と述べている。なぜなら、それは世俗の事柄に関する事項だからだ。

呪いをもたらすモスク：モスクを建設する上で次に不可欠なのは、タクワ（敬虔さ）に基づいてモスクを建設しなければならない、ということである。預言者ムハンマドの時代に偽善者たちによって建てられたモスクのように、不忠に基づき建てられたモスクは神に呪われ、使徒ムハンマドにより破壊するよう命じられている。偽善者たちはそうしたモスクを、イスラムの地位を脅かすような何かをしでかすために彼らが集う場所にしていた。このようなモスクは「マスジド・ドゥラール［masjid ḍurār］」（危険なモスク）という名で知られている。

マスジド・ドゥラールの出来事：預言者ムハンマドの時代に、イスラム教徒に危険を及ぼす目的でモスクを建てた偽善者の一団がいた。このモスクは「マスジド・ドゥラール」（危険なモスク）という名で知られている。最も高貴なるコーラン（「改悛」の章第107－110節）の中で、神はそのモスクを建てた人々のことと、彼らの不誠実な目的について説明なさっている。それは次の通りである。「そして、無信仰ゆえに危険を及ぼすため、そして信者たちに危険を及ぼすため、そして以前アッラーとその使徒に戦いを挑んだ者どものための偵察場所として、モスクを設けた者どもがいる。しかし彼らは神に誓って言う、『（モスクを設けることで）ただ良いことを願っただけです』。しかしアッラーは彼らがまことに嘘つきであることを証言し給う」（コーラン「改悛」の章第107節）[7]。

先ほどの聖なる節の中で述べられている通り、偽善者集団が不誠実な目的でモスクを建設し、イスラム教徒に危険を及ぼしたため、神は使徒ムハンマドがその「ドゥラール」のモスクで礼拝を行うことを禁じなさった（彼らが預言者ムハンマドにそこで礼拝を行うよう頼んだからである）。「改悛」の章第108節に神の禁止が説明されている。「汝は永久にそこで礼拝を行ってはならぬ。なぜなら（建てられた）最初の日から敬虔さ（という土台）に基づいて建てられた（汝の）モスクこそ、汝が礼拝を行うにはよりふさわしい。そこには身が清らかになることを好む男性たちが何人もいる。そしてアッラーは身が清らかな

7）「それから、嫌がらせのため、無信仰の故に、また正しい信徒の間に仲間割れを惹き起そうがため、かつはまた以前、アッラーと使徒に戦いを挑んだ人々のかっこうな待伏の場所としようがため、（新しく）礼拝所を建てた者どもがある。彼らは（口先では）きっと『わしらの願うところはひとえに（来世の）よき報いのみ』などと誓言までして見せるに違いないが、しかしアッラー（御自ら）彼らは嘘つきだと証言し給う（『コーラン（上）』pp. 269–270）」。

人々を愛し給う」[8]。

アル＝タバリーの説明によれば、この節に記されている敬虔さという土台の上に建てられたモスクに関しては、タフシール［コーランの解釈］学者の間で二つの見解がある。一部の学者は、そのモスクは預言者ムハンマドがカーバに初めて建てたモスクであると主張している。それに対し他の学者たちは、これこそアル＝タバリーによって選ばれた見解であるが、そのモスクとは預言者ムハンマドの霊廟（墓）があるメディナの使徒のモスクであるとしている。

次にアッラーは、二種類のモスク（預言者のモスクあるいはドゥラールのモスク）のうちどちらがより優れているかを御問いになった。以下がその啓示である。「アッラーに対する敬虔さ（という土台）の上に、そして御満悦を得る（ために）、建物（モスク）を建てた者の方が優っているのか、それとも崩れ落ち（そうな深い）谷の縁の上に建物（モスク）を建て、（建物）もろとも地獄の業火の中に転落した者の方が優っているのか。アッラーは不義の徒を御導き給わない」[9]。

すなわち、アッラーは次のように御問いになった。どちらの人間がより優っているのか。アッラーに対する敬虔さとアッラーのご満悦の土台の上にモスクを建てた者なのか、あるいはアッラーの命令に反し、またアッラーのご満悦を得ない行為に基づき、あたかも深い谷の縁に建てたがゆえ、地獄のジャハンナムの火の中に彼らもろとも崩れ落ちるかのようなモスクを建てた者なのか。さらにアッラーは、上述の者どもは不義の徒であり、アッラーは不義の徒を御導き給わない、と説明なさった。

第110節では、敬虔さの土台の上に建てず、その逆に「ドゥラール」（危険を及ぼす違反行為）に基づいてモスクを建てた不義の徒の結果について説明されている。以下がその啓示である。「彼らが（アッラーのご満悦を得ない方法で）建てたモスクはいつも彼らの心の中の疑念（不信）となる。彼らの心が砕ける（時）まで（そして彼らが死に、それによって初めて彼らの疑念は晴れる）。アッラーはまことによくご存じで、賢くおわします」[10]。

アル＝タバリーの説明によると、「マスジド・ドゥラール」は最終的に使徒ムハンマドの命令により、イスラム教徒たちによって燃やされ、破壊された。それは、強大で崇高なアッラーが、それを建てた偽善者たちを試問し、預言者ムハンマドにそこで礼拝を行うことを禁じた前述の聖なる節が啓示された後に行われた。

宝くじはハラム：上記のモスクの状況についてはとりあえず脇に置くことにしよう。今度は宝くじがハラムであることに注目しよう。宝くじがハラムであるということに疑いの余地はない。なぜなら、それはコーラン「食卓」の章第90節の中で次のように記されているからだ。

「信ずる者たちよ、まことに酒、賭博［maysir］、偶像、そして矢占いは、汚らわしい悪魔の業である。よって汝らが栄光を手にしたいならば、それらを避けなければならない」[11]。

ここではmaysirについてのみ詳しく分析することにしよう。maysirとは賭博あるいは宝くじの意味である。これを禁止する節が下る理由となったジャーヒリーア［イスラム以前の無明時代］に行われた賭博の特徴について、以下のように伝えられている。その時代の人々は十票くじを行っていた。その票の名前は次の通りである。1．アル＝ファズー、2．アッ＝タッワーム、3．アル＝ラキーブ、4．アル＝ハリス、5．アル＝ナーフィス、6．アル＝ムスビル、7．アル＝ムアッリー、8．アル＝マニーフ、9．アル＝サフィーフ、10．アル＝ワグド。この十票のうち最後の三票は賞品を貰えない。彼らは一頭のラクダを屠殺し、ばらばらにして28の部分に分けた。一部分をアル＝ファズーの、二部分をアッ＝タッワームの、三部分をアル＝ラキーブの、四部分をアル＝ハリスの、五部分をアル＝ナーフィスの、六部分をアル＝ムスビルの、七部分をアル＝ムアッリーの賞品として与えられた。上記の七票以外は何も貰うことができない。

このくじを行う者が十人集った。彼らは先ほどの

8）「お前あのような場所を決して踏んではならぬぞ。よいか、そもそもの最初から懼神の心を基礎として建てられた礼拝所の方が、どれほどお前が足を踏み入れるにふさわしいことか。あそこには、常に、好んで身心を浄らかに保とうとする人たちがある。まことに、アッラーは身心の浄らかな人々を好み給う（『コーラン（上）』p. 270）」。

9）「（よく考えて見よ）建物をつくる場合に、アッラーへの懼敬の心と（アッラー）の御満悦（を願う心）との基礎の上にうち立てた人と、自分の建物を水に侵蝕されて正に潰れ落ちんばかりになっている川岸に立てたために、とうとう家もろともジャハンナムの劫火の真只中に潰れ落ちてしまった人と、一体どちらが立派だろうか。よいか、アッラーは不義をはたらく者どもの手引きはし給わぬぞ（『コーラン（上）』p. 270）」。

10）「そういう人々の立てた建物は、彼ら自身の心の中でも、どこまでも疑惑の種となるばかり、彼らの心がずたずたに引裂かれてしまうまでは止めどもなく。アッラーは明敏、全知におわします（『コーラン（上）』p. 270）」。

11）「これ、汝ら、信徒の者よ、酒と賭矢と偶像神と占矢とはいずれも厭うべきこと、シャイターンの業。心して避けよ。さすれば汝ら運がよくなろう（『コーラン（上）』p. 163）」。

十票を皮などでできた一枚の小袋に入れ、それを立会人の手に委ねる。その立会人は先ほどの小袋を強く振ってから、一つずつくじを取り出して、十人全員に行き渡るまで一人一人にそれを渡した。くじに当たった人は、上述の順番に従って用意されたラクダの肉を貰うことができる。そして何も貰わなかった人は、その屠殺されたラクダの値段を支払うことになる。彼らの慣習によれば、先ほどのくじを当てた人たちはその肉を一切食べることができない。それらは全て貧しい人たちに施さねばならなかった。これこそがジャーヒリーア時代の宝くじの状況であり、これが上述の神の節が下される理由となった。我が国、すなわちイスラム教が公式の宗教として公認されているマラヤ連邦において、どのように宝くじが行われているか、ここで我々は比較することができるだろう。

我が国のモスク：我が国には、もう十分数多くのモスクがある。それにもかかわらず、イスラム教徒によりモスクを建てる活動が未だ盛んに行われている。寄付を求めることが困難になると、また所有権が切れたなどの根拠によりハラムであると合意された宝くじの収益金がハラル［宗教上許される事項］となり得るというファトワが出された結果、それぞれの村にモスクを建設するため、社会福祉くじ委員会に対し資金を要請する動きが起こった。資金不足の場合もあれば、より多くを求めての場合もあった。こうした状況は、ハラムとされる資金が含まれた費用で建てられたモスクで礼拝を行うことを一部の人たちが嫌ったため、村々で対立を引き起こした。この人びとは、所有権が切れている場合の宝くじから徴収した資金の使用は許されるとして、宝くじが意図的に行われていることは明らかであると考えているが、現行の宝くじは継続的に行われている。

宝くじ委員会に要請を出すということは、要請した資金が明らかにハラムとされる宝くじの収益金から出されることを意味する。宝くじは法的拘束により強制的に継続して実施されているのだから、我々はその資金が他者の利益のために使われ、それが我々の地位を崩壊させる原因となる恐れがあるのをただ放っておくつもりなのか、我々自身の福祉に関わる事柄のためにその収益金を手にしたくはないのか、と考える者もいる。

この最後に挙げた提言に賛同する者もいる。たとえその資金がハラムだと知っていたとしても、それは自分たちが手にするべきであり、もし放置しておけば他の宗教のために使われ、それにより自ずとイスラムの地位が傷つけられるに違いない、と彼らは考えている。それゆえ、もしその宝くじの資金がマドラサあるいは学校、または孤児院などの建設に使われるのであれば、彼らは深くは考えない。しかし、もしそれがモスクの建設に使われたならば、彼らは激しく反対する。モスクは敬虔さを土台に建てられるべきであり、もし建設資金が宝くじの収益金から出たものだとすれば、どこに敬虔さがあるというのか、と彼らは考える。イスラム法によれば、所有権が切れ、バイトゥルマル［慈善基金］に戻された資金あるいは剥奪された土地をモスクのために使うことは許されず、剥奪された土地あるいは定まった所有者がいない土地の上にモスクを建てることも許されないと彼らは強調している。イバーダートを行う場所、つまり神を崇める場所を、シュブハ［合法か違法かあいまいで、ゆえに避けた方がいい事項］とされる資金が含まれる費用で建てるべきではない。ましてやそれがハラムとされる資金で建てられたなら尚更であると彼らは考えている。

一方、預言者ムハンマドが35歳であった時代に、ジャーヒリーアの人々はカーバ神殿を建設する際、彼らはほんの僅かでもシュブハとされるお金を建設費として寄付する者が一人もいないよう望んだ。ジャーヒリーアの人々がそうであるならば、我々はいったいどうなるのだろうか。

既に建てられたモスクの状況：さて、我々は読者の方々を一つの結論に導くことができるだろう。その宝くじの収益金が、所有権が切れたことを理由にハラルになると言われようが、あるいはその宝くじの収益金がハラムだろうが、その資金でモスクを建てる、または造ることは許されないと我々は考える。先に挙げた複数の節の中で、モスクの建設は敬虔さを以て建てなければならないと明瞭に示されている。少なくともシュブハとされるお金が含まれる資金で建てることはタクワと言えるのだろうか。例えばもしクアラルンプールにこれから建てられるマスジド・ジャメの建設費用の一部が宝くじの資金から特別に出されたものであったなら、その建設は敬虔さに基づいたものなのだろうか。あるいはそれは一つの政治的策略なのだろうか。

もし政治的策略であり、敬虔さでないとすれば、そのようなモスクはマスジド・ドゥラールと同類であり、

神はその中で礼拝を行うことを禁じ給うたといえるだろう。そのようなモスクは破壊されるべきであり、もしそのモスクが破壊されなかったなら、人がその中で礼拝を行わなかったとしてもそれは過ちにならない。

（少なくとも）状況が定まっていない資金で、アッラーに対するイバーダートを行うモスクを建設することは適当なのか、ということを我々は考える必要がある。社会福祉くじ委員会から与えられた資金で建設されたモスクは、既にイスラム教徒の間に○○［原語不明］（分裂）を引き起こし、それは災いをもたらす性質があることは明らかである。したがって我々の見解では、その状況は預言者ムハンマドの時代のマスジド・ドゥラールと同じであり、よってそのようなモスクは破壊されなければならない。

とりあえずは以上である。もし我々の説明が必要とあれば、神の御心ならば改めて行おう。そして、もしあればだが、タクワの道以外にモスクを建設することに関して確固とした根拠を持った理論があるならば、我々はそれを参照する用意がある。

第123号 ［*Qalam* 1960.10: 26-29］

Q.551（123-01）

近頃、高名なインドネシア人ウラマーのハムカ氏は『ブリタ・ミング』誌のインタビューの中で、イスラム教徒にとって本質的な問題はイスラム教の六信五行に基づくアッラーへの信仰であると述べました。女性が頭にベールを被る問題、男女間で握手をする問題、社会の利益のために男女が交流する問題は枝葉の問題であり、本質的な問題ではないというのです。つづけて、男女間の握手あるいは女性が頭にベールを被るか否かという問題は、女性にとって合法か非合法かではなく、その状況や行為が性欲を生じさせるか否かという問いに基づいていると彼は述べました。

上記のハムカ氏の説明から、私は以下の質問をしたいと思います。1）枝葉とされたことをイスラム教徒が実行するあるいは違反したら、法的にどうなりますか。2）神によって定められた法は何でしょうか。例えば、そこに性欲はないからといって握手をしてもいいのでしょうか。3）社会の利益という理由から神によって定められた法が変わることはあるのでしょうか。

A.551

『ブリタ・ミング』誌への説明な中で、女性が頭にベールを被る問題、（二人きりで行われていると言われる）男女間の握手の問題、社会の利益のための男女間の交流という問題は枝葉であって本質的なものではなく、本質となる問題はアッラーに対する信仰、イスラムの六信五行であるとハムカ氏は述べている。我々が調査した結果、ハムカ氏は誤解の余地のない法を混乱させ、それらをkhilāfiyyah［見解の相違］に関する問題にしようとしていると考える。これらの問題を彼は枝葉と見なしているが、この問題は信仰すべきコーランと預言者ムハンマドのハディースで定められている。たとえその教えが「社会の利益」に反していたとしても、もしある者がアッラーの使徒とその聖典（すなわち最後の聖典として従うべきコーランの中で命じられ、説かれたこと）に従わないならば、教えに違反したことになる。なぜなら定められたすべて、そこに含まれる枝葉を社会の利益のために変更することは許されないからだ。

イスラムにおける枝葉の法とは、法を構成する一つ一つの法という意味であり、furu'、つまり枝ではない。もしその法についてアッラーの啓典と預言者ムハンマドのスンナ［ムハンマドの言行に由来する慣例］の中で十分明確に述べられ、説明がなされていたならば、それを遵守する義務がある。

この事柄に関して口実を作ることはできない。もしそれを行おうとすれば、アッラーの法の軽視を図る行為になる。例えば、ウラマーを自称した人物はその地位を守り維持する義務があるのは当然であり、そして2つの顔を持つことはできない。もしその者が作家となり、その後ジョゲット［伝統舞踊］会場に入り、人が躍るのを観た後に、私はウラマーではなく作家としてそこにいたのであると言ったとしよう。人間には二つの姿や二つの心が胸の内に存在するというのか。そんなわけがない！

いくつかの預言者ムハンマドのハディースの中で、上記三つの事項は固く禁じられているという明瞭な説明がなされている。もしハムカ氏がそれを行ったとして、それを行ったがゆえに後にそのための法を定め、それを許したとすれば、それはイスラムの原則を損なうことになる。もし彼がそれを個人的に行ったならば、つまりそれに対して法を定めたり、法的判断を下したりしなければ、それを行うことは彼次第である。しかし行った後で、「非常事態ゆえに」その行

為を許す法的判断を下したならば、それはそうした行いを為すよう他の人々を誘引する行為となる。ハムカ氏によればそれは法的にマクルーフ［禁止ではないが自粛すべき行為］にすぎない、ハムカ氏は宗教的学識の深い人物であり作家でもあるではないか、彼に従ってもよいのではないかなどと一般人が語るようになるからだ。これはイスラム教の神聖さにとって極めて危険なことである。

女性のベールについて：アッラーの御言葉は以下の通りである。「彼女ら（女性たち）は外に表れる部分の他は彼女らの飾りを見せてはならない。そして彼女らの頭のベールをその胸まで垂らしなさい（すなわち頭にかぶったベールの端を首に巻き付け、胸が隠れるようにそれを胸の上に垂らしなさい）」（「光り」の章第31節）[12)]。

外に表れる部分とは何だろうか。これは上述の節について説く、以下に挙げる二つのハディースの中で説明がなされている。「イブン・アッバースはこう伝えている。外に表れる飾りとは顔、アイライン、手のヘンナの跡、そして指輪である」（イブン・ジャリールによる伝承）。

もう一つハディースを挙げる。「アーイシャはこう伝えている。まことにアスマー・ビンティ・アブー・バカルは、薄着で預言者の元へ謁見しに来ました。そこで神の御使いはこうおっしゃいました。『おい、アスマー！ まことに女性は十分な年齢に達したら、ここやここ以外を見せてはならぬ』。こうおっしゃりながら神の御使いは顔と両手を示されました」（アブー・ダウードの伝承によるハディース）。

このハディースをさらに補強するため、アッラーの御言葉を挙げる。「おお、預言者よ。汝の妻たちや娘たち、そしてイスラム信者の女たちにも、長いベールを彼女ら（の顔）の上に垂らすよう命じなさい」（「部族同盟」の章第59節）[13)]。

ここで意味するところは、「光り」の章の節で記されているように、頭のベールを被るだけではなく、女性たちはその上からさらに長いベールを被り、そのベールを少し顔に被せなくてはならない、ということである。

イスラムの黎明期において、使徒ムハンマドは常にイスラム信者たちからバイア（忠誠の誓い）を受けていたが、その中には女性の信者たちも含まれていた。この事柄は極めて重要である。使徒ムハンマドはバイアの際に男性の手を握ったが、使徒ムハンマドは女性のバイアを受ける際に彼女たちの手を握ることはなかったのである。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことに私は女性と握手することはない」（マーリク、アル＝ティルミディ、そしてアル＝ナサーイーの伝承によるハディース）。

他にも以下のようなハディースがいくつかある。「アーイシャはこう伝えている。神の御使いは、彼にとってハラルでない（他人の）女性の手に触れることは一切ありませんでした」（ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

「アーイシャはこう伝えている。いいえ！アッラーに誓って、神の御使いの手が女性の手に触れることは一切ありませんでした。彼は女性たちのバイア（誓い）を、ただ言葉を以て受け入れたに過ぎません」（ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

「アーイシャはこう伝えている。神の御使いは（他人の）女性の手に触れることは一切ありませんでした」（ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

「あなた方の中の誰かが、その者にとってハラルでない女性の肩に軽く触れるよりはその頭を鉄の針で刺される方がよい」（アル＝タバラーニーの伝承による真正ハディース）。

「ある男がその者にとってハラルでない女性の肩に軽く触れるよりかは、泥にまみれた豚に軽く触れる方がよい」（アル＝タバラーニーの伝承による真正ハディース）。

もしこれらを以て禁じられていると考えるならば、当然握手をすることもそうだということは明らかである。信仰されている、またはイスラム教の原則として固く信じられる信仰原理となっているコーランや預言者ムハンマドのハディースで定められた法を、「そこに性欲はない」ゆえに、社会の利益のために行うことは許されるのだろうか。こうした理由は宗教の法を軽視するためにでっち上げられた言い訳である。もし当人がそれを行いたいならば、たとえそれ以上の行為であったとしても、例えば口づけの挨拶をする習慣がある場所にやって来て、性的意図がな

12)「それから女の信仰者にも言っておやり、慎しみぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう（『コーラン（中）』p. 236）」。

13)「これ、預言者、お前の妻たちにも、娘たちにも、また一般信徒の女たちにも、（人前に出る時は）必ず長衣で（頭から足まで）すっぽり体を包みこんで行くよう申しつけよ（『コーラン（中）』p. 297）」。

かったとしたら、彼がそれを行いたいならば行えばよい。しかし最も神聖なる宗教の法に累を及ぼし、その禁止事項を軽視したならば、それは危険な事柄である。なぜなら後に一般の人々が、そのインドネシア人ウラマーはそれを許しており、ここマラヤのウラマーらは愚かで法を知らないなどと口にするようになるからだ。

我々は男女間の握手は固く禁じられていると考える。ハムカが行ったような、ウラマーが握手をすることは危険な行為であり、我々の見解では、いくつかのハディースの中に記されているような神の禁止を極めて軽視する行為である。性欲がないとか社会の利益のためなどといったハムカが述べたような理由は論拠とならない。なぜなら、定められた法を何らかの理由で変更してもよいとする根拠がないからだ。使徒ムハンマド自身、バイアがいかに重要かを知っており、そのバイアを受ける上で性的目的あるいは性欲を持つことはなかった。使徒ムハンマドは彼にとってハラルでない女性と握手することはなかったのである。

枝葉の事項というのは、見解が定まっていない事項を意味するわけではない。なぜならそれは変わることのない決定だからだ。アッラーとその使徒によって法的に合法とされた時、それを変更することは許されないのである。

第124号 ［*Qalam* 1960.11: 8-9,34-35］

Q.552（124-01）

アフマディーヤとムハンマディーヤの宗教団体としての違いは何でしょうか。両教団はイスラムの四法源、すなわちコーラン、ハディース、イジュマー［宗教上の問題に関する合意］、そしてキヤース［宗教上の問題に関する類推］を規範としていますか。もしあるイスラム教徒が上記の教団の一つに入団したら、それは法的に過ちとなりますか。

A.552

この質問に回答するにあたり、ムハンマディーヤとは誰のことで、アフマディーヤとは誰のことなのかを明確に説明すれば、この三つの問いへの答えになると思われる。ムハンマディーヤは最初、ジャワ中部のジョグジャカルタの地で高名なウラマーであった故ハジ・アフマド・ダーランによって設立された宗教団体であった。インドネシア、なかでも当時のイスラム教育が非常に嘆かわしい状態であったジャワ島、とりわけ中部ジャワにおけるイスラムの拡大において、ムハンマディーヤは実に偉大な功績をなした。彼らは政治分野で活動していたのではなく、教育界で尽力していた。そのおかげで、彼らの犠牲と相互扶助によって、各地にたくさんの学校が建てられた。ムハンマディーヤの各団員が宗教的義務を守るために毎回手弁当で取り組んだ結果、インドネシア全域のムハンマディーヤの建てた学校は現在に至るまで継続的に管理・運営されるようになった。

彼らの規範とはイッティバー・アル=スンナ［預言者ムハンマドのスンナに従うこと］と言われる○○［原語不明］への追従である。彼らは直接コーランとスンナ（ハディース）の教えを規範とし、コーランとスンナ（ハディース）から見出した事柄の中に説明がない事項に関しては教友らのイジュマーを採用する。そしてもしキヤースを必要とする事例があった場合は、キヤースを指針とする。イバーダートの事項については、既に使徒ムハンマドがそれを十分に完成させ、教えを示していると彼らは考えている。それゆえイバーダートに関しては、彼らは使徒ムハンマドの教えをそのまま規範としている。彼らはマズハブ［法学派］のイマームたちを尊重はしているが、各マズハブに縛られることはない。彼らの信条は、アッラーを唯一神とし、イスラムの六信五行を信仰することである。我らが崇敬する預言者ムハンマドの後に預言者はいないと彼らは認めている。彼らがモスクをないがしろにすることはなく、各時間帯の礼拝あるいは金曜礼拝のいずれにおいても、彼らは各マズハブに属するイマームらの後ろで集団礼拝を行う。彼らは、イバーダートの事柄に関して追加を望まないという実に確固たる規範を持っている。使徒ムハンマドによって示されたように、彼らは（イバーダートに関して）何かを追加したり削減したりする権利はないと考えている。しかし、預言者ムハンマドの時代に存在しなかった、あるいは起きたことがない事柄、例えば非常に高速なジェット機があったときにそのなかでどのように礼拝を行うべきかといった問題に関しては、キヤースを必要とする。例えば木の上ではどのように礼拝を行うかといった問題をもとに、飛行機のような状況と同一視することができるかについてキヤースをするといったように、四人のウラマーらの見解がキヤースの材料として必要とされる。

要するに、全ての物事においてアッラーの聖典とスンナに立ち返えらなければならないと彼らは考え

ている。彼らとマズハブに従う人々との間の見解の対立は単に枝葉の事項においてであり、原則に関しては同じである。その対立は四人のイマームたち、すなわちマーリク、アブー・ハニーファ、シャーフィイー、そしてアフマド・ビン・ハンバルとの間の見解の対立とほぼ変わらない。

我々同士の間で騒動となった事柄は、知識があまり深くないのにすぐに他人を見下そうとしたり、イマーム・シャーフィイーや他のイマームたちに公然と挑もうとする一部の指導者が原因となっていることを指摘すべきである。このすべてが他の人々を傷つけ、その上絶えず互いをビドア［逸脱］と呼び合う結果となった。彼らは分別ある方法を取入れることを忘れている。分別ある方法を以て行動してこそ、組織が団結し、同じ見解を持ち、そして協力し合うことができるのである。

アフマディーヤ：今度はアフマディーヤとは誰のことなのかを考察することにしよう。アフマディーヤは1890年、インドのパンジャーブ地方ラホールのカディアンに住むミルザ・グラーム・アフマドによって設立された団体である。もしアフマディーヤという言葉がグラーム・アフマドの名前に因んだものならば人々は気にしないだろう。しかし彼らが言うには、その名前は預言者ムハンマドの名前にあたるという。なぜなら、我らの預言者の名前の一つがアフマドだからだ。彼ら（カーディヤーニー派の人々）は次のように述べている。預言者は二つの名前を持っている。すなわち、ムハンマドとアフマドである。ムハンマドという名には、あの方が自分の教友たちを殺した敵に対し武力を以て対峙するという意味が秘められている。「しかし、アフマドという名には、あの方がこの地上に平和をもたらすという意味が秘められている」。以上がパダンで出版された“*Iẓhār al-Ḥaqq*”という本の中に記された彼らの主張である。グラーム・アフマドの死後、その運動は二つに分派した。一つはアフマディーヤ・カーディヤーニー派で、もう一つはアフマディーヤ・ラホール派である。

グラーム・アフマドの自認：ミルザ・グラーム・アフマドは自分が以下の者であると自認していた。1）ムジャッディド［改革者］、2）ムハッディス［ハディース伝承者］、3）神のお告げを受ける者、4）神からの啓示を受ける者、5）やがて到来するマフディー［救世主］、6）降臨すると言われている預言者イエス、7）父なる神、8）使徒、9）クリシュナ、10）モーセ、11）アブラハムなどで、まだ他にもある。

アフマディーヤの運動目的：マリアの息子イエスは既に死しており、よって悪魔を殺すため降臨すると約束されているイエスとはあのミルザで、その悪魔とはキリスト教徒の司祭であると彼らは主張している。要するに、彼らが言うにはアフマディーヤの運動はイスラムを広め、そしてキリスト教を滅ぼすためだという。彼らはこれを口頭と文書で述べている。しかし彼らの書物を英語、アラビア語、そしてウルドゥー語で読んだことがある人々は、その運動の狙いはイスラム教徒を支配するキリスト教徒の王、とりわけ英国政府に服従し、抵抗や反抗しないようイスラム教徒に勧めるにほかならないことがわかるだろう。

読者の方々の知識のために、ミルザ・グラーム・アフマド自身が何冊かの著書の中で記したいくつかの言葉を以下に抜粋する。我々はそのマレー語の翻訳のみを引用する。もし必要とあれば、いずれまたアラビア語も合わせて掲載することにする。この事柄が記されている箇所を、以下の各部で取り上げることにしよう。

預言者たちに対する信条［原文ママ］：1. まことにアッラーは長くて広い（境域）を持っており、また無数の手足を持っている。2. そしてアッラーは隅々に広がる電線のような脈を持っている。3. まことにアッラーは私とアッラーとの間にある壁（塀）を取り去り給い、そして幾度か私に指南し給うた（これらは全て彼の著書、“*Tawḍīḥ al-Marām*” からの引用である）。4. 私は自分が神である夢を見た。まことにこの私こそがアッラーであると確信している。その時私の心には次のことがよぎった。それは新たな秩序を以てこの世を完成させることである。すなわち、私は新たな回転で天地を創造しようと考えた（“*al-Islām*”）。5. まことにアッラーは汝が立っているところに立ち給う（“*Ḍamīmat Anjām Atḥam*”, 17）。6. アッラーは汝をその王座から称賛し、汝の元へ歩み寄り給う（“*Anjām Atḥam*”）。至高なるアッラーはカディアンに降臨し給うた（“*Anjām Atḥam*”）。8. まことに私は雷である。これはアッラーの新たな名前の一つである（“*Anjām Atḥam*”）。9. アフマドよ。これは汝にとっての完璧な名前であり、私にとっての完璧な名前ではない（“*Anjām Atḥam*”）。10. 私は己のために汝を選んだ。天地が私とともにあるように、両者は汝とともにある。汝の秘密は私の秘密である。私から見れば、汝は私のタウヒード［神の唯一性］とタフリード［特

異性］と同格である（“*Anjām Atḥam*”）。

預言者たちに対する信条：１．彼（預言者ムハンマド）は何一つ奇跡を、ましてやそれ以上のことを起こしたことがない。2．（預言者ムハンマドは）マリアの息子である預言者イエスの真実、そしてダッジャール［偽救世主］、そしてヤジュージとマジュージ［ゴグ・マゴグ族。神に反逆する者たち］の真実、またダーッバフ・アル＝アルド（大地の獣）の真実に関する完璧な知識を与えられてはいない。彼は比喩や概括を通じてそれらに関する不十分な知識を与えたに過ぎない。

預言者のハディースに対する信条：１．私が神から受けた啓示に反するハディースは、汚れた紙と共にゴミ箱に捨てるべきである。２．まことにアッラーは、私が神から受けた啓示に賛同するハディースを受け入れ、そして私の考えに反するハディースを拒絶するに十分な力を私にお与えになった。

コーランに対する信条：１．まことにコーランは天に上げられたことがあったが、私が天から地上に持ち帰った。2．コーランはアッラーの御言葉であり、私の口から発せられた言葉である。

天使に対する信条：１．天使及び死の天使が地上に降りてくることは一切ない。２．天使とは他でもなく、魂の熱に対する名である。

その他の事柄：私が生まれた後に、（イバーダートの）巡礼の地はカディアンに移った。2．私を信じないものは誰であれ、地獄の民の不信仰者である。

ミルザ・グラーム・アフマドの祈願：１．兄弟たちよ、知るがよい！まことに我々は女王陛下の政府の保護の下、横暴な者どもの手から守られている（女王とはヴィクトリア女王を意味している）。2．神よ！（女王の）寛大さがありますよう、恩恵を与え給え。3.全ての賛辞は、我々の恐怖を平穏に変え、我々に女王（慈悲深く寛大な英国王）を授け給うたアッラーに対するものである。4．私の名に誓って！ まことにこの（英国）民は我々の利益のためにアッラーによって遣わされた民である。5.そして我々は心と言葉で彼らに感謝しなければならない。

以上がミルザ・グラーム・アフマド、すなわちカーディヤーニー派の人々の預言者の信条の一部である。実のところ他にも数多くある。これを以て、いかにムハンマディーヤと異なるか、自身で区別することができるだろう。以上がミルザ・グラーム・アフマドの信条の一部であり、それはコーランとハディースの原則を規範としてはいるが、アフマディーヤの不信仰性は明らかである。ましてや彼らの支離滅裂な話や虚偽についてさらなる説明を受ければ、彼らがイスラムから逸脱した集団であり、その虚偽により神に呪われることは明白であろう。

▌第125号［*Qalam* 1960.12: 8-11,44-45］

Q.553（125－01）

かつて私は、インドネシアから来た講演者がある講演会において、会の聴衆に冊子を販売する目的は友好関係を結ぶ費用のためであり、そしてマレー半島において宣教を続けるためであると述べたのを聞きました。私はこの言葉から、その宣教師らは己のために支援を求めている、または集めていると考えます。こうした事柄における宗教の法はいかがでしょうか。また報酬を求める宣教に関して宗教の教えはいかがでしょうか。

A.553

実のところ、適切だろうがなかろうが、この地への宣教の機会を寄付を集めるためだけに利用する講演者が何人かいた。それどころか宣教先のどこででも冊子を売り歩く者もいた。開催された講演会において、講演者たちは印刷した冊子を持ち込み、そしてそこで決められた値段で冊子が売られた。例えばかつてアッラーの99の美名を内容とする８ページに及ぶ冊子を、一冊１リンギで売ろうとする事例が起きた。さらには、持って来た冊子の販売を許可しない限りは講演を行わないという条件を挙げる者もいた。

こうした手法により、講演会で冊子を売るという手段は二つの事柄を引き起こすと考えられるようになった。それは、１）宣教の集会が収益あるいは報酬を求める場と化す、２）やがて宗教の宣教から一般の人々を遠ざける、ということである。もしこれら二つの事柄が生じたならば、もはや神へと至る道へ呼びかける誠意は存在しないことになる。そうした宣教活動は既に生計をたてる手段となっている。つまりそこから報酬を得ているということであり、とりわけ彼らが我々のことを天使かその類いとでも言うのかというような発言をした場合は尚更である。

最も良い規範、またこの事柄において我々の手本となるのは、預言者たちの行動である。預言者たちの歴史の中で、彼らがどのように宣教したかについては十分に伝えられている。預言者ノアは大いなる規範となる。預言者ノアはその民をアッラーへと至る

道へ呼びかける戦いを続けた。コーランの中には、自分の民をアッラーへと至る道へ呼びかける預言者たちの文言について述べる節がいくつかある。そこでは、呼びかける彼らが報酬を求めることはなかったとはっきり記されている。コーラン「詩人たち」の章第26節では、繰り返し以下のように述べている。「また私は汝らに報酬（支払い）を求めるつもりはない。私の報酬は、万有の主からのみ与えられ給わんことを願う」[14]。

この節は、内容を同じくする「詩人たち」の章第127節において預言者フードの呼びかけの中で再度繰り返されている[15]。預言者サーリフのその民に対する呼びかけも同様である。上述の節の内容は、「詩人たち」の章第145節においても同様に記されている[16]。

同様に、預言者ロトがその民に呼びかける伝承においても、上述の節が再び記されている。その趣意は預言者ロトがその呼びかけにおいて報酬を求めなかったというものである。その内容は同じである。すなわちそれは「詩人たち」の章第164節に記されたものである[17]。

預言者シュアイブが述べたことも同様であり、その言葉は「詩人たち」の章第180節の中のアッラーの御言葉として使用されている[18]。よってこの「詩人たち」の章において、預言者ノア、フード、サーリフ、ロト、そして預言者シュアイブに関する五つの節は内容が皆同じである。それらの節の中で、彼ら全員がアッラーへと至る道へ呼びかける上で報酬あるは支払いを求めるつもりはないと語ったことが記されている。

つづいてコーランの節の中でノアの言葉も記されている。それは以下の「ユーヌス（平安その上にあれ）」の章第72節に記された通りである。「私は汝らに報酬を求めるつもりはない。私の報酬はただ神からのみ与えられる。そして私は（神に）身を委ねる者の一員となるよう命じられた」[19]。

同様にまた預言者フードがその民、すなわちアード族に呼びかける際、以下のアッラーの御言葉にあるように述べた。「おぉ、我が民よ！私は汝らに（汝らに呼びかける）ための報酬を求めるつもりはない。私の報酬はただ私を創り給うた（神）からのみ与えられる。汝らにはそれが分からないのか（「フード」の章第51節）」[20]。

預言者ムハンマドに対し、その呼びかけにおいてアッラーは次のように仰せになった。「言ってやれ（ムハンマドよ）！私は汝らに報酬を求めるつもりはない。しかし報酬は汝ら（の利益）のためにある！私の報酬はただ神からのみ与えられる（「サバア」の章第47節）」[21]。

「天啓」の章第57節の中で、神は次のように仰せになっている。「言ってやれ（ムハンマドよ）、私は任務のためならば、汝らに報酬（支払い）を求めるつもりはない。望む者だけが神へと至る道を選ぶことができる（神へと至る道とは、信仰と敬虔な行いによって神に身を近づける機会のことである）」[22]。

「相談」の章第23節の中でもこの事柄について記されている[23]。また「サード」の章の中でも神は次のように仰せになっている。「言ってやれ（ムハンマドよ）、私は汝らに報酬を求めるつもりはない。また私は見せかける（騙す）人々の一員ではない」[24]。

「家畜」の章第90節においてもまたこの事柄について記されており、その内容はほぼ同じである[25]。ほぼ繰り返しとなっている神が仰せになった節が全部で13節ある。それらの中で神はアッラーへと至る道に対する呼びかけは、そのための報酬や利益を求める

14)「わしは何もこれでお前たちから報酬を貰おうとは思っておらぬ。わしの報酬は万有の主に一切お委せしてある（『コーラン（中）』pp. 219-220）」。なおこの章句は109節が初出であり、誤植または誤記と思われる。

15) 注14とまったく同じ文章（『コーラン（中）』p. 221）。

16) 注14とまったく同じ文章（『コーラン（中）』pp. 221-222）。

17) 注14とまったく同じ文章（『コーラン（中）』p. 223）。

18) 注14とまったく同じ文章（『コーラン（中）』p. 224）。

19)「ここでお前たちに背を向けられたとて、どうせはじめからわしはお前たちから報酬を貰うつもりだったわけではなし。わしの報酬は全部アッラーから頂戴する（『コーラン（上）』p. 288）」。

20)「これ、皆の衆、わしは何もこれでお前たちから報酬を貰おうとしているわけではない。わしの報酬は、全部わしの創り主が引き受け給う。これがわからないのか（『コーラン（中）』p. 16）」。

21)「言ってやるがよい、『わしがお前たちに報酬求めたことがあるか。みんなそちらで取ってお置き。わしの報酬はアッラーが一手に引き受けていて下さる。なんでもよく見ていらっしゃる』と（『コーラン（下）』p. 19）」。

22)「言ってやるがよい、『わしは何もこれでお前たちから報酬を貰おうというわけではない。ただ主のみもとに辿りつこうという気を起してもらえばそれでいいのだ』と（『コーラン（中）』p. 210）」。

23)「言ってやるがよい、『わしは、何もこれでお前たちから報酬を貰おうとは思っておらぬ。ただ親戚を愛するという気持だけでたくさん。誰でも善い点を稼ぐ者には、我らも必ずそれに報いてさらに善いものを与えよう。まことにアッラーは気がおやさしくて、すぐ感激なさるお方』と（『コーラン（下）』p. 92）」。

24)「言ってやるがよい、『わしは何もこれでお前たちから報酬を貰おうとは思っておらぬ。分不相応な仕事をしようとも思ってはおらぬ。これはただすべての人へのお諭に過ぎぬ』（『コーラン（下）』p. 55）」。

25)「（みなに）こう告げるのじゃ、『わしは何もこのことでお前たちから報酬を貰おうと思ってはいない。わしのしていることは、ただあらゆる人間に憶い起させるだけにすぎない』と（『コーラン（上）』pp. 186-187）」。

ために行ってはならないと命じ、または思い起こさせている。

これを以て、この地へ来た、あるいはこの地にいる宣教師たちが宣教を目的にやって来つつ、生活費を稼ぐ、家を建てる、あるいは子供を結婚させるなどといった資金を稼ぐための機会を得ているならば、彼らを宗教の売人と見なすことができるといえる。もしその者が善行を積み、正しき行為を行うよう人に呼びかけつつ、一方で本人はそれに反していた場合、尚さらこうした事が言える。よってその者は以下のアッラーの仰せの通り、神に激しく憎悪される人間の一員に入る。「おぉ、信ずる者たちよ！なぜ汝らは口にはするがそれを行わないのか。汝らが行わないことを口にすることを神は最も憎悪し給う（「戦列」の章第２及び３節）」[26]。

こうした人間の状況はどうであろうか。イスラムの教えでは、ある呼びかけが行われる際、まず先にそれを実行しなければならない。まずはその者が規範を示さなければならないのだ。自分が述べたことを本人が行い、実践したことを示すのである。人々への呼びかけの中で、口にしたことを本人が実践したものだけに従うべきである。またそうした人々への呼びかけは、労苦に対する報酬を望むことなく行わなければならない。もしその者がその勤労に対する報酬を望み、さらに口にしたことを実践しなかったならば、そのような者に従ってはならない。それは、報酬を求めない人々にのみ従うよう神が命じておられるからだ。なぜなら、こうした人々は正しき導きを得るからである！アッラーの御言葉は以下の通りである。「汝らに報酬を求めない者に従いなさい。彼らは正しい導きを得ている者たちだから（「ヤー・スィーン」の章第21節）」[27]。

もし我が祖国の歴史的発展を研究したならば、この地へ宣教に来たイスラム教の宣教師たちは自身の生活のためにイスラム教を拡大に努めたが、同時にイスラム教育を発展させるためにも尽力したことが分かるだろう。彼らの努力が実った時、彼らは宗教を拡大するためにより広く尽力し、また自分のポケットマネーを使って宗教教師たちを呼び寄せる努力をした。彼らはその宣教活動において己の利益の追求のために努力することは一切なかった。彼らに教わった人々から支払いを徴収するために努力したのではない。

宣教師の特性とはどのようなものだろうか。我々は結論として以下にマシュミ党の党首ムハンマド・ナッシルの言葉を引用したい。宣教師の特性を表現する際、彼は次のように述べた。「宣教師は“fī sabīl Allah”［アッラーの道のため］という言葉を以て働くよう与えられ、“lillah ta‘alā”［至高なるアッラーの名にかけて］という言葉を以て賃金が与えられ、“qaul ma‘aruf”（良き言葉――回答者註）という言葉を以て支援され、そして“inna Allah ma‘a al-ṣabirīn”［アッラーは耐え忍ぶ者と共におられる］を以て治癒することができる人間の一団である」。

26）「これ、お前たち信徒のもの、なぜ実行せぬことを口先だけで言い散らすのか。アッラーは大変なお腹だち、お前らが実行せぬことを言い散らしておることを（『コーラン（下）』p. 233）」。

27）「お前がたに報酬を求めるでもなく、ひたすら正しい道を歩むこの方々に順いなされ（『コーラン（下）』p. 34）」。

Q.554（125−02）

「汎マラヤ・イスラム党［PAS］」の闘いを「ジハード」の一つと見なすことはできますか。

A.554

なぜできないというのか。ジハードの意味は全力で闘うこと、さらに詳しく言えば「個人あるいは集団、または民族の横暴性、暴力性、気まぐれ、頽廃、汚れを根絶するために努力し、力を注ぐ」ことである。高名なイスラムのムジャーヒド［ジハードを遂行する者］、アル＝アラッマー・アブー・アル＝アラー・アル＝マウドゥーディーが説いている通り、これこそが「ジハード」の意味及び目的である（カラム社から翻訳、出版されている『アッラーの道へのジハード』という書籍を読まれたい）。

PASは我が国でイスラム教の主権ために闘っており、ゆえにその闘いは単なるジハードというだけでなく、アッラーの道のためのジハードであることは言うまでもない。一方、その聖戦は己の利益のためではなく、アッラーの御ために誠意をもって行うべきである。そしてこの事柄について我らが崇敬する預言者ムハンマドは次のように説いている。「まことにアッラーは、唯一アッラーの御ために働き、そしてアッラーの御ためだけに捧げる行いの他は受け入れ給うことはない」。このハディースは、イスラム用語における“fī sabīl Allāh”（アッラーの道のため）の条件がいかに不可欠で重要かを明確に説いている。

Q.555（125−03）

イスラムを理想とするマレー人の子供の多くが、

勉強を継続するため聖地メッカやアル＝アズハル大学、アリーガル・ムスリム大学、ダルール・ウルーム学院（インド）、そしてインドネシアなどのイスラム系の大学に留学します。その中にマラヤ・イスラムカレッジを卒業した者が数多くいます。彼らはいくつかの学問分野を追究し、さらには学士号や修士号を持つ者もいます。いつになったらマラヤ連邦政府は、西洋の学校や大学を出た学生が評価されているように彼らの資格を認め、政府の役人として彼らを受け入れるのでしょうか。

A.555

英語学校や西洋の大学を卒業した学生たちが役職を与えられているのと同じように、高度な資格を有するイスラム教徒の学生が政府の役人として然るべき役職を得る時代が到来した。これを達成するには、それが成就するまで闘い続ける必要がある。我が国には既に強力なイスラム戦線が存在しており、よってイスラムを理想とする全ての者はその強力なイスラム戦線と連帯しなければならない。もし考えやイデオロギーが異なる他の集団が彼らの理想のために団結して運動しているのに、なぜこの国のイスラム教徒が分裂し、我々にケチをつけ、抑圧する機会を与えなければならないのか。我々イスラム教徒の多くがこの事実を認識し、後悔する瞬間が訪れる前に、損なわれたものを正すために前に進み出ることを願う。

▌第126号 ［*Qalam* 1961.1:43-46］

Q.556（126－01）

近頃サイド［預言者ムハンマドの子孫の尊称］の称号について新聞で騒ぎになっており、これに伴ってシャリファ［ムハンマドの子孫の女性］の称号を持つ女性との結婚についての問題が生じました。この結婚の問題は宗教とその関係者、つまりここマレー半島の住民はスンナ派の信者に関わるため、現在あるいは過去に行われていた結婚における“kufu”［地位の対等性］の問題について説明をして頂けたら幸いです。イスラム法は「地位の対等性」の問題について定めていますか。スンナ派の四大マズハブの説明に従った見解をご説明願います。

A.556

地位の対等性について研究する人々にとっては、実のところ明確である。kufu（発音は*Kūfū'*）とは、結婚しようとする男女間の地位の対等性という意味である。各々の女性が一人の男性と結婚しようとする時、その者（女性）とその後見人には夫となる人物を受け入れる上での権利を決める権限を持つ。

イスラム教では、四大マズハブに属するイスラム教のウラマーらによってこの事柄について定められている。*Al-Fiqh ʿAla al-Madhāhib al-Arbaʿah*（『四大法学派によるイスラム法学』）という本の中で、これに関する説明が詳細になされている。注目を促すため、ここでは我々が注目しやすいようにその核心部分のみ挙げることにする。

ハナフィー学派による地位の対等性に関する法

アル＝イマーム・アブー・ハニーファ（ハナフィー）の学派は結婚における地位の対等性について以下のように考えている。すなわち定められたいくつかの事項における男女間の地位の対等性であり、それは次の通りである。1）血統、2）イスラム、3）職業、4）自由身分（奴隷でない）、5）信仰（敬虔な者と不信心者）、6）財産。

血統における地位の対等性：この学派の解釈によると人間は二つに分けられる。すなわち、アラブ人か非アラブ人である。このアラブ人もまた二つに分けられる。すなわち、クライシュ族か非クライシュ族である。もしその女性がクライシュ族の者であったら、結婚しようとする男性もまたクライシュ族であることが望ましい。もしその女性がアラブ人であるがクライシュ族でなければ、クライシュ族でないアラブ人男性なら誰とでも対等となる。

上述の規定により、ハナフィー派によると、非アラビア人男性はクライシュ族のアラブ人女性、そして非クライシュ族のアラブ人女性と対等ではない。

非クライシュ族のアラブ人男性についても同様であり、彼らはクライシュ族のアラブ人女性と対等ではない。

イスラム教徒同士、また自由身分同士の結婚：イスラム教徒の祖先を持つ女性たちは、（祖父や祖先が非イスラム教徒であって）父親のみがイスラム教徒のアラブ人男性と対等である。非イスラム教徒の人々は互いに対等である。しかし彼らは宗教や自由身分かどうかによって持っている地位は異なる。例えば、父親が異教徒であるイスラム教徒の男性は、父親がイスラム教徒であるイスラム教徒の女性と対等ではない。同様に元奴隷の男性は、たとえ女性の父親が元奴隷であっても、自由身分の女性と対等ではない。なぜなら、その女性の地位（階級）が男性の地位に優るからだ。

見解の相違がない（イフティラーフがない）事柄は、次の通りである。非アラブ人の敬虔な者で且つ貧しい者は、宗教的に無知ではあるが裕福であるアラブ人と対等であり、またシャリファの女性とも対等である。ここでは、知識の高貴さは血統や財産よりも位階が高いと宗教は定めている。

職業における地位の対等性：その国の慣習に従って、男性の家業は女性の家業と対等であることが望ましい。例えば次の通りである。仕立屋の職業は庭師の職業より高貴だと見なされている。したがって庭師は仕立屋の娘と対等ではない。

財産における地位の対等性：ハナフィー学派のウラマーの間ではこの財産に関して見解が対立している。その半数は、結婚しようとする男性はその将来の妻と財産において対等であることが望ましいとしている。一方残りの半数は、その男性は将来の妻に日々の生活費を提供する財力があれば十分であると述べている。

信仰における地位の対等性：ハナフィー学派のウラマーは、アラブ人と非アラブ人たちの信仰における地位の対等性を定めている。もしその男性が不信仰者ならば、敬虔な女性または敬虔な者の娘と対等ではない。つまり、もしその女性が敬虔な者あるいはその両親が敬虔な者であれば、不信仰者の男性（姦通をする、酒を飲む、あるいは賭け事をするなどといった男性）と対等ではない。

アル＝イマーム・マーリク学派による地位の対等性に関する法

アル＝イマーム・マーリク学派によると、地位の対等性は以下二つの事項に位置づけられる。

第一に信仰、すなわちその男性はイスラム教徒であり、不信仰者でないことが望ましい（ここで言う不信仰者とは、一般に知られている通り、姦通、酒を飲む、賭け事などを行う人々のことである）。

第二に障害がないこと、例えばハンセン病、あるいは精神病などといった病気に罹っていないことである。

第一の事項は、後見人がその娘を守るための権利である。すなわち子供の安全を守るため、後見人にはその子供（娘）が不信仰者の男性と結婚することを禁じる権利がある。一方で第二の事項は、その権利は女性本人の同意による。つまり、彼女がその障害のある男性と結婚したいかどうかは彼女次第となる。

アル＝イマーム・マーリク学派の見解では、財産、自由人、血統そして職業に関する地位の対等性は、その結婚が合法か否かを定める事項には当てはまらない。

アル＝イマーム・アル＝シャーフィイー学派による地位の対等性に関する法

我が国で採用されているアル＝イマーム・アル＝シャーフィイー学派では、この地位の対等性とは、1）血統、2）宗教、3）自由身分、4）職業の四つの事項に集約される。

血統における地位の対等性：アル＝イマーム・アル＝シャーフィイー学派によると、人間は二つに分けられる。すなわち、アラブ人と非アラブ人である。アラブ人もまた二つに分けられる。すなわち、クライシュ族と非クライシュ族である。クライシュ族はクライシュ族同士対等であるが、その中でハーシム家とアル＝ムッタリブ家は別である。最後に記した両家にとって、他の一族は彼らと対等ではない。一方、非クライシュ族のアラブ人もまたクライシュ族のアラブ人と対等ではない。しかし彼ら同士の間では対等である。

一方、非アラブ人もアラブ人と対等ではない。また、もし将来の妻となる女性が高貴な者の血統であったならば、その将来の夫は、非アラブ人であろうとアラブ人であろうと、高貴な者の血統でなければならない。

つまり、以下の事項により地位の対等性は承認され、義務付けられている。第一は、種族である。それは、アラブ人は一種族であり、非アラブ人もまた一種族であるという認識に基づく。そしてアラブ人はクライシュ族と非クライシュ族の二つに分けられる。。クライシュ族のアラブ人は他のアラブ人に比べてより良いとされている。またそのクライシュ族のアラブ人の中にも階級があり、ハーシム家とアル＝ムッタリブ家は他のクライシュ族に比べて優れると見なされている。

人間の種族の中に地位の対等性の事柄が確実に存在するならば、将来の妻となる女性個人としてもそれが存在するはずである。もしその女性が高貴な者の血統であるならば、将来の夫もまた高貴な血統の者であることが望ましい。またこの血統は、父親側に由来することが認められている。但し（使徒ムハンマドの娘）サイーダティナー・ファーティマ・アル＝ザフラーの血統は例外であり、彼女の血統は使徒ムハンマドの血統である。シャーフィイー学派によると、サイーダティナー・ファーティマ・アル＝ザフラーの血統は人間の種族の中で最も地位が高く（最も高貴で）、アラブ人や非アラブ人よりも高いとされる。

宗教における地位の対等性：将来の夫はその将来の妻と同じように敬虔であることが望ましい。もし彼が姦通を行って不信仰者となったならば、たとえそれを後悔したとしても、貞節を守る良き女性と対等ではない。なぜなら、姦通を後悔しても恥や汚名を消すことはできないからだ。

一方、例えばその男性が酒を飲んだことで、あるいは嘘つきとみられることで不信仰者となり、後にそれを後悔した場合、シャーフィイー学派のウラマーの半数は彼のことを敬虔な女性と対等であると考え、残り半数は対等でないと述べている。しかしその女性が不信仰者であった場合、姦通者の男性と売春婦の女性のように、不信仰者の男性と対等である。またもし彼が愚かであった場合、聡明で知力のある女性とは対等ではない。

自由身分における地位の対等性：もし男性が奴隷の血統であったならば、自由身分の血統の女性と対等ではない。

職業における地位の対等性：掃除夫あるいは瀉血療法士、あるいは警備員の男性は、父親が仕立屋などといったより高貴な仕事をする女性と対等ではない。

財産は地位の対等性の事柄には数えられない。貧困者は裕福な娘と対等である。

後見人と女性が結婚に同意しなかった場合、この地位の対等性の事柄はその婚姻の合法性の条件となる。また地位の対等性は、女性にとっての権利でもあり、その後見人の権利ともなっている。もし女性とその後見人が、先ほど述べた四つの地位の対等性の性質を満たしていない将来の夫に同意しなければ、その婚約は無効となる。もし両者が同意すれば、その合法性を阻むものはない。

さらに言えば、地位の対等性に関する法は女性と女性の家族に定められたものである。なぜなら男性側は、彼と対等でない女性であろうと、誰とでも自由に結婚できるからだ。

ハンバリー学派による地位の対等性に関する法

アル=イマーム・アフマド・ビン・ハンバルの学派によると、地位の対等性は以下五つの事柄に集約される。

第一は信仰、すなわち不信仰者は敬虔な女性と対等ではない。なぜなら不信仰者の男性は証人になることを拒否され、また不信心な行為によって人間性が劣ることになるからだ。

第二は職業、すなわち地位の低い仕事をする男性は、地位が高貴な仕事をする家族を持つ女性と対等ではない。

第三は財産、すなわち貧しい男性は裕福な女性と対等ではない。

第四は自由身分、すなわち奴隷の男性は自由人の血統の女性と対等ではない。

第五は血統、すなわち非アラブ人の男性はアラブ人の女性と対等ではない。もし女性の後見人がその娘を、娘の同意なく対等でない男性と結婚させたならば、その後見人は罪を犯すことになり、その行為によってその者は不信仰者となる。

以上が四大マズハブ、すなわちハナフィー、マーリキー、シャーフィイー、そしてハンバリー派の影響下にあるイスラム教徒たちによって定められ、実践されている、イスラムにおける「地位の対等性」に関する法である。

イッティバー・アル=スンナの人々の見解

イッティバー・アル=スンナの人々は血統に関して地位の対等性があることに異議を唱えている。人間は同等であり、また我らが崇敬する預言者ムハンマドがその宗教をもたらす中で平等をもたらした、つまり彼が人と人との間に優位性をつけることはなかったと彼らは考えている。預言者の時代にはかつてハーシム家の女性（ザイナブ）がザイド・ビン・ハーリサと結婚させられたことがあった（後に離婚）。そして他にもいくつか伝承があり、これを根拠に人間同士の間に優劣性はないと彼らは考えている。この根拠は、アッラーは人間を種族と部族に分けて創り給うたが、これは互いに知り合うためであり、アッラーの御許に近づくのは神への信仰心である、というアッラーの御言葉に基づいている。

同様に彼らは預言者ムハンマドの文言も根拠として挙げている。神への信仰心以外、アラブ人たちとアジャム［非アラブ人］の人々との間に優劣はないと彼は語った。これらの根拠に対して、イッティバー・アル=スンナの人々やマズハブに従わない人々よって異議が唱えられる、あるいは研究が行われることはなかった。

四大マズハブの説明を注意深く見ていくと、地位の対等性の事柄において知識は血統に優るという点で彼らの間で見解が一致していることが分かる。ザイド・ビン・ハーリサの結婚が執り行われたのは、ザイドの知識が優れており、それにより使徒ムハンマドの側で特別な地位を得られたからなのだろうか。この事柄については記されていないが、しかし歴史は

それを知っている。預言者ムハンマドが使徒になる以前からザイドは彼と共に過ごし、教育を受け、とりわけアッラーとその使徒ムハンマドが神への信仰心ゆえに彼らを選んだ（高貴と見なした）時に、それが理由で彼は優位性を得ることとなったと語られている。ザイナブの家族は躊躇を示したものの、その神への信仰心ゆえに彼は結婚させられ、そしてその血統は無視されたのではないか。したがって、神への信仰心という事項は他の事項に優っており、血統の特権を無効にする。これは四大マズハブの指針となっているが、一方で血統は三つのマズハブで指針とされている。

以上のことから、知識（神への信仰心）がない人々、例えば知識はあるが*ʿaṣiy*［宗教的反逆者］のような人と結婚しようとする子供と血縁がある者にとっての後見人の権利状況はどうであろうか。それを検討するかどうかは我々の考え次第である。まずはここまでで十分であろう。

第128号［*Qalam* 1961.3:18-23］

Q.557（128-01）

「イスラムにおけるザカート［喜捨］の法とそのすべての細部規定」に関する詳しい解説を、四大マズハブの見解に則してご説明願います。

A.557

ザカートの定義：「ザカート」のアラビア語の意味は「増大」と「浄化」であり、イスラム法で使われている意味も同じである。第一の意味は、ザカートを納める時、ザカートが課された財産は拡大し、増加するという意味（それは至高なるアッラーがその財産に恩恵を与えるからである）、または納めたザカートによって報酬が数倍になるという意味、さらにザカートは商品や作物のように、通常拡大し、増加する財産と関係しているという意味として解釈される。

それは次のハディースに基づいて証明されている。「サダカ［自発的な喜捨や慈善行為］によって財産が減ることはない」。つまり、財産はアッラーによって義務付けられたザカートの支払いによって、あるいは公共の福祉のためにサダカを施すことによって減ることはなく、逆に増大する。それはこの世で至高なるアッラーの恩恵を受け、来世で数倍もの報酬を得るからである。

一方、第二の意味（浄化）は次のように解釈されている。ザカートを納めることにより、卑しいとされる守銭奴的性質から精神を清め、罪から身を浄化するという意味である。イスラム法学用語のザカートの意味は、一定の条件の下に一定の財産（ニサーブ［ザカートが課される最低余剰財産］の一部）を、受け取る権利を有する者に施すということである。つまりニサーブを満たす財産を所有する人々は、困窮者や受け取る権利のある人々（８つのアスナフ［施しを受ける権利のある人びと］も含まれる）にザカートを施す義務がある。

法とその典拠：ザカートはイスラムの五行の一つであり、後ほど解説する条件を満たした全ての人々に課されたファルドゥ・アイン［ムスリム各個人に課された宗教的義務］となっている。ザカートがイスラム教で義務付けられたのはヒジュラ暦２年である。その義務の証明となるのはコーラン、スンナ、そしてイジュマーである。コーランに基づく典拠は、次の至高なるアッラーの啓示である。「ザカートを施しなさい」。

スンナに基づく典拠は、次の使徒ムハンマドの文言である。「イスラムは五行の上に建てられた」。続いて、その五行の内の一つが“Ītāʾ i al-zakāh”（ザカートの支払い）であると述べている。

イジュマーについても、ザカートは一定の条件の下に課されるイスラムの五行の一つであるとイスラム教徒の間では意見が一致している。

支払いの奨励：アッラーの啓示は次の通りである。「彼らの財産からサダカ（喜捨）を取り立て、それによって彼らを浄化し、清めてやれ」。すなわち、「それによって彼らが浄化され、清められるように」、つまり守銭奴的行為による汚れ、そして苦しむ困窮者に対する残酷さ、またそれに関わるその他の卑しい性質から彼らを浄化するために、使徒ムハンマドよ、ザカートのように義務付けられたサダカ、あるいは定められていないサダカ、すなわちスンナのサダカをイスラム教徒の財産から取り立てよ、ということである。同様に、溢れんばかりの徳と、良きモラルと振る舞いの恩恵を神から受けることで、ザカートにより彼らの精神は浄化され、高められる。そしてそれにより彼らは現世と来世での幸福を勝ち取ることができるのだ。

一方、アル＝タブラーニーの伝承によるハディースは次の通りである。ジャビール・ビン・アブドゥッラーは伝えている。「ある男性が神の御使いに『神の御使いよ、ザカート・ハルタ［財産に応じた喜捨］を支払っ

た者についてどう思われますか』と話を訊いた。神の御使いは『ザカート・ハルタを払った者は誰であれ、その者の悪事は消し去られる』とお答えになった」［原文誤植有り（109号にて訂正）］。

ザカートを出し渋る者への警告：アッラーの啓示は次の通りである。「金銀を集め、これをアッラーの道のために費やさない者どもには痛烈な懲罰があることを告げてやれ。すなわち、その金銀が地獄の業火で焼かれ、それで彼らの額や脇腹や背中に烙印を押される日、『これこそがお前たちが己のため（だけに）集めて貯め込んだものである。自分たちが集めて貯め込んだものを味わえ』（と宣告される）」。

もう一つアッラーの啓示を挙げる。「アッラーから授かった恩恵に対して吝嗇な者どもが、それによって得をするなどと思ってはならない（そのようなことはない）。それどころか、（彼らがザカートを出し渋った財産によって）彼らは拷問を受ける。復活の日になると、（彼らの財産が溶かされ、それが火の首輪となり）彼らの首に巻き付けられる」。

一方、使徒ムハンマドはザカート・ハルタを出し渋る者どもが受ける拷問という報いについて、ハディースの中で説いている。ブハーリーとムスリムの伝承によるハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃっている。「蓄えた財産をザカートとして納めない者は誰一人としていない。さもなければ、その者の財産は地獄の業火で焼かれ、（溶けて）ばらばらになり、それで両脇と額に烙印が押される。五万年もの長きに渡り、アッラーがその下僕たちに御裁きを下すまで続けられる。それから彼らが天国へ行くか、または地獄へ落ちるか、通るべき道が示される」。

ザカートを出し渋る者に関する法：先ほど述べた通り、ザカートが義務であることはイスラム教徒のイジュマーとなっており、広く知られる宗教事項として多くの人が承知している。この義務に従わない者は誰であれ法的に背教者であり、死刑が課される。例外はその者がイスラム教に入信したばかりであった場合であり、イスラム法に疎いという理由から死刑は免れる。その義務を信じているにも関わらずザカートを出し渋る者は、その行為ゆえに罪を負うが、イスラム教徒から外れることはない。権力者は強制的にザカートを徴収する権利があり、そうした者には刑罰が下される。もし、ザカートの義務を信じているにも関わらずそれを出し渋るイスラム教徒の一団がおり、力を持っていて平和的に従わせることが困難な場合、彼らがイスラム法で義務付けられている通りにザカートの支払いを遵守するまで、イスラム権力側は彼らに戦いを挑む権利がある。サイーディナ・アブー・バクル・アル＝シッディークの統治時代にこうした事態が起こった。これはブハーリーとムスリムらによって伝えられている。

ザカートが義務となる条件：ザカートが義務付けられる条件はいくつかあり、それらの中に「公衆の成人」と「理性がある」という条件がある。これは財産を持つ子供と理性のない者にはザカートの義務は課されないという意味である。しかし、各人の財産そのものにはザカートが義務付けられており、彼らの後見人にそれを納める義務がある。これはハナフィー派を除くシャーフィイー派、マーリキー派、ハンバリー派に従った見解である。

ハナフィー派によると、子供と理性がない者の財産にはザカートの義務は課されない。また彼らの後見人が両者の財産の中からそれを納めるよう要求されることもない。なぜならザカートはイバーダートにすぎないからだ。一方で、両者の財産には罰金や生活費の支払い義務は課される。なぜならそれは人間の権利だからだ。同様にザカート・フィトラ［義務的な喜捨］も義務付けられている。

異教徒にザカートの義務は課されるか：ザカートが課される条件として、ムスリムであることがある。よって、元来の異教徒であろうと背教者であろうと、彼らにはザカートの義務はない。背教者が再びイスラム教に入信した場合、その者が背教していた間はザカートの支払い義務が課されない。これはハナフィー派とハンバリー派による見解である（マーリキー派は別で、イスラムがザカートの合法性の条件となると定めている。またシャーフィイー派は背教者にもザカートを支払う義務を課している。これについては後ほど解説する）。

イスラムがザカートの義務が課される条件になるのと同様に、それはザカートの合法性の条件ともなっている。なぜならザカートはニーア［意思表明］がなければ不法であり、そのニーアもまた異教徒によるものは不法だからだ。これは、背教者のニーアも合法であり、よって異教徒もザカートが義務付けられるとしているシャーフィイー派を除き、ハナフィー派、マーリキー派、そしてハンバリー派による考えである。

シャーフィイー派の解釈は次の通りである。ザカートは背教者にも義務として課され、その義務は再びイスラム教徒に戻る際に中断される。その人物が再びイスラム教に入信したならば、その人物にザカートの義務が課されることは明らかだ。それはその財産は依然としてその人物に所有権があるからで、その時点でザカートを納めるよう求められる。もしその人物が背教していた間にもザカートを納めていた場合、そのザカートは合法であり、またこうした場合のニーアも合法である。もしその人物が背教している間に死亡した場合、その財産はその人物の所有から離れて"fay"となり、これによってザカートの義務は課されない。"fay"とはイスラム教徒に授けられた神の賜物という意味で、それはバイトゥルマル[慈善基金]で蓄えられ、イスラム教徒の公共の福祉のために費やされる。

ザカートのニサーブと一年間：ザカートの義務の条件として、所有している財産が1ニサーブを満たしていることが挙げられる。1ニサーブを満たしていない財産にはザカートは課されない。イスラム法におけるニサーブとは、ザカートが義務となる証として定められたもの、という意味である。またニサーブはザカートの支払い義務が課されている財産の種類によってその状況が異なる。

一方、一年間とは次のような意味である。ある人物の財産がニサーブを満たしてはいるものの、それを所有してから満一年経っていない場合ザカートは課されない。一方、その年度はカマリッヤー暦（イスラム教の太陰暦）に従って計算される。つまり日数は354日間である。ザカートの支払いに関わる満一年という期間について、四大マズハブのウラマーらは以下のように説明している。

ハナフィー派は、ニサーブを満たしている状態を維持していようがなかろうが、その年度のうちにニサーブを満たすことを条件として挙げている。もしその人物が年度の初めに十分なニサーブを所有し、そして満一年それを満たした状態を維持した場合、ザカートの義務が課される。また年度の途中ではニサーブが不足している状態にあり、その後年度末にそれを満たした場合も、ザカートの支払い義務がある。しかし上述の年度が終了するまで継続してニサーブが不足していた場合、ザカートの義務はない。

年度の初めにニサーブを満たした財産を所有し、その後同じ年内に財産を得た者は、それを最初に持っていた財産と合算しなければならない。もしニサーブを満たしており、その後生じた財産が前の財産と同じ種類のものであったならば、両方を足した合計額に対するザカートを支払う義務がある。また、満一年という期間は農作物と果物類以外の資産にのみ課された条件である。なぜなら最後の二品目に課されたザカートにはそうした条件がないからである。

マーリキー派は、満一年という期間は農作物と（金銀ではない）鉱物資源以外の財産にザカートの義務が課される条件だとしている。なぜなら、上述の品目は一年に満たなくともザカートの支払いが義務付けられているからだ。これについては後ほど解説する。ある人物が年度初めにニサーブを満たした金銀を所有しており、それがその年度内に減り、さらにその後そこ（金銀）から利潤を得て、その利潤により年度末にニサーブを満たした場合、ザカートの義務が課される。なぜなら、利潤の決算年度はその資本となる財産の決算年度と同じだからだ。同様に、年度の初めはニサーブに満たない金銀を所有していたが、後にそれを売買することによって利潤を得て、その利潤によって年度末にニサーブを満たした場合、両方（資本と利潤）のザカートを支払う義務がある。

ハンバリー派は、ザカートが義務となる条件として、半日も欠かさず、満一年という期間を挙げている。これは金銀、家畜、そして商品にのみ課された条件である。年度初めにニサーブに満たない財産を所有していた人物が、それを売買することによって利潤を得て、その結果ニサーブを満たすことができた場合、先ほど述べた資本と利潤の年度はニサーブを満たした時点から計算される。そしてニサーブを満たした日から数えて満一年経過している場合を除き、ザカートは課されない。しかし、もしその人物が年度初めにニサーブを満たした資産を所有しており、それを売買した後、それと同種の資産から利潤を得た場合、その利潤と元々の資産を合算しなければならない。そして元々の資産を所有してから満一年後、両方のザカートを支払わなければならない。なぜなら、元々の資産がニサーブを満たしているとき、その利潤の決算年度はその資本となる資産の決算年度と同じだからである。

シャーフィイー派は、ザカートの義務が生じる条件として満一年という期間を挙げている。もし一瞬でも不足していた場合はザカートの義務は課されない。一方、満一年という条件は穀類、（金銀以外の）鉱物資

源、そして商品から得た利潤以外のものにのみ課される。なぜなら、商品から得た利潤は、元の資本が1ニサーブを満たしているという条件のもとで、元の資本の決算年度に従ってザカートが課されるからだ。一方、もし年度初めに元の資本がニサーブを満たさず、その後利潤との合算後にニサーブを満たした場合、その年度はその資本がニサーブを満たした時点から計算される。またもし年度初めにニサーブを満たしていたがその後年度内に足りなくなり、その後再びそれを満たした場合、ニサーブを満たした日から満一年経過した場合を除き、ザカートは課されない。

自由身分と負債のない財産：ザカートの義務の条件として自由身分であることが挙げられる。したがって奴隷または“makātib”の奴隷（自らの身代金を主人に分割返済している奴隷）にはザカートの義務はない。

同様に、ザカートを課す財産の中に負債がないことも条件として挙げられる。抱える負債によりニサーブが消失したり不足したりする者は、ザカートが課されることはない（義務であると述べる者もいる）。四大マズハブの解釈は次の通りである。

シャーフィイー派は次のように述べている。財産の中に負債がないことは条件に入らない。たとえ負債によりニサーブが消失したとしても、債務者は誰でもザカートを支払う義務がある。

ハナフィー派は次のように述べている。この場合、負債は三つに分類される。第一に、人間に対してのみ負債を負っている場合。第二に、ザカートの滞納といった、至高なるアッラーに対し負債を負うが、その返済を要求するのは人間である場合。その債権者とはイマーム（元首）であり、彼は目に見える財産、すなわち家畜や地上から生える物に関し要求をする。または、イマームの代理人が目に見えない財産、すなわち金銀といった商品に関し要求をする。同時にその代理人自身もまたその財産の持ち主である。なぜなら、サイーディナ・ウスマーンの時代まで目に見えないものに課されたザカートはイマームによって徴収されていたが、後にサイーディナ・ウスマーンはその取り立て管理を財産の持ち主自身に委ねたからである［原文誤植有り（109号にて訂正）］。

第三に、アッラーに対してのみ負う負債であり、人間は誰もそれを要求する権利がない場合。例えば、誓約や懺悔を伴わない至高なるアッラーに対しての負債、またはザカート・フィトラ、またはメッカ巡礼を行うための資金といった負債である。

ザカートの義務を帳消しにする（無効にする）負債は、第一と第二の部類に入る負債である。それ以外については、例えばある人物がザカートを課されるニサーブを所有し、そして満一年経った後でザカートを支払わず、その後さらに満一年経った場合、その人物にザカートを支払う義務はない。なぜなら最初の年に滞納したザカートの債務により、ザカートの義務が課されるニサーブが減るからである。同様に、財産を所有してはいるが、同時に他人に負債を抱えている場合、借金、売掛金、貨幣、（ガンタン［米などを量る体積の単位、升の意］、チュパック［同じく体積の単位］で）計量するもの、あるいは動物など、負債の種類にかかわらず、ザカートの義務は帳消しになる（義務は課されない）。作物に課されるザカートを除き、あらゆる種類のザカートが免除される。

第三の部類に関しては、これによりザカートの義務が阻まれることはない。

マーリキー派は次のように述べている。債務者は誰であれ、その負債によりニサーブが減り、同時に住居などの日常生活に必要な財産以外に負債を返済するための何ものも所有していない場合、現在所持している財産にザカートの義務が課されることはない。この条件は金銀に課されるザカートに特化したもので、それはその二つが鉱物資源ではなく、また“rikāz”（発見された埋蔵資産）でもない場合に当てはまる。

家畜に対してはザカートの義務が課され、鉱山資源に関しても同様である。

ハンバリー派は次のように述べている。たとえその負債がザカートが課される財産に由来するものであったとしても、その負債によってニサーブが消失する、あるいは不足する債務者にはザカートの義務はない。負債は、貨幣、売掛金、鉱物といった目に見えない財産に課されるザカートの義務を帳消しにする（無効にする）。また、家畜、穀物や果物類といった目に見える財産（に課されたザカートの義務も無効にする）。ザカートの義務が課される財産を所有し、同時に負債を負う者は誰であれ、まず先に負債を返済するのに十分な額を財産から捻出しなければならない。そしてもし残りの財産がニサーブを満たしているならば、その後に残りの財産からザカートを支払うよう求められる。

第129号［*Qalam* 1961.4:15-17］

Q.557（128－01）

「イスラムにおけるザカートの法とすべての細部規定」（2）

A.557

ザカートが義務付けられる物には五品目ある。第一に金銀、第二に商品、第三に鉱物、第四に家畜、第五に作物と果物類である。

金銀のザカート：ニサーブを満たす金銀を蓄えてから満一年経った時、ザカートを納める義務が発生する。金のニサーブは20ディナールあるいは20ミスカール（英国金貨で約12　1/4ポンド）である。上記の額を所持している者は、2.5％のザカートを支払う義務がある。銀のニサーブは200ディルハム（27 7/9エジプト・リヤル）で、そのザカートの額も2.5％である。貨幣という形であろうとなかろうと、金と銀に区別はない。先ほど解説した通り、両方にザカートの義務が課される。金銀からできた身につける宝飾品に関する規定は、四大マズハブによると次の通りである。

マーリキー派は次のように述べている。許されている身につける宝飾品、例えば女性の腕輪、ジハードの際に支給される刀の柄、そして義歯といった物にはザカートは課されない。バジャン［たらい］やアイメイクといったハラムとされている宝飾品に関しては、ザカートの支払い義務が課される。上記の物は価値に応じてではなく、重量に応じてザカートが課される。

ハナフィー派は次のように述べている。（金銀からできた）身に着ける宝飾品には、それが男性用だろうが女性用だろうが、また塊のままの物だろうが鍛造された物だろうが、ザカートの義務が課される。装飾品に対するザカートは、価格に応じてではなく、重量に応じて課される。

ハンバリー派は次のように述べている。着用するための、あるいは人から借りた宝飾品にはザカートの義務は課されない。身につけるために作られたものでなければ、重量を基準としたニサーブを満たしていればザカートの支払い義務が課される。ハラムとされる宝飾品に関しては、金銀から作られたバジャンに義務が課されるのと同じようにザカートを支払う義務がある。そしてそのニサーブは重量を基準とする。

シャーフィイー派は次のように述べている。許されている宝飾品で、持ち主がそれを保管してから満一年経過し、その所有者が判明している物に関してはザカートの義務が課されない。それが不明な物、例えばニサーブを満たし、また満一年経過した宝飾品を相続したが、所有権が譲渡されたかどうか不明な場合に関しては、ザカートを納める義務がある。男性にとっての金のようにハラムとされる宝飾品に関しては、ザカートを納める義務がある。同様にアンクレットといった浪費と見なされる女性用の宝飾品は、その重さが200ミスカールを越える場合にザカートの義務が課される。金銀で作られたバジャンにもザカートを納める義務が課される。宝飾品に対するザカートは重量に応じて課される。また、宝飾品が壊れた場合、ザカートが課されないのは、持ち主がその宝飾品を修理するつもりでいて、そしてそれを溶かさずに直すことができた場合である。そうでなければ、ザカートを支払う義務がある。

貸付のザカート：他人に金を貸し、その額がニサーブを満たし、その後満一年経過し、また前述した条件を満たした場合、そのザカートの法について四大マズハブは次のように説明している。

ハナフィー派は次のように述べている。貸付は、重度、中程度、軽度の三つに分けられる。重度の貸付とは、借りた貸付あるいは商品の貸付である。これはたとえ債務者が“muflis”（破産者）であったとしても、その貸付を認めた場合である。中程度の貸付とは取引上の貸付ではないものを指し、一方軽度の貸付とは婚姻契約金などの貸付である。

重度の貸付にはザカートを支払う義務が課され、40ディルハムに相当する額を受け取る毎に支払う。40ディルハム受け取る毎に1ディルハムのザカートを支払わなくてはならない。もしそれより額が低い場合、ザカートは課されない。

中程度の貸付には、1ニサーブに達する額を受け取ってもザカートが課されない。額を受け取った時点で既に満一年経過している条件をもった軽度の貸付に関しても同様である。

それらはすべて、債権者がその貸付以外にニサーブを満たす財産を持たない場合に当てはまる。しかしもし債権者がニサーブを満たす財産を持ち、後にその貸付からある額を受け取ったならば、受け取った額の大小、また貸付の重度、中程度、軽度にかかわらず、その受け取った額を手元にある財産と合算し、両方のザカートを支払わなければならない。なぜなら、こうした事例において債権者が受け取った貸付の返済はその年度に得た財産に等しく、よって元々

の財産と合算しなければならないからだ。

紙幣に課されるザカート：大多数のウラマーは紙幣にもザカートの義務が課されると考えている。なぜなら紙幣は我々の日常生活の中で金銀の代わりとして使われており、またそれを銀貨に即時交換することができるからだ。したがって、このような価値を持つ紙幣から成る富を所有する多くの人がザカートを納めないのは適当でない。それゆえ、ハンバリー派を除く三つのマズハブは紙幣にもザカートの義務が課されるということで見解が一致している。四大マズハブの解釈は次の通りである。

シャーフィイー派は次のように述べている。紙幣は債権のようなもので、それは（金銀の担保として）銀行により保証されている。それゆえザカートの支払いが義務となる（そのニサーブは約20ドルで、それに対するザカートは2.5%である）。

マーリキー派は次のように述べている。たとえ紙幣が「重度の貸付」の種類に含まれなかったとしても、それを即時銀貨と交換できる。よってザカートを納めねばならない。

ハナフィー派は次のように述べている。たとえ紙幣が債権という形のものであっても、それは即時銀貨と交換できる。よってそのザカートを支払わねばならない。

ハンバリー派は次のように述べている。紙幣を金銀の貨幣と交換しない限り、また以前説明したザカートの条件に当てはまる場合を除いて、紙幣にザカートの義務は課されない。

商品：商品とは売買されるもので、金銀以外の品物を指す。金銀は、貨幣という形だろうが、装飾品という形だろうが、商品の部類に一切含まれないということで三つのマズハブの見解は一致している。　一方、マーリキー派は、貨幣ではない金銀は商品の部類に含まれると述べている。

　商品に関しては、ある条件や秩序のもとで2.5%にあたるザカートを納めねばならない。それについての四大マズハブの解釈は次の通りである。

シャーフィイー派は次のように述べている。商品については以下の六つの条件の下、ザカートを支払わねばならない。第一に、その商品は売買によって保有したものでなければならない。何らかの物を購入し、そしてそれを商品にするつもりがある者は誰であれ、それを現金で購入しようが、借金をして購入しようが、後ほど説明する秩序に則ってザカートを納めねばならない。一方、もしその保有している品物が売買によってではなく、相続という形で保有したものならば、その相続人が売買を目的にそれを運用しない限り、ザカートの義務は課されない。

　第二に、その品物を購入する時、商いに利用するためにそれを購入するという意図がなければならない。もし先ほど説明したように意図したものでなければ、ザカートを支払う義務はない。また商売の品物を購入する度に、商いのために購入するという意図を新たにすることが条件付けられている。

　第三に、それらの品物を商うためではなく、単に自分で使うためだけに保有してはならない。もしそのように意図したならば、ザカートの年度（ザカートが義務付けられる満一年）の経過期間は中断する必要がある。もしその物を商品として利用するつもりならば、商うためだという意向を新たにする必要があり、商売を行うことを述べなければならない。

　第四に、それらの商品を最初に保有した時点から満一年経過していなければならない。もしそうでないなら、ザカートを支払う義務はない。

　第五に、その商業資産をその年度内にそれによって資産価格が算定される類いの現金と交換してはならない。その現金とはである。もし全ての商品を現金化し、それがニサーブを満たしていなければ、ザカートの年度は途切れる。その現金で商品を購入した場合、その商品を購入した日からザカートの年度は始まり、過ぎた期間は計算されない。

　第六に、商品の価格が年度末にニサーブを満たす必要がある。なぜなら、算定が行われるのは年度末であり、通年で行われるわけではないからだ。その商品が、例えば家畜や果物類といったそれ自体にザカートが課される物であった場合は調査が必要である。もしそうした商品や代金からニサーブを得たならば、その商品に課されるザカートはその価格に応じてではなく、家畜や果物類に関するザカート規定に従って課されなければならない。ニサーブを満たしている限り、その商品のザカートを毎年繰り返し納める義務がある。

　ザカートの納め方は、その商品の購入価格に応じて算定しなければならない。それを算定する時に二人の証人が必要とされる。納めるべきザカートはその2.5%である。

ハナフィー派は次のように述べている。いくつかの条件のもとで商品にザカートの義務が課される。そ

の条件として、商品の価格がニサーブを満たす必要があり、その価格はその商品が売買される土地の物価に準ずるというものがある。他にも、取引が行われてから満一年経過しているという条件がある。また承認される期間は年度初めか年度末であり、その中途ではない。もし年度初めにニサーブを満たす商業資産を保有し、次いで年度内に資産が減少し、その後年度末にそれを満たした場合、ザカートを納める義務がある。しかし、年度初めあるいは年度末にそれが減少した場合にはザカートを納める義務はない。さらに、その品物を商いのために利用することを意図しなければならず、くわえてそれを商うための努力が伴わなければならないという条件もある。

マーリキー派は次のように述べている。商品には次の五つの条件のもとでザカートが課される。第一に、その商品がそれ自体にザカートが課される品目ではないこと。もしその品物が、例えば金銀でできた宝飾品や家畜（ラクダ、水牛、牛、そして山羊）といったザカートに関わるもので、それがニサーブを満たしていれば、上述の品目の納入方法に則ってザカートの義務が課される。またもしニサーブを満たしていない場合は、他の商品のように価格に応じてザカートが課される。

第二に、その商品は購入という形で所有した物でなければならず、例えば相続する、あるいは貰う（贈与される）といった形で所有した物であってはならない。

第三に、それらの物を購入する際、それらを商いのためだけに利用するのか、または自分も使うつもりなのかを表明する必要がある。例えば一軒の家を購入するなら、それを人に貸すつもりなのか、あるいはその家を一時的な住居とし、利ざやが出るまで待ってから売りに出すつもりでいるのかをまず表明する。こうした事例においては、商品に課されるザカートに則してザカートを納めなければならない。しかし、もし物を購入し、そしてそれを自分で使うことを表明した場合、あるいは何の表明もしない場合はザカートの義務はない。

第四に、その商品は、貨幣で購入または資産交換によって保有した物を、さらに別の物と物々交換することによって所有したものでなければならない。贈与された、あるいは遺産相続した物と交換することによってその商品を手に入れた場合、ザカートの義務は課されない。後にそれを売った場合、その代金を受け取った日から商いの年度が開始する。

第五に、金銀の１ニサーブに相当する商品を売らなければならない。それはもしその人物（商品の持ち主）が商人で、いつか売るためにその商品を備蓄している場合、あるいはもしその人物がずっと商売をしている人で、その商品をそれより安く販売する場合である。

ザカートの支払い方法は以下の通りである。もしその商品の所有者がいつか販売するためにそれを保管していた場合、既に売れた商品に課されたザカートの支払いは、まだ手元に残っている商品と合算した上で行わなくてはならない。たとえその商品を数年間保管していたとしても、ザカートは一年分払えばよい。商業における貸付にはザカートの義務は課されない。それ受け取ったら、一年度分だけザカートを支払えばよい。

もしその商いをずっと行う場合、毎年その商品を算定する必要がある。たとえその商品があまり売れず、数年間在庫として残っていたとしても、後でその価格を貯蓄している金銭と合算し、全ての分のザカートを支払わねばならない。商品の貸付の返済は、もしそれを受け取れる見込みがある場合、その額を商品及び貯金と合算し、全ての分のザカートを支払わねばならない。もし債務者が貧困に陥り、その貸付の返済を受け取る見込みがない場合、ザカートを納める義務はない。

ハンバリー派は次のように述べている。ニサーブを満たした商品には以下二つの条件のもとでザカートの義務が課される。第一にその商品は、購入などのような努力により保有する必要がある。もし相続などのように努力せずに保有したものであったならば、ザカートの義務はない。第二に、それを保有する時、その商品を商いのために利用することを表明する必要がある。その年度の間はずっとその意向を持ち続けなければならない。しかし、もし単に保有するためだけに物を購入し、その後に売買すると表明した場合、それは商品という品目に当てはまらない。しかしそれらが宝飾品で、それを自分で身につけるために購入し、後に売買することを表明した場合は例外である。その場合、ただ表明するだけでもそれらは商品となる。それらの商品は満一年経ったと同時に算定する（そしてザカートを支払う）必要がある。

（次号では家畜と作物に課されるザカートについて解説する）。

先の号［108号］に訂正箇所がある。23ページ一段目、上から一行目に少々誤植がある。正しくは以下の通りである。
「なぜなら、サイーディナ・ウスマーンの時代まで目に見えないものに課されたザカートはイマームによって徴収されていたが、後にサイーディナ・ウスマーンはその取り立て管理を財産の持ち主自身に委ねたからである」。

一方、19ページ二段目、下から９行目に引用したハディースであるが、正しくは以下の通りである。

"Mā man ṣāḥaba kanaza lā yuʾadī zakātahu illā ...."

▌第130号［*Qalam* 1961.5:26-30］

Q.557（128－01）

「イスラムにおけるザカートの法とすべての細部規定」（３）

A.557

先の号では、金銀のザカート、そして商品のザカートについて説明した。今回は家畜のザカートについて解説する。

３．家畜に課されるザカート：ザカートを納めるべき家畜はラクダ、牛（水牛を含む）、そして山羊である。ザカートは以下の二つの条件の下に課される。第一に、その家畜が自分で餌を探すよう飼い主に放牧されている必要があり、餌を用意してはならない（この条件はマーリキー派を除く三つのマズハブによって定められている。マーリキー派は家畜が自分で餌を探すために放牧されていようが、餌が用意されていようが、家畜には全面的にザカートの義務が課されるとしている）。

「自分で餌を探させるために飼い主に放牧された家畜」あるいは"al-sā'imah"の定義について、四つのマズハブは次のように説明している。**シャーフィイー派**は次のように述べている。自分で餌を探す家畜とは、飼い主に放牧され、飼い主が把握している家畜、あるいは飼い主の代理人に放牧され、年中ずっと見張りのない牧草地で餌を探す家畜である。もしその家畜の価値が低ければ、それが他人の所有する草を食べても差し支えない。また彼（飼い主）が家畜に自分で餌を探させる放牧を止めるつもりがない限り、一日か二日餌を用意してあげることも差し支えない。

もし一つでも上記の条件から外れた場合、その家畜はもはや「自分で餌を探させるために飼い主に放牧された家畜」ではなくなる。例えばその家畜が先に放牧されて牧草地で餌を探す場合、または（飼い主や代理人ではなく）他の者に放牧されている場合、あるいはその家畜が相続され、それが自分に移譲されたことを相続人が知らなかった場合である。こうした事例においてはザカートの義務はない。同様に、その家畜を働かせる（例えばその家畜が水牛であれば水田を耕させる）ために使う計画でいる場合には、牧草地で餌を探させるために飼い主によって放たれ、上述の条件を満たしている家畜であってもザカートの義務は課されない。

ハナフィー派は次のように述べている。自分で餌を探す家畜とは、年間を通じてほとんど番をされていない牧草地で餌を探させるために飼い主により放たれた家畜をいう。飼育の目的は屠殺ではなく、乳を搾ったり、子供を生ませたり、または強くなるよう肥えさせたりすることである。飼い主は上記のことを目的として、餌を探させるために家畜を放牧しなければならない。一方でもし餌を探させるため家畜を放つ目的が屠殺する、あるいは妊娠させる、または乗り物にする、あるいは耕すのに使うためならば、ザカートを一切払う必要がない。一方、後ほど説明するように、もし自分で餌を探させるために家畜を放牧する目的が商うためであったなら、ザカートを支払う義務がある。同様に、飼い主が半年あるいはそれ以上の間飼料を用意した場合、放牧が飼い主の意思ではなかった場合もザカートの義務はない。

ハンバリー派は次のように述べている。自分で餌を探す家畜とは、少なくともその年のほとんどの間、番をされていない牧草地で十分に餌を探せる動物のことをいう。また飼育の目的が乳を搾る、あるいは子供を生ませる、または肥やすためであることも条件として挙げられる。もし飼育の目的が物の運搬、あるいは乗り物、あるいは耕作に利用するためであったならば、ザカートの義務は課されない。一方、後ほど説明するように、もし飼育の目的がそれを商うためであった場合、ザカートの義務が課される。自分で餌を探させるために飼い主が意図的に家畜を放つことは条件に含まれない。もしその家畜が自分で餌を探す場合、あるいはその年のほとんどの間、その家畜が飼い主の意志ではなく他人によって強制的に放たれた場合でも、ザカートの義務は課される。

マーリキー派について、この法学派は自分で餌を探す家畜の定義を定めていない。マーリキー派は家畜に対して全面的にザカートの義務を課しており、そ

れが自分で餌を探させるために放たれていようが、飼い主によって餌が用意されていようが、義務が課される。

ラクダに課されるザカート：この種の家畜はこの国にはいないが、そのザカート規定がイスラム法の中に用意されているゆえ、知識を増やすためにそれについて知っておいた方がいいだろう。ラクダのニサーブ、ザカートの義務が課される数は五頭である。五頭に達した時、ザカートを支払う義務が発生する。そのザカートは一頭の雌山羊であり、20頭に達するまでは以下ラクダ五頭につき同様の数が課される。20頭に課されるザカートは四頭の雌山羊である。ラクダの数が25頭に達した時、そのザカートは満一歳に達し、二歳目に突入する雌の子ラクダを一頭である。数が36頭に達した場合、そのザカートは二歳以上の雌の子ラクダを一頭である。一方46頭に達した時、そのザカートは三歳以上の雌の子ラクダを一頭である。その数が61頭に達した時、そのザカートは四歳以上の雌の子ラクダを一頭である（その条件として、子ラクダが満一歳、あるいは満二歳、あるいは満三歳でなければならないと定められている。この条件は四大マズハブの内、ハンバリー派以外のマズハブによって定められている。ハンバリー派は二歳の子ラクダだけで十分だとしており、先ほど述べたラクダの数に対するザカートとしてそれを納める）。

ラクダの数が76頭に達した場合、そのザカートは二歳以上の雌の子ラクダを二頭である。一方、数が91頭に達した時、そのザカートは三歳以上の雌の子ラクダを二頭であり、その数が121頭に達した場合、そのザカートは二歳以上の雌の子ラクダを三頭である。これはシャーフィイー派とハンバリー派の見解に則ったものである（ハナフィー派とマーリキー派を除く。詳しくは“Al-fiqh ‘ala al-Madhāhib al-‘Arba‘ah”という本を見てほしい）。

ザカートが課されたラクダの数が130頭に達した時、ザカートが課される方法が変わる。すなわち、40頭毎に二歳以上の雌の子ラクダを一頭、ザカートとして納めなければならない。そして50頭毎に三歳以上の雌の子ラクダを一頭、ザカートとして納めなければならない（したがって、130頭に達したラクダに課されるザカートは二歳以上の雌の子ラクダを二頭と三歳以上の雌の子ラクダを一頭である）。

その数が140頭に達した場合、そのザカートは三歳以上の雌の子ラクダを二頭と二歳以上の雌の子ラクダを一頭である。そしてその数が150頭に達した場合、そのザカートは三歳以上の雌の子ラクダを三頭である。以下10頭増える毎に同様のザカートが加算される。

牛と水牛に課されるザカート：牛のニサーブ、ザカートの義務が課される数は30頭である。その数が30頭に達した時、そのザカートは一歳以上の雄あるいは雌の子牛を一頭である（シャーフィイー派とマーリキー派によると、雌の子牛を納める方がより好ましいとされる）。その数が40頭に達した時、そのザカートは二歳以上の雌の子牛を一頭である（ハナフィー派以外の三つのマズハブは、納める子牛は雌牛でなければならないということで意見が一致している。ハナフィー派は雄の子牛も容認している）。その数が60頭に達した時、そのザカートは一歳以上の（雄あるいは雌の）子牛を二頭である。一方、その数が70頭に達した時、そのザカートは二歳以上の雌の子牛を一頭と一歳以上の雄の子牛を一頭である。その数が80頭に達した時、そのザカートは二歳以上の雌の子牛を二頭である。一方、その数が90頭に達した時、そのザカートは一歳以上の雄の子牛を三頭である。そしてその数が100頭に達した時、そのザカートは二歳以上の雌の子牛を一頭と一歳以上の雄の子牛を二頭である。一方、その数が110頭に達した時、そのザカートは二歳以上の雌の子牛を二頭と一歳以上の雄の子牛を一頭である。

その数が120頭に達した時、そのザカートは一歳以上の雄の子牛を四頭または二歳以上の雌の子牛を三頭であり、以下同様である。すなわち、飼育している牛の数が増えると、課されるザカートの数も加算される。水牛のザカートは、牛に課されるザカートと全く同じである。

山羊に課されるザカート：ザカートの義務が課される山羊のニサーブあるいは数は40頭である。その数が40頭に達した時、そのザカートは一歳以上の雌山羊を一頭である。その納入方法は飼育している山羊の種類による。もし普通の山羊ならば、同種の山羊をザカートとして納め、もし羊であった場合は同じ羊をザカートとして納める。またもし二種類の山羊を飼育しており、羊の方が普通の山羊より数が多かった場合、羊の方をザカートとして納めなければならない。もし同じ数の場合、例えばある人物が普通の山羊を20頭と羊を20頭飼育していた場合、ザカートの徴収者は一頭の雌を、望ましいと思う種類の中からどれでも自由に選び取ることができる。この規定は

ハナフィー派とマーリキー派との間で一致している。一方シャーフィイー派とハンバリー派は、価格が等しければ普通の山羊のザカートとして羊を、またはその逆を納めることを容認している。

さらに詳しく述べると、その数が121頭に達した時、そのザカートは雌山羊を二頭である。一方その数が201頭に達した時、そのザカートは雌山羊を三頭である。またその数が400頭に達した時、そのザカートは雌山羊を四頭である。それ以外については、上述の数から100頭増える毎にザカートとして雌山羊を一頭納める必要がある（次号では作物に課されるザカートについて解説する）。

■第131号［*Qalam* 1961.6:31-34］

Q.557（128-01）

「イスラムにおけるザカートの法とすべての細部規定」（4）

A.557

先の号では家畜に課されるザカートについて解説し、さらにその前の号では金銀に課されるザカート及び商品に課されるザカートについて解説した。今度は作物のザカートについて解説しよう。

4．作物に課されるザカート：先の号で解説した通り、作物に課されるザカートの義務は、一般的な典拠、そしてコーランとハディースに拠る特別な典拠に基づいて確定している。最も崇高なるコーランの中で、アッラーは次のように仰せになっている。「汝らがその作物を収穫する（刈り入れる）時、その収穫物（その作物のザカート）を与えなさい」。

そして使徒ムハンマドはハディースの中で次のようにおっしゃっている。「雨によって水を得る作物はどれも10%のザカートが課される。また井戸から水を引く（など）により水が与えられる作物は、どれも５%のザカートが課される」。

その条件は、以前説明した一般的なザカートの条件と同じである。また別の条件や規定もあり、それについて四大マズハブは次のように解釈している。

シャーフィイー派は、作物と果物類に課されるザカートの義務は、以前説明した一般的なザカートの条件にくわえて、以下三つの条件の下に課されると述べている。第一に、収穫した作物は食欲を満たすもの、例えば小麦、コメ、キビ、トウモロコシ、キマメ、白マメなどでなければならない。一方食欲を満たす食糧ではないもの、例えばシード、コリアンダーなどといった種類のものにはザカートの義務は課されない。第二に、それを所有する者が存在しなくてはならない。ゆえにモスクに寄付された作物は、特定の所有者がいないため、ザカートの義務は課されない。第三に、ニサーブを満たしていなければならない。

ザカートの義務が課される果物類は、ナツメヤシの実とブドウだけである。ニサーブを満たした時、収穫物にザカートの義務が課される。そのニサーブとは５「ワサク」あるいはマレーの伝統的単位によれば約375ガンタン［約4.5リットル］である。これは穀物の土がきれいに落とされ、殻が外された状態の時である。もしその穀物がコメのように籾殻が付いたままで、あるいは土と混ざった状態で貯蔵されたものだった場合、ザカートとして計算されるのはきれいな状態でニサーブを満たしたもののみとなる。そのニサーブを満たすために、例えばコメと他の作物とをまとめることはできない。つまり、もしある人物の収穫したコメがニサーブを満たしていなかった場合はザカートの義務はなく、トウモロコシなどとあわせてニサーブを満たすことはない。ザカートの義務が課される他の収穫物に関しても同様である。過去の年度の収穫物によってニサーブを満たすため、その年度の収穫物を貯蔵する必要はない。 納めるザカートの額は、作物が成長するための水を得る方法に左右される。雨水や川の水で生長するどの作物にも、10%のザカートが課される。運んだ水あるいは人を雇って運ばせた水を与えられたどの作物にも、5%のザカートが課される。またもしある人物の作物が、雨水と共に運んだ水あるいは人を雇って運ばせた水を与えられて生長したならば、7.5%のザカートが課される。

ハナフィー派は次のように述べている。ザカートの義務が課される収穫物は“ʻashriyyah”の土地から刈り入れたものである。したがって、“kharājiyyah”の土地から刈り入れた収穫物にはザカートの義務は課されない。“ʻashriyyah”の土地には、収穫した作物に10%のザカートが課される。それはすなわち、。それは、イスラム教徒と非イスラム教徒が戦争をしている時代にイスラム教を信仰し敵対しない者の所有地、またはイスラム教徒によって征服され、イスラム教徒に分け与えられた地域、あるいはイスラム教徒の人々によって開拓され植え付けが行われた地域に入植した者に与えられた土地のことである。

一方、“kharājiyyah”の土地とは戦闘においてイス

ラム教徒に征服された地域に含まれ、課税と引き換えにそれぞれの所有者の手に委ねられた土地である。その土地から収穫した作物は、その土地を利用し肥沃にする意図で栽培されたものでなければならない。ゆえに様々な木材、草、そして竹にはザカートの義務は課されない。なぜなら、そうした種類の植物によって土地が肥沃になることはなく、それどころか土地をダメにするからである。上記の種類の植物が収穫され売られた場合にニサーブをちょうど満たしていたならば、その価格に基づいたザカートの義務が課される。

“kharājiyyah”の土地は、課されたハラージュ[イスラム法における土地に対する課税](税)にくわえて収穫物に課されるザカートを徴収するために、栽培が行われなければならない。よって“kharājiyyah”の土地が栽培に適しており、そしてその所有者に栽培する能力があった場合に、そのように決定される。もしその所有者に栽培する能力はあるがそれを行わない場合はザカートを支払う義務はないが、その土地が栽培可能(単に栽培をしたくないだけ)と見なされるため、ハラージュ(定められた税)を払う義務がある。

ハラージュ(“kharājiyyah”という類いの土地に定められた税)以外にザカートが義務付けられる理由は、その土地が生きており収穫を生むからである。よって、たとえそれが計算(ハラージュを徴収する当局が用いる計量)上のものに過ぎないとしても、生きていて栽培に適しているという土地の状態を根拠にその義務が課される。

この作物のザカートとして、雨水あるいはその土地に引かれた川の水で育つ収穫物はその10%、また運んだ、あるいは人を雇って運ばせた水を与えられている作物の場合はその5%を支払う義務がある。

ザカートの義務が課される収穫物の種類は、小麦、コメ、トウモロコシといった食欲を満たす全ての品種、そして全ての野菜類、そして全ての果物類、また全ての香辛料類であり、量の多寡にかかわらず課される。ニサーブや満一年という期間は条件付けられていない。一方ヘンナ(指甲花)の種や茄子の種のように、苗を作るだけの穀類にはザカートの義務は課されない。木から出るゴムの樹液にもその義務は課されない。栽培のために出した経費は栽培者の負担となる。全ての収穫物に課されたザカートは、支出したいかなる経費も差し引くことなく支払わねばならない。もしその作物が収穫する前に売られたならば、ザカートの義務は購入者に課される。またそれが果実をつけた後に売られた場合、そのザカートの支払いは売り手に課される。

野菜類にザカートの義務が課される期間は実をつけた時であり、そしてそれを摘む時にザカートを支払わねばならない。穀物に課されるザカートの支払い義務の時期は、穀物を選別し計量した時である。ダメになったものは、ザカートを支払う義務は課されない。持ち主が食べざるを得なかったものも同様である。

ハンバリー派は次のように述べている。ザカートの一般的な条件にくわえて、以下二つの条件の下に作物のザカートが義務付けられる。第一にその収穫物が貯蔵可能なものであること、第二にそれがニサーブを満たしていることである。そのニサーブは5ワスクであり、その収穫物の皮や土、またはゴミがきれいに落とされた後、またその実と葉が乾いた後に計算される。

ザカートの義務が課される作物に区別はない。それが穀類だろうがその他のものであろうが、また小麦、豆、青菜あるいは根菜といった種類は関係ない。しかし(ブドウとナツメヤシの実を除く)果物類にはザカートの義務は課されず、野菜類も同様である。雨水で生長する作物の収穫物に課されるザカートは10%である。また運んだ水で生長する作物に関してだが、そのザカートは5%である。もし半分は雨水を得て、そしてもう半分は運んだ水が与えられた場合、そのザカートは7.5%である。もしそれが定かでない場合、そのザカートは10%である(なぜならそれがより安全だからだ)。

穀物に対するザカートの義務が課される時期は、それが十分に熟し、収穫し貯蔵するのに適した時である。果物類も食べ頃の時である。もしその所有者がそれを腐らした、あるいはその後にそれを売った場合、困窮者の権利のために所有者はそのザカートの支払いは猶予される。もし自然に腐ったならばザカートは解消されるが、もし貯蔵された後にそれが腐った場合、困窮者のために所有者はそのザカートの支払いを猶予される。

マーリキー派は次のように述べている。実が熟して食べ頃になった時、その作物にザカートの義務が課される。風に吹かれて落ちた実は、それを収穫することができ、そこから利益を得る、あるいは他の人に贈る、あるいは家畜の餌にする、またはその果実を収

集した（収穫した、摘んだ）人々の賃金とするなどといった場合には、計算に入れる（ザカートを払う）必要がある。鳥やバッタに食べられた、あるいは暑さ寒さによってダメになった、あるいは家畜に食べられた収穫物は計算されない（ザカートを支払う義務はない）。作物のザカートはニサーブ、すなわち5ワサクを満たすことを条件に義務付けられる。ザカートの義務が課される作物は小麦、コメ、トウモロコシ、キビ、全種類の豆、そしてオリーブの実である。また果物類はナツメヤシの実とブドウである。単に雨水あるいは川の水だけで足りる作物に関しては、その果実に課されるザカートは10%である。また運んだ水を与えるものについては、そのザカートは5%である。また、もし半分の期間は雨水を得て、そしてもう半分の期間は運んだ水を与えた場合、そのザカートは7.5%である。

第132号［*Qalam* 1961.7: 26-31］

Q.557（128-01）

「イスラムにおけるザカートの法とすべての細部規定」（5）

A.557

鉱物資源と“rikāz“［埋蔵資産］の定義について、四大マズハブは以下のように説明している。**シャーフィイー派**は次のように述べている。鉱物資源とは形成された場所である地下から採掘された物をいう。ここで言うところの（またザカートの義務が課される）鉱物資源とは金と銀のみである。その他の鉱物、例えば鉄、銅、錫などといったものにはザカートを納める義務はない。またその鉱物が固体か液状かは区別されない。金銀の鉱物資源には2.5%のザカートを支払う義務が課される。これは以前解説した条件のもとで金銀に課されるザカートと同じであるが、満一年の経過を求める条件は除かれる。ここではそれは条件として挙げられていないが、別の条件が一つある。その鉱物は地主のいない、もしくは自らが所有する土地で発見したものでなければならないということである。もしそうでない場合はザカートを納める義務はない。ただし、寄付された一定の土地からその鉱物が発見された場合、または発見された後にその土地が寄付された場合は除かれ、その場合はザカートを納める義務が発生する。

また採掘した鉱物がニサーブを一度に満たすということは条件ではなく、何回かに分けて採掘し、後にそれらを一つにまとめた結果ニサーブを満たした場合もザカートの義務が課される。

鉱物資源のザカートを支払うよう義務付けられている時期は、それを選別し洗浄する準備ができた時である。まだそれが洗浄されていない時にザカートを払ったとしたら、それは無効となる。

“rikāz“と言われものは、ジャーヒリーア時代に昔の人々によって埋められた品々のことである。そのザカートの率は五分の一（20%）であり、それを発見したら即刻それを納めねばならない。ニサーブを満たした時点で満一年経過（必要があるという条件）を除いて、ザカート規定において広く知られている条件の下にそれを納めることになる。

一方、もしある人物がそれを地表（地下に埋めれていない状態）で見つけた場合、その代物は“rikāz”とはならず、“luqathah”（所有者が不明の状態で発見された物）となる。もしそれがジャーヒリーア時代の人々によって埋められたものでなかった場合、例えばイスラム教徒の権利があることを示す印が見つかった場合、法的にはその所有者、またはそれが判明している場合はその相続人に返還しなければならない。もしそうでなければ、それは“luqathah”となる。それがジャーヒリーア時代の人の所有物であるのか、あるいはイスラム教徒の所有物であるのか分からない場合も同様である。もし“rikāz”である代物が地主のいる土地から見つかった場合、地主が所有権を主張したならば、彼にその権利がある。もしそうでないとしたら、一番初めに上記の土地を所有していた地主が判明しているのであれば、彼にその権利がある。**ハナフィー派**は次のように述べている。鉱物資源（金属）、あるいはその土地で見つかってそこから掘り出されたものは、それが至高なるアッラーにより創られ、誰かがその場に置くことなく存在している金属だろうが、あるいは異教徒たちによって埋められた埋蔵資産だろうが、イスラム法にもとづき、地中から見つかった物とされる。

鉱物資源から支払われるザカートは、事実に則ればそれはザカートとは呼ばれない。なぜならザカートに課される条件がこの二つには課されていないからである。

鉱物資源は三つに分類される。それは火で溶かすことができるもの、液状のもの、そして火で溶かすことができず液状でもないものである。火で溶かすことができる鉱物とは金、銀、銅、鉄、そして錫である。

また液状のものとは石油などである。一方、火で溶かすことができず、液状でもないものとは宝石類である。火で溶かすことができる鉱物のザカートの率は五分の一（20%）である。ザカートを納める場所は、戦利品の五分の一を寄せ集める場所である、とコーランに記されている。五分の一を納めた残りは、地主のいない土地、例えば砂漠や丘といった土地にあった鉱物を見つけた者に委ねられる。

その鉱物にジャーヒリーアの人々の権利を示す印があった場合、それらには五分の一（20%）のザカートが課される。もしイスラム教徒の権利を示す印があった場合は、それは“luqathah”の品々（所有者が不明な拾得物）となる。そして五分の一のザカートを支払う義務は課されない。もしその印と形が（ジャーヒリーアの人々のものか、あるいはイスラム教徒のものなのか）曖昧な場合は、それはジャーヒリーアの人々のものと見なすべきである。一方、地主のいる土地の中で見つけた場合、そのザカートの率は五分の一であり、その残りは地主のものとなる。鉱物や“rikāz”を自分の家の敷地内で見つけた者は、五分の一のザカートを払う必要はない。そしてそれは家主の所有物となる。その鉱物あるいは“rikāz”を発見したのが男性あるいは女性、自由身分あるいは奴隷、成人あるいは子供、ムスリムあるいはズィンミー［イスラム国家内で庇護民とされている非イスラム教徒で、主にキリスト教徒やユダヤ教徒］の異教徒であろうと、区別はない。

例えば石油などの液状のものにはザカートの義務は課されない。同様に、例えば宝石類のように溶かすことができず、液状でもないものにもザカートは課されない。しかし、液状のものなかで水銀は例外であり、水銀が見つかった場合は五分の一のザカートを支払わなくてはならない。武器や道具、また宝飾品を含む埋蔵資産には五分の一のザカートを納める義務がある。海から採られた品々、例えば真珠、珊瑚、魚などといったものには、商品とする場合を除きザカートは課されない（それらに対しては商品としてのザカートが課される）。

マーリキー派は次のように述べている。例えば金、銀、銅、錫、そして硫黄といった鉱物資源や金属は至高なるアッラーが大地に創り給うたものである。これらは後ほど解説する“rikāz“とは異なるものであり、もしそれらが金や銀であった場合はザカートを納める義務がある。これは、以前解説した自由身分、イスラム教徒、ニサーブを満たしているというザカートが課される条件のもとづいて課される。満一年という期間に関しては条件として挙げられていない。ニサーブを満たす金銀から成る鉱物を一度に、あるいは何回かに分けて掘り起こした場合、ザカートを払う義務がある。

鉱物あるいは金属には2.5%のザカートを支払う義務があり、それを受け取る権利を有するのは8つのアスナフである。しかしそれらの鉱物の種類の中で、“al-nadrah”として知られている容易に土を落とすことができる一塊の金銀は例外であり、五分の一のザカートを納めねばならない。ザカートを納める場所は戦利品を寄せ集める場所であり、イスラム教徒の公共の福祉のために遣われる。もし、金属を抽出するための費用は高くないが、抽出するための賃金が高かった場合、ザカートは2.5%だけでよい。そしてそれを受け取る権利を有するのは8つのアスナフである。そしてたとえ上記の塊がニサーブを満たしていなかったとしても、また（地中から）それを掘り出す者が奴隷あるいは異教徒だったとしても上述の通りである。

金銀ではない鉱物、例えば銅や錫に関しては、ザカートを納める義務はない。それらを商品とする場合は例外であり、後に商品としてのザカートが課される。

一方“rikāz”は、昔のジャーヒリーアの人々によって埋められた金銀などといった埋蔵資産を指す。それは印を証拠として判断される。もし埋蔵資産がジャーヒリーアの人のものか、あるいはイスラム教徒のものか疑わしい場合は、ジャーヒリーアの人のものと見なすべきであり、金や銀などといったものだろうが、それを手に入れた者がイスラム教徒だろうがなかろうが、また自由身分あるいは奴隷だろうが、五分の一のザカートを納める義務がある。ザカートとして徴収される五分の一は戦利品と見なされるべきであり、イスラム教徒の公共の福祉のために遣われる。しかし、もし“rikāz”（埋蔵資産）を掘り出す経費が非常に高ければ、その場合ザカートは2.5%だけであり、そしてそれは8つのアスナフの福祉のために引き渡される。“rikāz”のザカートはニサーブを満たすことを条件としていない。ザカートを納めた後の残りは、埋蔵資産が発見された土地の持ち主のものとなる。それはその土地を相続する、または開拓したり植え付けを行ったりすることで所有した場合で

ある。一方もしその土地を、例えば売買によって、あるいは人から贈与されて所有したならば、ザカートを納入した後の残りは、その土地をその人物に売却した最初の地主のもの、あるいはそれを発見した者のものとなる。一方、その土地が誰の所有地でもない場合、(ザカートを支払った後の)残りはその“rikāz”を手に入れた者の所有となる。

イスラム教徒あるいはズィンミーの異教徒の人々によって埋められた埋蔵資産に関しては、その所有者あるいは相続人が判明している場合、彼らの所有となる。もしそれを受け取る権利を有する人物が不明の場合、その財産は“luqathah”(発見物)とするべきであり、(権利を有する者がそれを要求し易くなるように)一般の人々にその事実を一年間公示しなければならない。もし誰もそれを要求しなければ、その財産が数百年の間埋まっていたことを示す印があった場合を除いて、それをみつけた者の所有となる。もしその所有者あるいは相続人がもはや判明しなかった場合、その時は埋蔵資産があった事実を一般に公示あるいは発表する必要はない。それは所有者が不明な財産となり、バイトゥルマルに引き渡し、イスラム教徒の公の福祉のために使わなければならない。ジャーヒリーアの民の埋蔵資産も同様であり、地表あるいは砂地で発見された彼らの財産に対しても五分の一のザカートを支払う必要がある。そしてその残りはそれを手に入れた者に委ねられる。

真珠や珊瑚といった海から採れたものに関してはザカートを支払う義務はなく、それを手に入れた者の所有となる。

ハンバリー派は次のように述べている。鉱物資源とは地中で形成された物質であり、金、銀、ダイヤモンド、めのう、銅、そしてバトゥ・チュラ[アイライン用の化粧品として使われる石]といった固形のものと、石油などの液状のものの両方を指す。地中から物を採掘し、それを所有する者は、以下二つの条件の下に2.5%のザカートを支払う義務がある。第一に、その鉱物が(もし金銀であった場合)洗浄し溶解した後にニサーブを満たすこと、あるいは金銀以外の鉱物であった場合はその価格がニサーブを満たすことである。第二に、その採掘者がザカートの義務が課される人々であることである。したがって、もしその者がズィンミーの異教徒あるいは他の異教徒であった場合、ザカートの義務は課されない。もしその鉱物が固形のもの、あるいは所有地から採掘したものだった場合、たとえ地主以外の者が採掘したとしても、地主の所有となる。しかしその人物(地主)は、その鉱物が手元に届いた以後を除き、ザカートを納める義務はない。ニサーブを満たすために金属の一種を別の種類のものとまとめることは許されない。ただし、金銀の場合は例外で、その二つはニサーブを満たすためにまとめることが許される。

一方、もしその鉱物が地主のいない土地で見つかった場合、その鉱物は採掘者の所有となる。金または銀、あるいは武器、または衣服など、いかなる発見物に対しても、採掘者は2.5%のザカートを支払う義務がある。麝香を手に入れた者、または海から真珠または珊瑚、あるいは魚などを獲った者は、たとえそれらがニサーブを満たしていたとしても、ザカートを支払う義務はない。

一方、“rikāz”とは、ジャーヒリーアの民、あるいは過去の時代の異教徒たちによって埋められた品々を指す。地表で発見され、異教徒の人々の所有であることを示す印がある物に関する規定は、“rikāz”の規定と同じである。もしそのものにイスラム教徒の所有物であることを示す印があった場合、あるいはイスラム教徒と異教徒の両方の所有物であることを示す印があった場合、その代物は“rikāz”と呼ばれることはなく、“luqathah”(拾得物)となり、“luqathah”の規定が適用される。“rikāz”の物を手に入れた者はその五分の一のザカートを納める義務が課され、それをバイトゥルマルに引き渡さなければならない。そしてそれはイスラムの権力者によって、イスラム教徒の公共の福祉のために使われる。そしてその残りは、そのものが地主のいない土地で発見されたのであれば、それを手に入れた者のものとなる。もしそのものが自分の土地の中から発見された場合、発見者のものとなる。また他人の土地から発見された場合でも、もしその地主が要求しなければ、それも発見者の所有となる。もしその地主が説明もなしにそれを要求した場合、その発見物は宣誓を行った後に彼の所有となる。一方、もしある人物が他人の土地に侵入し、その中に埋まっている物を採掘する、あるいは掘り出した場合、その物はその土地の所有者のものとなる。またもしその人物が地主の許可を得てその土地を掘り起こしたならば、その人物に採掘物を所有する権利がある。

■第134号［*Qalam* 1961.9:44-45］

Q.558（134-01）

使徒ムハンマドの奇跡についてお伺いします。彼の奇跡は一つのみ、つまり最も崇高なるコーランしかないというのは本当でしょうか。というのは、これが半数の人の意見だからです。

A.558

使徒ムハンマドの奇跡は聖典コーランだけではなく、それ以外にも数多くある。これらの奇跡は最も崇高なるコーランの中に記されており、またブハーリーやムスリムなどといった人たちのハディースの中でも伝えられている。コーランの中に記されているその奇跡の半数は、イスラー［夜の旅］とミラージュ［昇天］の出来事である。この出来事は無論、異常且つ「慣例を破る」ものである。コーラン「夜の旅」の章でアッラーは、我らが崇敬するムハンマドが、マッカ・アル＝ムカッラマ［メッカ］のマスジド・ハラム［聖モスク］からパレスチナのバイトゥル・マクディス［エルサレム］へとイスラー（夜の旅）に連れて行かれた、とはっきりと仰せになっている。

ブハーリーとムスリムの伝承によるハディースの中には、以下のような詳しい説明がなされている。彼はその夜、ミラージュに連れて行かれ、天空に（上り）七層の天界を突き抜け、スィドラ・アル＝ムンタハー［聖木］の上を通過した。これらのハディースはコーランに支持されている。コーラン「星」の章の中で、彼は「スィドラ・アル＝ムンタハー」の傍で再び天使を見たと語られている[28]。一方ハディースの説明によると、「スィドラ・アル＝ムンタハー」は七層目の天界に立っていた。これらは全て明白な事実であり、信者たちがこれを否定することはない。

またコーランの中でも、もう一つの奇跡について記されている。使徒ムハンマドが全力を注いで、メディナに侵攻する多神教徒たちに対抗するための軍備を整えた。そして両軍（イスラム教徒と異教徒）はバダルの戦場で相見えた。そこで殿下が全能なるアッラーに援助を請うと天使が降りて来て、イスラムの敵と戦っているイスラム軍を助けた。

この奇跡はコーラン「戦利品」の章の中で、至高なるアッラーによって描写されている。その啓示は次の通りである。「思い起こしなさい。汝らが神に助けを求めた時、神は汝らの願いに応えて（言い給うた）『まことにわしは千人の天使を（遣わし）汝らのもとに控えさせ、汝らを助けよう』。アッラーはただ、嬉しい知らせをもたらし、それをもって汝らの心を落ち着かせようと御助け給うたのである。そして助けはアッラーの御許からのみ（来る）。まことにアッラーは威力あり、聡明なる御方である」[29]。

過去、現在、そして未来の信者たちは、それが奇跡であるがゆえにその出来事の真実性を認めるに違いないが、心を患った（疑念を持ち、懐疑的な）人々は、彼らの理性に適った、または欠陥があり逸脱した彼らの信仰により様々な口実をつけてはそれを否定した。

これは単にコーランの中に記された使徒ムハンマドの奇跡の一例に過ぎない。他にも数多くの奇跡があり、その出来事は複数のハディース、その大半はブハーリーとムスリムの伝承によるハディースの中に記されている。例えば次のような使徒ムハンマドの奇跡がある。それは、あの方の指の隙間から水が吹き出たこと。少量の水が大量になったこと。4、5人に分け与える程度の食べ物が、我らが崇敬する方の恩恵によりそれが何百人分もの量になったこと。また祈祷がすぐに受け入れられること。そして未来の出来事について予言し、その後予言通りに事が起こり、その事実が目撃されたこと。これらは全て否定することのできない事実であり、規範とされているイスラムの宗教や歴史に関する書物の節目に記されている。

我らが崇敬するムハンマドより前の預言者たちもそれぞれ、その時代に合った奇跡を起こしている。コーランの中には、預言者の身の上に起こった、あるいは彼らが起こした異例の奇跡あるいは出来事が語られている。預言者イブラヒーム［アブラハム］は火に焼かれもせず、炎に飲まれることもなかった。預言者ムーサー［モーセ］は海を二つに割り一本の道を作り、彼の追従者たちと共にその道を通った。そして預言者イーサー［イエス］は死者を生き返らせた。より詳しく説明すると、使徒ムハンマドと彼以前の預言者たちの奇跡についてアッラーは以下のように仰せになっている。「まことに我らは、汝より前にも何人かの使徒を遣わし、妻や子孫を与えた。そしてアッラーの御許しなしに使徒が奇跡を起こす（力）はない。

28)「そう言えば、もう一度お姿を拝したことがあった。（天の）涯なる聖木のところであった（『コーラン（下）』p. 154）」。

29)「（憶い起せよ）汝らが主にお助けをお願いしたら、それに応えて、「よし、汝らのために天使を千人ほど続々と繰り出して援軍としようぞ」と仰せられた時のこと。これはみなアッラーが、ただただ汝らに嬉しい情報を与えて、それで汝らの気持を落ちつかせてやろうとてなさったこと。最後の勝利はアッラーのお助けあってはじめて成るもの。まこと、アッラーこそは全能で全知にまします（『コーラン（上）』p. 238）」。

すなわち、時代ごとに（記された）啓典がある。アッラーは御心のままにそれを抹消し、または確定し給う。そして啓典の母（全ての記録を内包する啓典）はアッラーの御許にある（「雷鳴」の章第38-39節）」[30)]。

預言者ムハンマドが最後の預言者（ハーティム・アル・ナビイーン）であるゆえ、アッラーにより彼に授けられたアッラーの啓典コーランは非常に大きな奇跡であり、それに匹敵するものはない。加えて、アッラーは、その特異性ゆえ、ただ一つの「章」を造るためにその真実を否定する人々に対して挑むよう、我らが崇敬するムハンマドに命じ給うた。それは次の通りである。「（ムハンマドよ）言ってやれ。『これ（コーラン）と同じような一章を持ってこい（造れ）』と（「ユーヌス」の章第38節）」[31)]。

「（ムハンマドよ）言ってやれ。『たとえ人間とジンが集まって、このコーランと同様のものをもたらそう（造ろう）としても、たとえ彼らが互いに助け合ったとしても、彼らはこれと同じものをもたらすことはできない』と（「夜の旅」の章第88節）」[32)]。

アッラーは最も偉大なる御方である。

第135号 ［*Qalam* 1961.10:39-41］

Q.559（135-01）

ある時、ある者が宗教について論じ、そして相手が誰であろうと、例えばウラマーであろうと挑み、非難し、一般庶民のイスラム教徒たちの心中にウラマーに対する嫌悪をかきたて、そして彼らが宗教に背を向けるような結果をもたらした場合、その者をムナーフィク［偽信者］と呼ぶことは許されますか。

ムナーフィクがどのような状況にあり、彼らがどのように活動しているのか、そして彼らに命じるべき法について、ご説明願います。

30)「昔、汝より前にも、我らは幾人も使徒を遣わし、妻や子孫を授けた。だが、どの使徒も、アッラーのお許しなしには、絶対に神兆を演ずるわけには行かなかった。すなわち、時代ごとにそれぞれ啓典があって、アッラーは御心のままに（その文章を）消したり、確定したりなさる。御手元には啓典の母体をおもちになっておられるから（『コーラン（中）』p. 54）」。

31)「それでも彼らが『どうせこれは、あの男のひねり出した贋物にせものさ』などと言うのなら、お前、言い返してやるがよい、『よし、それではお前たちも一つこれと同じような文句をひねり出して見よ。アッラー以外のどんな（神様）にでも（啓示を）お願い申して見よ、もしお前たち本気でそのようなことを言っているのなら』と（『コーラン（上）』p. 283）」。

32)「言ってやるがよい、『人間と妖霊とが束になってこのクルアーンに似たものを作り出そうとかかったところで、似たものなど絶対に作れるものではない、たとい彼らはお互いに協力し合ったとしても』と（『コーラン（中）』p. 106）」。

A.559

これに関して、まずは預言者ムハンマドの時代におけるムナーフィクの人々とその行動や振る舞いについて解説することが不可欠だろう。簡潔に言えば、ムナーフィクとは特定の目的を持ち、表面だけ繕った人のことを指す。利益がある、あるいは対抗することができないと分かった時、彼らはアッラーやその使徒ムハンマドの命令に従う、あるいは忠誠を誓うふりをする。しかしその陰で、彼らはイスラムを崩壊させることに努めている。預言者ムハンマドの時代において、ムナーフィクの長はアブドアッラー・ビン・ウバイであった。ムナーフィクの人々に関して、この回答においては、イスラムを崩壊させるためどのように彼らが発動したかについて、また例えばバダルやウフドなどの戦いで起こったように、イスラムを崩壊させるために彼らがどのようにしてイスラムの敵に進んで利用されていったかについて、より深く検討することにしたい。その伝承からは、彼らの目的とは別の分子の手先になることであり、自分たちと比べてイスラム教が発展していることに憎しみを感じる以外に、彼らはイスラム○○○［以下、ページの印刷により原語不明な箇所がある］に入信することで憎しみを植え付け、イスラムの○○○名を腐敗させ、朽ちさせることにより、イスラム教徒の地位を崩壊させることに協力していた、ということが明らかとなっている。

今日の○○○と比較してみよう。現代のムナーフィクが今日の世界状況○○○どのように働いているのかということを検討したい。この○○○においてイスラムの地位を圧迫する二大集団が存在する。すなわち、○○○（キリスト教徒を含む）と共産主義者、無神論者と社会主義者の集団である。資本家集団は、まず○○○の弱点を調べ、それを理解した上でイスラム○○○に入る。そして若者の心中に物質主義への陶酔を生じさせる○○○彼らは働いている。次に彼らは学識のある○○○を侮辱し、学識のあるウラマーが常に○○○、常に汚れていていると説き、それにより物質主義に酔った若い子供たちはすぐにウラマーらを嫌悪の目で見るようになった。○○○若い子供もまたウラマーの近くに寄ろうともしなかった。近寄るどころか近くにいることさえ嫌がった。なぜなら彼らはウラマーに対して○○○嫌気がさしたからである。彼らは自らの資金を遣い、贈賄可能なルバイには誰にでも賄賂を与えた。それはイスラム

を決裂させるために派閥同士の憎み合いをけしかけ、マズハブの間に分裂感情を生じさせ、結果マズハブの間に口論や殺人を生じさせることを目的としていた。これはどこででも一般的に起きていることであり、インド、エジプト、つづいてインドネシア、さらに我が祖国にまで及んでいる。この大集団における分裂の王者は、英国の植民地主義者であった。彼らのせいで多くの血が流れるに至った。

共産主義者と社会主義者は、当初無神論を大っぴらに唱えていたが、その大っぴらな手段ではイスラム教徒に対抗できないと分かると、彼らは自由を説くことで宗教を信じる人々を軽んじるようになった。この間、彼らはムナーフィクとして働いていた。社会主義者は宗教に反しておらず、イスラム教もまた社会主義思想を教えていると公衆の前で主張するよう、彼らは命じられた。これらのムナーフィクたちは遠慮なくモスクに入り、アッラーに忠実で、宗教を愛していると訴えかける。そのためにモスクに入った際、彼らは大衆を騙すために「礼拝を行う」が、一旦モスクを出れば酒を飲む。

彼らは、あらゆる手段を使ってイスラム教徒の心を惹き付ける一方で、イスラム教徒が互いに憎み合う種を植え付けているのである。預言者ムハンマドの時代であったならば、その方法は口頭を通じるのみであったが、現代では新聞がイスラム教徒を分裂させるシンボルとなっている。意見を持たず信仰心のない若い記者は買収された。賄賂を受け取った時、彼らは何も見えなくなり、そして折り目をハサミで切る［友人や兄弟に害を与えることを意味する諺］行動に出たのである。彼らは新聞を通じて宗教的分裂を促した。彼らは宗教論争や対立を誇張した。彼らを支持するグループがある一方で、彼らを認めないグループの反応や論拠は全て無視された。ウラマーは攻撃の標的とされ、愚弄された。宗教に関する古典は非難された。彼ら自身が正そうと動かなかったことはそのほかにも数多くある。彼らは思うがまま言葉をまき散らしている。それは他でもなく、イスラム教徒が団結できなくなり、互いに憎み合うようにさせることを目的としている。彼らはただ憎悪と分裂を引き起こすだけなのである。彼らは非難に非難を繰り返すが、自分たちの主張を重んじそれを実践することは少しもなかった。彼らのこうした行為の目的は、ただイスラム教徒を分裂させ、若者を宗教から遠ざけ、アッラーの道のためにジハードを遂行する彼らの責任を一切忘れさせようとすることにほかならない。このために、彼らは民族文化と言われる文化を活性化させた。それこそが、イスラム法の違反者となる若者を形成する場所となった。この全てはこのようなあらましで行われ、これにより宗教上ムナーフィクとなる人々を形成し、イスラム教徒の団結を崩壊させることを彼らに協力させることが容易となった。預言者ムハンマドの時代のムナーフィクたちと現代のムナーフィクたちの状況を注視した時、そこに違いはないが、むしろ現代のムナーフィクの方がより危険であり、より多くの災いをもたらしている。彼らはアッラーやその使徒ムハンマドの命令に従うふりをして、実際にはイスラム教徒の信仰を分裂させ、信者を惑わせているのである。彼らは外見上こそイスラム教徒だが、心中ではアッラーとその使徒ムハンマドを信仰せずイスラム法の全てを否定している。

もし彼らが死んだらどうなるのだろうか。アル＝タバリーはそのタフシールの中で次のように述べている。ムナーフィクの長が死んだ時、その子供であるアブドゥッラー・ビン・ウバイが預言者ムハンマドの元を訪れた。その子供は高名な預言者ムハンマドの教友であった。彼は預言者ムハンマドのもとを訪れ、預言者に父親の遺体に礼拝を捧げてほしいと頼んだ。そしてアッラーが彼の父親の罪を赦すよう祈ってほしいと頼んだ。その死者は多くの追従者がいる首長であったため、使徒ムハンマドは数多くの彼の追従者が真のイスラム、すなわち外面と内面の両方を兼ね備えたイスラムへと導かれることを期し、その死者の子供の願いを受け入れた。使徒ムハンマドが遺体の礼拝を捧げようとした時、突然サイーディナ・ウマル・ビン・アル＝ハッターブが使徒ムハンマドに次のように尋ねた。「神の御使いよ、アッラーは貴殿にムナーフィクのために祈ることを禁じ給うたのではないのですか」。その時預言者は、「否！我が神は私に選ぶよう御命じになったのだ。『彼らのために赦しを乞うのか、または彼らのために赦しを乞わないのか……』を」と御答えになった。そして使徒ムハンマドは礼拝を捧げたのだった。この出来事が起きた後、神は明確且つ的確にそれを禁ずる啓示を下し給うた。それは次の通りである。『汝は彼らの中の誰かが死んでも、彼らのために決して礼拝を捧げてはならない。その墓の上に立ってはならない。なぜなら、まことに彼らはアッラーとその使徒を信じず、イスラムの掟

を全て否定したからだ』」。

これが預言者ムハンマドの時代のムナーフィクの人々に対し、アッラーが下し給うた裁きである。では、預言者ムハンマドの時代のムナーフィクと現代のムナーフィクとの違いは何だろうか。我々の理解では、両者に違いはない。ゆえに彼らが死んだら、イスラム教徒の中に彼らために葬儀の礼拝を捧げ、墓場へと付き添う者がいてはならないし、墓場に眠る彼らのために決して祈りを捧げてはならない。責任のあるウラマーが、こうした人々に対する明確なファトワを出すことを願いたい。

第136号［*Qalam* 1961.11:38-41］

Q.560（136－01）

スンナ派のマズハブ、すなわちハナフィー、マーリキー、シャーフィイー、そしてハンバリーのどの派も、支障がないのに怠った礼拝のカダー［できなかった宗教行為の埋め合わせ］は義務ではないと述べているのでしょうか。少々ご説明願います。

A.560

五回の義務の礼拝はその時間に行う必要がある。その法は以下の至高なるアッラーの啓示からの証明に基づいている。「まことに時を定めた礼拝は、信者に課された義務である」。支障がないにもかかわらず礼拝が遅れ、時間切れとなった者は誰であれ、その者は罪を負い、それは多大な罪となる。意図的に（怠惰や不注意で）礼拝を行わなかった者は直ちに悔悟し、怠った礼拝のカダーを全て一度に行う義務がある。疎かにした礼拝のカダーを行わないまま悔悟するだけでは何も利益はなく、助けにもならない。これがイスラムにおける法であり、四大マズハブはその決定に合意している。この問題に関してより詳しい説明を以下に行う。

礼拝の支障：礼拝時間に遅れることが容認される支障とは、第一に寝過ごすこと、第二に度忘れすることである。寝過ごして、あるいは度忘れして礼拝を怠った者は罪を負うことはないが、その後直ちにカダーを行う必要がある。シャーフィー派によると、度忘れして礼拝を怠り、それが不注意による場合、例えば「トランプ」（ダウン・パカウ［カードゲームの一種］）遊びに夢中になっていたために度忘れした場合、それは支障とは呼べず、それどころか義務の礼拝が遅れ、時間切れとなったがゆえの罪を負う。その者は悔悟し、その怠った礼拝のカダーを直ちに行う義務がある。

四大マズハブの裁定による礼拝のカダーの法：時間切れとなった義務の礼拝は、支障があろうがなかろうが、直ちにカダーを行う必要がある。この裁定はシャーフィイー派を除いた四大マズハブの合意となっている（シャーフィイー派によると、支障がないにもかかわらず時間切れとなった礼拝は、直ちにカダーを行う義務がある。そして支障があって礼拝の時間が過ぎた場合、カダーを行う義務はあるが柔軟に対応することができる）。

支障がない限り、時間切れとなった礼拝のカダーを遅らせることは許されない。その支障とは例えば生計を立てる、あるいは（ファルドゥ・アインとなっている）学ぶことが義務となる知識を学んでいるといったことである。礼拝を怠る罪は単にカダーを行うだけでは消えず、悔悟もしなければならない。同様に、悔悟だけではその怠った礼拝の代わりとはならず、カダーを行わなければならない。なぜなら、悔悟の条件の一つが罪となる行為を止めることだからだ。

時間切れとなった礼拝のカダーを行う方法：時間切れとなった礼拝は、時間切れとなったその礼拝の状況に応じてカダーを行わなければならない。もしその人物が航海の途にある場合、礼拝の短縮が許されている（端的に言えば、例えばズフルの礼拝［正午過ぎの礼拝、120］の4ラカート［礼拝の動作単位］を、航海の途にある際は2ラカートに短縮できる）。そして礼拝が時間切れとなった場合、一回に4ラカートを行う種類（例えばズフル、アスル［午後の礼拝］、そしてイシャー［夜の礼拝］）の礼拝は、たとえその者がもはや航海の途になかったとしても、そのカダーとして単に2ラカート行えばよい。これはハナフィーとマーリキー派に拠るものである。シャーフィイーとハンバリー派は異なる（シャーフィイーとハンバリー派によると、もし航海の途にあり、4ラカート行う種類の一回の礼拝が時間切れとなった場合、カダーを2ラカート行えばよい。これはまだ航海の途にある場合である。しかし航海の途中でない場合はカダーを4ラカート行う必要がある）。もし目的地にいた（航海の途中ではない）時に上述の礼拝が時間切れとなった場合、たとえそれのカダーを航海の間に行うとしても、カダーを4ラカート行う必要がある。

同様に、時間切れとなった礼拝が静かに読誦する礼拝（例えばズフルの礼拝）であった場合、たとえカダーを行う時間が夜だったとしても、カダーを行う際には同じように静かに読誦しなければならな

い。一方、もしその時間切れとなった礼拝が声高に読誦する種類（例えばマグリブの礼拝［日没後の礼拝］）だった場合、たとえそのカダーを行う時間が昼だったとしても、カダーを行う際のは同じように声高に読誦する必要がある。これはハナフィーとマーリキー派に拠る。シャーフィイー派とハンバリー派は少し異なる（シャーフィイー派によると、その礼拝が静かに読誦する種類であろうと声高に読誦する種類であろうと、重視されるのは礼拝のカダーが行われる「時」である。つまり、ズフルの礼拝のカダーを夜に行う者は声高に読誦しなければならず、またマグリブの礼拝のカダーを昼に行う者は静かな声で読誦しなければならない）。（一方ハンバリー派によると、礼拝のカダーを昼間に行う場合は、静かな声で読誦する礼拝であろうと、声高に読誦する礼拝であろうと、またその者がイマーム［礼拝の指導者］になろうが、あるいは一人で礼拝を行おうが、静かな声で読誦しなければならない。またもし礼拝のカダーが夜に行われた場合でも、声高に読誦する種類の礼拝を行う時、つまりその者がイマームとなった時は声高に読誦しなければならない。一方もしカダーとして行う礼拝が静かな声で行う種類の礼拝であった場合は静かな声で読誦を行い、声高に読誦する種類であった場合でもそれを自分一人で行う時は静かな声で行わなければならない）。

順序を守ること：時間切れとなった礼拝のカダーを行う時は順序を守らなければならない（先に行うべきものを優先し、後で行うべきものを後回しにしなければならない）。ファジュルの礼拝［夜明け前の礼拝］のカダーは、ズフルの礼拝より前に、ズフルのカダーの礼拝はアスルの礼拝の前に行うようにしなければならない。同様に、カダーとして行う礼拝をカダーではない礼拝より先に行うことによって、その順序を守らなければならない。ハナフィー、マーリキー、そしてハンバリー派によると、上述の順序を守ることは義務である（これに関してはかなり詳細な解釈がなされている）。しかし、シャーフィイー派によるとそれはスンナである。さらに詳しく言うと、シャーフィイー派によれば、その数が少なかろうが多かろうが、あるカダーの礼拝と別のカダーの礼拝との間の順序を守ることはスンナである。もしそのカダーの礼拝を別の礼拝より先に行った場合、その礼拝は有効であるが、しかしそれはスンナに反することであり、再度繰り返した方がより好ましい。つまり、（カダーの）アスルの礼拝をズフルの前、あるいはズフルの礼拝より前に、また木曜（のカダーの礼拝）を水曜日のズフルの礼拝の前に行えば、その礼拝は有効となる。

同様に、カダーの礼拝とカダーではない礼拝の順序も、以下二つの条件のもとでスンナとなる。第一に、カダーではない礼拝が時間切れになる恐れがないこと。ここでいう時間切れとは、定められた礼拝の時間に１ラカート行うことができなかった場合を指す。第二に、その者が（カダーを行おうとする）時間切れの礼拝を、（現在行っている）カダーではない礼拝に入る前に覚えていること。もしその者がカダーではない礼拝に入る前にそれを覚えていない場合、カダーではない礼拝を完了しなければならず、たとえそれを行う時間が残っていたとしても、カダーの礼拝を行うためにそれを中断してはならない。また、もしまだ多くの時間があると確信してカダーではない礼拝の前にカダーの礼拝を始め、礼拝開始後にカダーの礼拝を完遂すればカダーではない礼拝の時間を過ぎてしまうことが不意に明らかとなった場合、その瞬間に以下のことを選択しなければならない。第一に、その礼拝を中断すること。あるいは（ニーア［意思表明］を唱えることで）それを単なるスンナの礼拝に変更し、そして（時間に追いつくために）カダーではない礼拝を行うための挨拶の言葉を唱えることである。そしてこれが第一である。

礼拝が時間切れで、その合計数が定かでない場合：時間切れで、且つその合計数が定かでない礼拝を負っている者は、その者が負っている滞った礼拝の償い（カダー）を全て完了したと確信するまで、継続してカダーを行う必要がある。これはシャーフィイー派とハンバリー派に拠る。一方ハナフィー派とマーリキー派によると、すでに重大な疑義があるとき、その礼拝のカダーを行った後に、その者が負っている礼拝のカダーを全て完了したと確信すればそれで十分である。

また時間切れとなった礼拝のカダーを行う際は決められた時間に行う必要もなく、例えばズフルあるいはアスルの礼拝といった、ニーアを行う礼拝を表明すればそれで十分である。これは三つのマズハブ、すなわちマーリキー派、シャーフィイー派、そしてハンバリー派に拠る。一方ハナフィー派は次のように述べている。時間切れとなった最初やその後のズフルの礼拝のニーアを行う、あるいは時間切れとなっ

た最後のズフルの礼拝のニーアを行うとともに、時間を表明しなければならない。

禁じられた時間に行うカダーの礼拝：時間切れとなった礼拝のカダーは、たとえスンナの礼拝を行うことが禁じられた時間であっても、全ての時間に行うことが許される。四大マズハブの解釈は次の通りである。**シャーフィイー派**は次のように述べている。時間切れとなった礼拝のカダーは禁じられた全ての時間に行うことが許される。しかし、カダーを行う時間を禁じられた時間に意図的に決めた場合は例外であり、そうした場合にカダーを行うことは許されず、その礼拝は無効である。同様に、カティブが金曜礼拝のフトゥバ［説教］を読んでいる最中、あるいはカティブが壇上に上がった矢先にカダーを行うことは許されず、その礼拝は無効である。

ハナフィー派は次のように述べている。三つの時間に時間切れとなった礼拝のカダーを行うことは許されない。すなわち、日の出が始まる時間、日が沈み始める時間、そして日の入りの時間である。上記の時間以外は、アスルの後だろうと、礼拝のカダーを行うことが許される。

マーリキー派は次のように述べている。もしある人物が、時間切れとなった礼拝があると確信あるいは憶測している場合、たとえ禁じられた時間であってもそのカダーを行わなければならない。一方、もし時間切れとなった礼拝があるかどうか疑わしい場合は、禁じられていない時間にカダーを行わなければならない。

ハンバリー派は次のように述べている。時間切れとなった礼拝のカダーは禁じられた全ての時間で行うことが許される。

カダーを行うべき礼拝がある者がスンナの礼拝を行うことはできるか：もしスンナの礼拝を行った場合、それはカダーの礼拝を直ちに行う者の障壁となるだろうか。この問いに対して、四大マズハブは次のように説明している。**シャーフィイー派**の説明は次の通りである。時間切れとなった礼拝があり、直ちにそのカダーを行う義務のある（つまり支障がないまま礼拝を怠った）人々がスンナの礼拝を行うことは全面的にハラムである。そのスンナの礼拝が「スンナ・ラワーティブ」［義務の礼拝の前後に行う随意の礼拝］だろうが、その他の礼拝だろうが、怠った全ての礼拝のカダーを完了し、滞った礼拝の負担が一掃されるまでハラムである。

ハナフィー派の説明は次の通りである。スンナの礼拝を行うことは時間切れとなった礼拝のカダーを直ちに行うことの障壁とならない。しかしより重要なのは、以下のスンナの礼拝を保留して時間切れとなった礼拝のカダーを行うことである。すなわち、スンナであるドゥハーの礼拝［太陽が昇ってから正午前までに行う礼拝］、スンナであるタスビーの礼拝［「アッラーは讃える者を御聞き届け給う」と何度も唱える礼拝］、スンナであるタヒヤート・アル＝マスジド［モスクに入った時に挨拶として行う礼拝］、ズフルの礼拝前に行う４ラカートの礼拝、そしてマグリブの後に行う６ラカートの礼拝である。

マーリキー派の説明は次の通りである。スンナであるその日のファジュルの礼拝や「スンナ・シーファとウィトル」［義務に限りなく近い礼拝］を除き、カダーを行う必要がある礼拝がある者が「スンナ・ナワーフィル」［任意の礼拝］の一部を行うことはハラムである。またハリ・ラヤ［祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い］の礼拝などのスンナの礼拝も例外である。

ハンバリー派の説明は次の通りである。カダーを行う必要がある礼拝がある者が、mutlak［絶対的］なスンナであるナワーフィルの礼拝を行うことはハラムであり、もしその者が行えばそれは無効である。スンナであるラワーティブやウィトルの礼拝といったmuqayyad［限定的］なスンナであるナワーフィルの礼拝を行うことに関しては、その者がそれを行うことは許されるが、カダーを行うべき礼拝が多い場合は上述のスンナの礼拝を保留することが第一である。ただし、そのうちファジュルのスンナの礼拝は除外される。なぜなら、たとえカダーを行うべき礼拝が多くとも、イスラム法でそれを行うことが求められているからだ。

以上が四大マズハブの解釈による、時間切れとなった礼拝のカダーに関するイスラムの法である。

第137号［*Qalam* 1961.12: 8-10］

Q.561（137−01）

近頃新聞で、『素晴らしく美しいいくつかの真珠』（*Beberapa Mutiara yang Bagus Lagi Indah*）と題するマッカ・アル＝ムカッラマ［メッカ］在住のシャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリの著書について喧しく論じられています。この本の内容について少しご説明願います。

A.561

さらに明解となるように、我々はまず上述の本の著者について説明したい。(スマトラ島のマンダイリン地域出身の）シャイフ・アブドゥル・カディル・ビン・アブドゥル・ムッタリブ・アル＝インドネシ・アル＝マンディリ導師である。彼は高名なウラマーとして知られており、マッカ・アル＝ムカッラマのマスジド・ハラムで教えている。聖地に長い間住んでいたため、彼はサウジの国籍を取得し、サウジアラビア国民となった。

彼の著作について：彼が執筆したマレー語やマレー（ジャウィ）文字で表記された著作や論文は合計19冊ある。それは以下の通りである。

１.『イスラム、宗教、そして（国家）主権 *Islam Agama dan Kedaulatan (negara)*』、2.『封建階級と資本主義、社会主義、共産主義（に基づく諸集団）についてのイスラム教の見解 *Pendirian Agama Islam Terhadap Kaum Feudal dan (Golongan-golongan yang Berdasarkan) Kapitalisme, Sosialisme dan Komunisme*』、３.『マレーシア・プルリス州の大イマーム、アブー・バカール・アル＝アシャーリの過ちを照らす太陽の光り *Sinaran Matahari Buat Penyuluh Kesilapan Abu Bakar al-Ashaari Imam Besar di negeri Perlis Malaya*』、4.『アル＝マズハブ、あるいはマズハブへの追従はハラムではないことについて *Al-Mazhab atau Tiada Haram Bermazhab*』、5.『ハジとルバイの武器（礼拝、ズィクル［アッラーの御名の念唱］、フトゥバ［説教］などを含む）*Senjata Tok Haji dan Tok Lebai (mengandungi doa-doa, zikir-zikir, khutbah-khutbah, dan lain-lainnya)*』、6.『シャーフィイー派における有名な書物に関する解説――アラビア語 *Al-Khazā'in al-Sunniyyah*』、7.『ブハーリーとムスリムのサヒーフ集からのハディース選集――アラビア語 *Tuḥfat al-Qāri al-Muslim*』、8.『四大マズハブにおけるチナ・ブタ［離婚した妻と再婚するための手続き］に関する法の解説――アラビア語 *Al-Asad al-Mu'ār li qatli al-Tīs al-Musta'ār*』、9.『（イスラム教徒の）児童を異教徒の学校に入学させること（の危険性）*(Bahaya) Memasukkan Kanak-kanak (Islam) ke Sekolah-sekolah Bangsa Kafir*』、10.『ムカッラフ［責任能力がある者］の皆々にとっての盾（サラフィー主義に従った信仰）*Perisai Bagi Sekalian Mukallaf ('Aqā'id al-Īmān menurut mazhab salaf)*』、11.『（スーフィズム）精神の解毒剤 *Penawar Bagi Hati (Ilmu Tasawuf)*』、12.『ザカートという重要なサビリッラー［アッラーの道］の意義に関する論考 *Risalah menerangkan makna sabilillah yang mustahak akan zakat*』、13.『コーランを信仰する者が終末の時代における預言者イエスの降臨を信仰することについて *Iktikad Orang yang Percaya Akan Qur'an Dengan Turun Nabi Isa Pada Akhir Zaman*』、14.『死者にコーランの報酬を届けること（に関する）イスラム教徒の皆々への手助け *Pembantu Sekalian Orang Islam (tentang) Sampai Pahala Qur'an Kepada Orang Yang Mati*』、15.『信者の皆々にとっての指針（金曜礼拝前に行うスンナのカブリーヤーの礼拝［義務の礼拝の前に行われる付加的な礼拝］の典拠）*Petunjuk Bagi Sekalian Umat (dalil-dalil bagi sunnat qabliyyah Jumaat)*』、16.『巡礼を行う人の備え（タワーフ［巡礼の際にカーバ神殿を7回周回すること］とサイー［カーバ神殿から少し離れたサルワとマルワの丘の間を７回行き来すること］及びアラファ［イスラム暦12月９日］などの祈祷）の逐語訳 *Bekal Orang yang Mengerjakan Haji (doa ṭawāf dan sa'ī dan Arafah dan lain-lainnya) Bergantung Makna*』、17.『素晴らしく美しい贈り物（ジェッダにおけるイフラーム［巡礼中に着用する衣服］の法）*Pemberian yang Bagus Lagi Indah (hukum ihram dari Jeddah)*』、18.『カティブの備え（マレー語による12のフトバ）*Persediaan Tuan Khatib (Khutbah Dua Belas) dengan bahasa Melayu*』、19.『いくつかの素晴らしく美しい真珠、または重要且つ簡単な問題 *Beberapa Mutiara yang Bagus Lagi Indah, Atau Beberapa Masalah yang Penting Lagi Mudah*』（これが近頃新聞で盛んに論じられている本である）。

論文の中に出てくる著者の説明によれば、これらの本や論文はマッカ・アル＝ムカッラマに住む著者から入手することができる。

新聞で騒がれている本について：『素晴らしく美しいいくつかの真珠』という本は、メッカ在住でファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリによりイスラム暦1379年11月9日（1960年５月４日）に書かれ、イスラム暦1380年２月８日にエジプトのマトバアーフ・アル＝アンワール印刷所で印刷された。この本に掲載された序文の中で、当のマトバアーフ・アル＝アンワール印刷所のオーナーでもあるアル＝ウスターズ・モハマド・イドリス・アル＝マルバウィ（有名な『アル＝マルバウィ辞典』の著者）は、「本書をくまなく見て、編纂し、そして我が

印刷機で印刷することができたことに対し、最も崇高なる神の御前で深い感謝の意を表したい。本書のタイトルはまさにその全ての内容にぴったり合致している」と述べている。「あぁ！至高なるアッラーがこの本の内容の有益性を広め給い、そしてとりわけマレー人によって、そしてムスリム一般によって常に持ち出されるようになったならば、私の心は喜びに躍るだろう。この本の題名は『素晴らしく美しいいくつかの真珠、または重要且つ簡単な問題』である。この本は、マレー人ウラマーの中でも非常に学識が深く、さらにあらゆるイスラム法学に精通し、マスジド・ハラムで教える高名な導師であり、マッカ・アル=ムカッラマの地で何冊かのイスラム法学書を執筆した人物によって著された。その著者とは、マッカ・アル＝ムカッラマ在住のサーヒブ・アル＝ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・ビン・アブドゥル・ムッタリブ・アル＝ムンディリ・アル・インドネシである。そしてアッラーが、我々に彼のようなウラマーを増やし給うたまわんことを。願わくはアッラーは我らに大いなる御恵みを授け給い、そしてアッラーは現世と来世での悦びを我らに与え給わんことを。アーミーン」。

本書の執筆の目的：一部の者が新聞で非難しているように、著者がこの本を執筆した目的は本当に政治のため、またマラヤにおける特定の政党にくみするためなのだろうか。この問いの答えはこの本に書かれた序文の中で知ることができる。そのなかで、ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリは次のように語っている。「……これ（は）いくつかの問答である。小生がこれを編纂したのは自分自身、そして学び始めたばかりの小生の同胞にとっての戒めとするためである。小生はこれを『素晴らしく美しいいくつかの真珠……』と名付け、至高なるアッラーのご満悦が得られるよう、またこれが小生と小生のムスリムの同胞の皆々に利益をもたらす（よう）願った。アッラーは一切にわたる権能を持ち給う」。

本書の内容：この本は120ページの厚さがあり、14の章がある。すなわち、タウヒード［神の唯一性］の章、ハディースの章、迷信の章、タハーラ［清め］の章、サラート（礼拝）の章、ジェナーザ［葬儀］の章、金曜礼拝の章、ザカート、断食、巡礼の章、ムアマット［取引］の章、ニカー［婚姻］とタラーク［離婚］の章、アル＝ティッブ（医学）の章、Ṭaʻāmun wa Sharābun wa Libās（食事、飲み物、衣服）の章、マズハブへの追従（タクリード［信徒がウラマーの見解に従うこと］）の章、そしてシアサ（政治）の章である。例えばマズハブへの追従の章の中で、彼は以下三つの問題に関して意見を述べ、回答している。すなわち、⑴マズハブに従うことは法的にどうなるのか。⑵原典主義者にタクリードすること。⑶カウム・ムダとその認識、である。

しかし、最も多くの問題が提起され、一つ一つに回答が示されているのは最終章（政治の章）においてである。上記の問題の中には次のようなものがある。1．宗教と主権（国家の統治――編集部註）を分離することは法的にどうなるのか。2．いくつかの理由に基づき、宗教と主権の分離はハラムとなる。3. 宗教をシアサ（政治）と分離することは法的にどうなるのか。4．宗教と政治の分離の起源。5. 政党に入ることは法的にどうなるのか、またmuḥāyid（中立）の人々は法的にどうなるのか。6．イスラム教徒の統治において、イスラム教徒が異教徒と連合することは法的にどうなるのか。7. イスラム教徒の統治において、イスラム教徒が異教徒と連合することはビドア・ダラーラ［イスラム法に反した悪しき逸脱］か。8. 選挙において女性が男性と連合することは許されるか。9. 女性が国会議員として選ばれることは許されるか。10. イスラム国家にいる異教徒はハルビー［敵対している異教徒］と呼ばれるのか、あるいはズィンミーの異教徒と呼ばれるのか。

宝くじの問題：この章で彼は宝くじについての問いのなかで見解を述べている。「宝くじは法的にどうなるのだろうか。また宝くじの収益金をモスクの建設に使うことは法的にどうなるのか」。その回答として、宝くじとその収益金はハラムであり、モスクを建てるためにそれを遣うことは許されないと彼は述べている。それはコーランとハディース、そして高名なウラマーの説明による証明に基づいており、本書のなかで説明されている。

■第138号 ［*Qalam* 1962.1: 35-38］

Q.561（137−01）

アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリと、新聞で盛んに論じられている彼の著書について（2）

A.561

先の号に寄せられたスレンバンのサレフ・ビン・ム

ハンマド・アリー氏の質問、すなわちマッカ・アル＝ムカッラマのマスジド・ハラムの導師、ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリの著書『素晴らしく美しいいくつかの真珠』の内容に関する回答として、その本の中で分析されている二つの問題をここで提起する。それは以下の通りである。

イスラムは宗教であると共に国家の統治制度である！：「イスラムは単なる宗教でしかないのか、あるいは宗教であり主権（国家の統治）でもあるのか」という問いへの回答として、彼は次のように述べている。イスラム（は）真の信仰の結びつき、そして心を浄化するイバーダートから始まった。それはとても良い性質を持ち、完璧なる交際の規範（社会規範）であり、人間がそれを守る限り、現世と来世で彼らに幸運をもたらす。イスラムは単なる宗教ではなく、宗教と主権、モスクと社会、闘争と統治、コーランと刀、イバーダートと相互扶助、現世と来世である。それは以下の至高なるアッラーの啓示によって証明されている。「信ずる人々よ、汝らは跪き、ひれ伏し、汝らの神のためにあらゆるイバーダートを行え。そして汝らは善を行え。願わくはそれにより勝利を掴めるように。そして至高なるアッラーの宗教を高めるために力を尽くして戦え。神は全ての創造物の中から汝らを選び、そして、汝らの父イバラーヒーム［アブラハム］の宗教の勤めの中で汝らに困難を課し給わなかった。至高なるアッラーはこのコーランより前の、昔の預言者たちの啓典の中で、そしてこのコーランの中で汝らを帰依者［ムスリム］と呼び給うた。それは使徒が汝らの証人となり、汝らを全人類の証人とするためである。それゆえ、礼拝を果たし、ザカートを納め、至高なるアッラーにお縋り申せ。神は汝らの保護者である。この上なき保護者であり、この上なき援助者である」（「巡礼」の章第77－78節）[33]。

宗教と国家の統治との分離：「宗教を主権（国家の統治）から分離することは法的にどうなるのか」という問いの回答として、ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリは次のように述べている。宗教を主権（国家の統治：編集部注）から分離することはイジュマーによって法的にハラムとされている。イスラム教のウラマーの中にそれをハラルとする者は誰一人としていない。アル＝シャイフ・ムニール・ルドゥフィーは次のように述べている。宗教を主権（国家の統治：編集部注）から分離する行為を容認する者は利子を容認するのと同じであり、その者はそれにより背教者となる。

アル＝シャイフ・ムハンマド・ザーヒド・アル＝カウサリーは次のように述べている。実のところコーランとハディースの全ての文言、イスラム教は現世の徳と来世の徳を包含しているということ、また両方（コーランとハディース）の全ての法は実に明確な指針であり、それに疑いの余地はないということに関する証拠となる。よって宗教を主権（国家の統治：編集部注）から分離することは不信仰的行為である。つづいてアル＝シャイフ・アル＝カウサリーは次のように述べている。そうした人間（宗教を国家の統治から分離する者）との結婚は合法ではない。また彼らが屠殺した動物もハラルではない。なぜなら、その者はもはやイスラム教徒ではなく、また啓典の民（Kāfir Kitābī）でもないからだ。

上記のウラマーの解釈について説明した後、ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリはさらに次のように述べている。宗教を主権（国家の統治）から分離することは以下に挙げるいくつかの理由から、法的にハラムとなる。**(1)** イスラムと主権（国家の統治）は常に一つ（分離することができない）であるため。それは我らが崇敬する預言者ムハンマドにイスラム教が下された時から正統カリフの時代まで、そして“Ijmāʼ Fiʻlī”（実践的イジュマー）がなされた後の世までそうであった。そしてこの最後の時代（植民地時代）を除いてそれが主権（国家の統治：編集部注）から分離されたことはなかった。**(2)** 宗教を主権（国家の統治：編集部注）から分離する者たちは不信仰者の集団に数えられるため。至高なるアッラーの啓示は次の通りである。「アッラーに誓って、彼ら同士の揉め事で、（おい、使徒よ）汝の裁決を仰ぐまでは彼らは決して信者ではない」。**(3)** 宗教を主権（国家の統治）から分離すれば、宗教法を施行することができないため。フッジャ・アル＝イ

33）「さ、お前たち、信徒の衆、跪き、ひれ伏してお前たちの主を崇めまつれ、善行にはげめ。そうすればきっといい目を見られよう。アッラーの御為にまことの限りを尽くして戦えよ。特にお前たちを選び給うたのだぞ。この宗教では、お前たちに何一つ辛いことは無理に強い給わなかった。もともとお前たちの御先祖イブラーヒームの信仰だ。お前たちを特に帰依者と名づけ給うたのは今にはじまることでなく、以前からのこと。こうしてこの使徒はお前たちにたいして証人に立ち、またお前たちは全人類にたいして証人に立つようはからってある。さ、こういうわけだからお前たちは礼拝の務めをよく果し、喜捨を出し惜しみせず、どこまでもアッラーにお縋り申すようにせよ。（アッラー）こそはお前たちの本当の主。まことに、この上なき主、この上もない後盾ではないか（『コーラン（中）』p. 178）」。

スラム［イスラムの証］・アル＝ガザーリーは次のように述べている。「まことにイスラム法（宗教）は基盤（原則）であり、それを守るのは政府である。そしてそれを基盤としないものは何であれ崩壊する。またそれを守らないものは何であれ消滅し、無意味と化す」。**(4)** 宗教を主権（国家の統治）から分離する者は、果てしなき抑圧を行うことが多いため（例えば「キサース」（同害報復刑）の法に関して、イスラムで定められた権利を満たすことができないからである）。イスラム教と主権（国家の統治：編集部注）を融合しない限りそのようになる。その証明となる至高なるアッラーの啓示は次の通りである。「至高なるアッラーが下し給うたものによって裁かない者どもは不義を行う者である」（「食卓」の章第45節）[34]。「至高なるアッラーが下し給うたものによって裁かない者どもは掟に背く者である」（「食卓」の章第46節）[35]。「至高なるアッラーが下し給うたものによって裁かない者どもは不信仰者である」（「食卓」の章第44節）[36]。

宗教を主権（国家の統治――編集部注）から分離する人々は、至高なるアッラーが下し給うた法とは別のもので裁きを下すばかりか、通常異教徒の人間が創造した法で裁きを下すことに疑いの余地はない。例えばムスタファ・ケマルはこれを行い、イスラム国家であるトルコの法律をスイス（異教徒）の法律に置き換えた。アル＝バイダーウィーはタフシールの中で次のように述べている。「よって、彼らが不信仰者とされるのはそれを守らないからであり、また彼らが不義を行う者とされるのはその法に反する（イスラム法に反する）法を以て裁きを下すからであり、また彼らが掟に背く者とされるのは、彼らがそこから逸脱しているからである」。

私（アル＝シャイフ・アル＝マンディリ：編集部注）は次のように述べたい。彼らに「不義」（横暴性）があった場合、実のところその横暴性を容認することは背教者になる要因となることに疑いの余地はない。願わくはアッラーはこれを固く禁じ給う。

アル＝サッジは次のように述べている。「アッラーの法に反し、それを意図的に放棄し、そしてそれを理解しているにもかかわらずその一線を越えた者は誰でも異教徒であり、真の不信仰者の一員である。それは不服従によるところであり、よってイーマーン［信仰］と正反対のクフル［不信仰］である。これはイブン・アッバースが述べている通りである」（アブー・ハッヤーンの『アル＝バフルのタフシール 』第三章493ページ）。例えるならば、それはイスラム（法）の主権の下に君主となる（国家の統治を行う：編集部注）義務を守らず、宗教を主権（国家の統治）から分離する行為を許すといったことである。

(5) 宗教と国家統治の分離の背景には、礼拝に関する節といったようなコーランの半分を信じるが、他の半分、例えばキサース刑やハッド刑（報復殺人に関する法と、窃盗、姦通、飲酒などを行った人々に課される法：編集部注）に関する節は信じない、という信仰が存在するため。至高なるアッラーの啓示は次の通りである。「汝らは聖典のある部分は信じるが、他の部分を信じるべきでないというのか」。**(6)** 宗教と国家統治の分離（行為）は部分的にイスラム教に入信し、完璧には入信しないということを意味するため。だが至高なるアッラーは最も崇高なるコーランの中で次のように仰せになっている。「汝らよ。（イバーダート、取引、政治、結婚、刑法などにおいて）イスラム教に完璧に入れ」。**(7)** 政教分離はキリスト教徒（ナザレ人）の考え方であるため。キリスト教徒はかつて次のように述べていた。「宗教の勤めは預言者イエスに定められたものであり、統治と政治の勤めはカエサル（ローマ帝国の皇帝）に定められたものである」。

最後に、ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリはこの問題に関する分析を次のように締めくくった。西洋（ヨーロッパ）で学んだ我々の指導者は、この考え方を彼らの脳に入れ込み、結果彼らの脳は西洋人に支配された。しかしこれは驚くべきことではない。なぜなら彼らはイスラムについて学んでいないからである。ただ、非常に驚くべきことは、我らの宗教教師たちの半数がこの考え方に惹かれ、さらにより嘆かわしいことに、我らの多くの宗教教師たちが彼らの助っ人となり、大衆

34)「我らはあの中で次のような規定を与えておいた。すなわち、「生命には生命を、目には目を、鼻には鼻を、耳には耳を、歯には歯を、そして受けた傷には同等の仕返しを」と。だが（被害者が）この（報復）を棄権する場合は、それは一種の贖罪行為となる。アッラーが下し給うた（聖典）に拠って裁き事をなさぬ者、そういう者どもは全て不義の徒であるぞ（『コーラン（上）』p. 154）」。

35)「されば福音の民たるものは、アッラーがこの（聖典）に示し給うたところに拠って裁き事をなすべきであって、およそアッラーが啓示し給うたもので裁き事をなさぬ者は、すべて邪曲の徒であるぞ（『コーラン（上）』p. 154）」。

36)「されば汝ら、人間をこわがってはならぬ、このわしをこそ怖れよ。わしのつかわした神兆を安値で売ってはならぬぞ。アッラーの下し給うた（聖典）に拠って裁き事をせぬ者は全て無信の徒であるぞ。アッラーが下し給うた（聖典）に拠って裁き事をなさぬ者、そういう者どもは全て不義の徒であるぞ（『コーラン（上）』pp. 153-154）」。

を欺く彼らの手助けをしたことだと彼は続けている。一方、その他の半数は沈黙して動かず、どの政党にも入らず、そして正当な者を支持することもなかった。よって彼らは沈黙するシャイターンである。

アッラーの力以外の力はなく、まことにアッラーは高貴かつ全能であらせられる。まこと我らはアッラーのものであり、我らはアッラーの許へ帰るのだ（以上がファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリの、これらの問題に関する分析の要点である）。

第139号 ［*Qalam* 1962.2:32-34］

Q.561（137-01）

アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリと、新聞で盛んに論じられている彼の著書について（3）

A.561

政教分離：「政教分離を行う意味は何なのか、そしてそれは法的にどうなるのか」という問いに答えるにあたって、彼は述べている（要旨）。トルコの元シャイフ・アル=イスラム［イスラムの最高権威］、アル=シャイフ・ムスタファ・サブリはその著書“*Mawqif al-'Aql wa al-'Ilm wa al-'Ālam*”の中で次のように述べている。「政教分離とは、あらゆる法を、あらゆるイスラムの原理と結びつけないことを意味する」（第四章284ページ）。

さらにファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリは次のように述べている。政教分離は、宗教が政府の原則として義務付けられていないこと示すため、ハラムである。くわえて、宗教を民衆が実践するだけで十分であると考えているからだ。つまり政教分離を行う一派の理解では、政府が民衆を統制し、また民衆の仕事を統制するのと同じように宗教が政府を統制することはできず、また宗教が政府の行う業務を統制すべきではない。上述の方法により、例えば酒の販売、名誉を売る（売春婦に許可証を発行する：編集部注）、金利を得るといったように、政府はあらゆる罪深い行為を自由に行うことができる。加えてこの政教分離という行為は、宗教と民衆の分離よりも大きな危険性を持っている。なぜなら、政府はあらゆる罪深い行為を民衆に禁じる力を持っているが、民衆は政府の命令に従っている間は、政府にそれを禁じる力を持っていないからである。

アル＝シャイフ・ムスタファ・サブリは上述の著書の中で次のように述べている（第四章281ページ）。現に政教分離という行為は、イスラムを破滅させることを目的としたイスラムに対する一種の「陰謀」（mū'āmarah）である。実のところ、現代の人々が行っている西欧の人々を真似るという全てのビドア的行為の中には、宗教に対する策略と抵抗という目的が挟み込まれている。しかし、政教分離における彼らの策略はより邪悪であり、他の事柄における彼らの策略よりも酷い。通常、あらゆる反乱は民衆が政府に対し押し進めるものであるが、その行為（政教分離）は政府によって推進された民衆の宗教に対する反乱である。同様に、その行為（政教分離）は政府によるイスラム法に対する反逆である。加えて、その行為によって政府は背教を行うことになり、それはやがて民衆が背教を行うことにつながる。上述の政府の統治下にあるイスラム教徒の全国民は、個々人（afrād）という性質から背教者と見なされないとしても、一つの集団（jamā'ah）という性質から背教者と見なされる。そして集団は全ての個々人と比べ、より不信仰者の道に近い。

以上がシャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリが引用したトルコの元シャイフ・アル＝イスラムのシャイフ・ムスタファ・サブリの分析である。さらにファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリは次のように述べている。加えて、実際に政教分離を行うことによってイスラム政府はイスラムの結合、そしてイスラムの監視から外れることになり、そして民衆もまたイスラムの結合から外れることになる。それは彼らがイスラム法に背く政府を、彼らの国家を統治する政府として選んだからである。特に信徒（民衆）を拠り所とした議会（国民代表議会）に基づく政府である。よって政教分離の原則を実施する政府の性質は、政府と民衆に“riddah”（背教となる行為）を呼びかけるものに等しい。

結論としては、政教を分離する行為は不信仰的行為であり、これはイスラム教徒自身の手によってイスラムがその法的地位を落とされた場合は殊更である。これはムスタファ・ケマルの時代にトルコという国で起こった通りである。ムスタファ・ケマルは（イスラム法を実施していた）イスラム政府を彼が設立した政府、すなわち“Lā dīnī”（信仰を持たない）政府に置き換えた。しかしイスラムは崇高であり、それに

勝るものは何一つとしてないのだ。政教分離を最初に行ったのは西欧のキリスト教の政府であり、それがやがて東側の一部のイスラム政府に伝染した。なぜなら、西欧人の思想に思考が支配されたイスラム教徒たちが政教分離は進歩をもたらすと考えたからである。また彼らはイスラム教をキリスト教に喩えるが、彼らの喩えは誤りであり正当ではない。なぜなら、キリスト教は預言者イエス（彼の上に平安あれ）が受けた啓示から既に変化しているが、それ対してイスラム教は我らが崇敬する預言者ムハンマドに下されたものから一文字たりとも変化していないからである。加えて、イスラム教は単にイバーダートに限られたものではなく、ムアマラート（社会に関するあらゆる問題：編集部注）、ʻuqūbāt（罪人に対し課される罰：編集部注）、政治、そして全ての省庁と国民代表会議が管理する全ての仕事に含まれる各々の仕事を網羅するものだからである。つまり、イスラムはイバーダートとシャリーア、拡大と縮少、現世と来世である。イスラムは宗教並びに主権（国家の法）として全ての信者にかぶさっており、またイスラム教徒にとっての国民である。またイスラムは肌の色の違いといったあらゆる違いを超越し、彼らをイスラムという国民に帰属させることで信徒たちの部族意識を崩壊させた。イスラムは信徒たちを団結させ、彼らを（同じ高さに立ち、同じ低さに座る）同等の地位に置いた。神への崇敬と敬虔な行い以外に、人と人との間の差異は存在しない。

以上がこの問題に関するファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリの分析の要点である。

■第140号［*Qalam* 1962.3: 30-32］

Q.561（137-01）

アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリと、新聞で盛んに論じられている彼の著書について（4）

A.561

非イスラム政党への入党：この著作の中で提起さているいくつかの問いは次の通りである。我が国にはいくつかの政党があり、例えば国民党、労働党、人民党、共産党、そしてイスラム党がある。上記の政党は異なる目的を持っている。例えば、イスラム党の目的はイスラムを発展させ、あらゆる善行を命じ、あらゆる悪事を禁じ、そしてイスラムに基づき、全ての至高なるアッラーとその使徒ムハンマドの命令を実行する統治制度を確立することである。これらのすべての党に入ることは法的にどうなるのだろうか。イスラム政党を支持するのはイスラム教徒の義務なのだろうか。またどの党にも入らず、いずれの党も支持せず中立を保つ者は法的にどうなるのだろうか。また沈黙し、上記のイスラム党を支援しないウラマーは法的にどうなるのだろうか。これらの問いに答えるにあたって、彼は全てのイスラム教徒、とりわけウラマーにとって、上述の問いの中で述べられているような目的を持ったイスラム党を支持することは義務であると述べている。それは以下の至高なるアッラーの啓示があるからだ。「そして互いに助け合って善を行い、神を畏れよ」。また次のような至高なるアッラーの啓示がある。「信者は皆、男も女も互いに助け合い、善を命じ、悪事を禁じよ」。

また使徒ムハンマドも次のようにおっしゃっている。「あなた方（すべてのムカッラフ）の間で悪事を知った者は誰であれ、言葉でそれを改めさせるべきです。そしてもしそれができない場合は、心の中でそれを改めさせるべきです。これも最もささやかな信仰（最もささやかなイスラムの勤行）の一端です」。

このハディースはアビー・サイード・アル＝フドリーが語ったムスリムとアル＝イマーム・アフマドの伝承による真正ハディースである。このハディースにおける「悪事」の意味するところは、義務を怠る行為、あるいはハラムとされる行為である。ウラマーらはあらゆる悪事の根絶は義務であるということに合意している。もしその者が力を得るために互いに助け合い、イスラム党に入ることを止められたとすれば、相互扶助とイスラム党への入党の問題は義務となる。なぜなら、大衆に広く知られている以下の原理があるからである。すなわち、「義務の履行に必要とされるものもまた義務となる」。さらに次のような原理がある。「あらゆるwasilah（達成の道）のために、目標とするあらゆる事柄には法が定められている」。目標とする全ての事項の中の一部で、イスラム教徒の義務として課されている事項とは、イスラムに基づき、至高なるアッラーにより下されたあらゆる法を実行する政府を確立することである。そしてこれはイスラム思想を持つ人々が議会（国民代表議会）で非常に大きな数を占める以外に達成することはできない。ゆえに、全てのムカッラフにとって、アッラーの命令を実行し、至高なるアッラーによって下されたあらゆ

る法を以て裁きを行うことを目的とするイスラム党を支持することは義務となる。そして民衆にとって、義務となる目標や目的を成就するよう、上述の目的を持つ人々を議会の代表として選ぶことも義務となる。またイスラム教徒にとって、上述の目的を持たない他の政党、とりわけ共産党に入る、あるいは支持することはハラムとなる。なぜならアッラーは次のように仰せになっているからだ。「そして罪と不正において助け合ってはならない」。

イスラム教徒が世俗の事柄以外の目的を持たず、至高なるアッラーの法を実施することを目的としない人々を議会の代表に選ぶことは、たとえそれらの人々がイスラム教徒であったとしても、ハラムの一部とされている。なぜなら上述の政党を選び、支持しては、全てのアッラーの法を実施することはできず、また全ての悪事を禁じることができないからだ。

中立を守るイスラム教徒たち、とりわけウラマーに関しては、イスラム党を支持せず、また他の政党も支持しない者は沈黙するシャイターンの一員であり、完璧な信徒の一員ではない。一般の人々は彼らに騙されてはならない。彼らは預言者ムハンマドの次のハディースを実践していないからである。「（完璧なる信仰を持つ）信者と（他の）信者との関係は、互いを強くする一戸の建物（石造りの家）のようなものである」（アビー・ムーサーが語った、アル＝ブハーリー、ムスリム、アル＝ティルミディー、そしてアル＝ニサーイーの伝承によるハディース）。彼らは、以下のアブー・ヌアイムなどの伝承による預言者ムハンマドのハディースに記された人々に含まれる恐れがある。「イスラム教徒の人々の問題を重視しない者は誰でも、彼らの一員ではない」。

イスラム党を支持することで他の政党の党員を怒らせることを恐れる人々に関してだが、それは義務事項を履行しない言い訳にはならない。その義務とはアッラーの法を確立し、イスラム教を発展させるために闘うことである。一部は蛇で一部はウナギ［表裏のある偽善者］となることは許されないのである！

以上がこの問題に関するファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリの分析の要点である。

第141号［*Qalam* 1962.4:11-14,23-25］

Q.561（137-01）

アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリと、新聞で盛んに論じられている彼の著書について(5)

A.561

イスラム教徒の統治における異教徒との連携：ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリの著書の中にもう一つ問題が提起されている。それは、イスラム教を公式の宗教とする国でイスラム教徒を統治する際に、イスラム教徒が異教徒と連携すること、例えばイスラム教徒が異教徒を大臣、あるいは国会議員、または知事に任命することは法的にどうなるのだろうかという点である。この問いに対して、彼は以下のように書いている。イスラム国家においてイスラム教徒を統治する上で、イスラム教徒が異教徒と連携することは、それがズィンミー、またはムアーハド［協定を結んでいる異教徒］、あるいはハルビーであろうと許されない。加えて、イスラム国家の政府はイスラム教徒だけで構成されなければならない。イスラム教徒の統治問題を管理するためにイスラム教徒が異教徒を任命すること、例えば知事、また国会議員などに任命することはハラムである。

これに関して、アル＝シャイフ・アリ・アル＝シブリ・アムラシは“*Nihāyat al-Muḥtāj*”の注釈書第七章387ページの中で次のように述べている。「私は次のように述べたい。あらゆるイスラム教徒の（統治）問題の何らかを管理する上で異教徒を擁立（任命）することもまたハラムである」。

強大で崇高なアッラーはさらに明確に仰せになっている。「信ずる人々よ、ユダヤ教徒とキリスト教徒を統治者としてはならない。なぜなら彼らはお互い同士で統治する（ことがふさわしい：編集部注）からだ。そして汝らの中で彼らを統治者とする者は誰であれ、まことにその者は彼らの同類である。まことに至高なるアッラーは無法者を導き給うことはない」。

ユダヤ教徒やキリスト教徒をイスラム教徒の統治者とすることが許されないならば、偶像崇拝を行う異教徒をイスラム教徒の統治者とすることも許されないということは、より主要なやり方で知られている（min bābun awlā）。イブン・アバースは至高なるアッラーの啓示（fa innahu minhum）を注釈するにあたって、次のように述べている。「よって、まことに彼らは法的に不信仰者の一員である」。アル＝ザマフシャリーは、その注釈書“*Al-Kashshaf*”の中で、この聖なる節（「そして汝らの中で彼ら――異教徒集団――を

統治者とする者は誰であれ」）で、至高なるアッラーは異教徒を遠ざけ、彼らを分離するのは義務だと強調なさっていると述べている。

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「イスラム教徒と多神教徒を互いに遠ざけるべきである。彼らがそれぞれ火を燃やしても、互いに見えないようにしなさい」。このハディースはアブー・ダウードとアル＝ナサーイーの伝承による、ジャリールが語ったものである。“*Tafsir al-Bayḍāwī*”を解説するアル＝カーザルーニーの注釈書の中に、以下の使徒ムハンマドのハディースが記されている。「私は多神教徒に同調する全てのイスラム教徒と一切の縁を切る」。“*Tafsir Ibnu Kathīr*”の中に、以下の使徒ムハンマドのハディースが記されている。「多神教徒の火の明かりを求めてはならない」。イマーム・アル＝ハッサン・アル＝バスリはこのハディースについて以下のような注釈を行っている。「あなた方の問題に関して多神教徒の意見を求めてはならない」。

ファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリは、これらの全ては、イスラム国家において偶像崇拝者である異教徒たちを議会（国民代表議会）の一員にすることは許されないということの証明となっていると述べている。アブー・ダウードの伝承による、サムラが語ったハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃっている。「多神教徒と集い、あるいは彼らと同居する者は誰であれ、その者は彼らと同類である」。“*Sunan Abū Dāwud*”という本（第四章178–179ページ）の中に次のように記されている。「アブー・フライラは伝えている。使徒ムハンマドは『その者は宗教上の親友である。よって親友とする者を注意深く見なければならない』とおっしゃった」。

また、アル＝クルトゥビーは「汝らの仲間以外の者と親密になってはならない」という節の注釈において、次のように述べている。強大で崇高なアッラーはこの節を以て信者の皆々に、異教徒やユダヤ教徒、そして欲望に従う全ての者（ビドアの民）に対し、イスラム教徒のあらゆる問題に関して意見を求めることを禁じ、また異教徒と上述のビドアの民の手にイスラム教徒の問題を委ねることを禁じ給うた。

アブー・ムーサ・アル＝アシャリーがキリスト教徒（ズィンミーの異教徒）を彼の書記官として任命した時、（その時カリフとなっていた）サイイーディナ・ウマルは彼をたしなめ、次のように語った。「彼ら（異教徒たち）を敬ってはならない。なぜなら彼らはアッラーにより軽蔑されているからだ。また彼らを信用してはならない。なぜなら彼らはアッラーにより裏切りの民と見なされているからだ。また彼らに近づいてはならない。なぜなら彼らはアッラーにより遠ざけられているからだ！」

アブー・ハッヤーンの記した“*Al-Bāhr*”という注釈書の中に、「汝らは異教徒を統治者にしてはならない」という節の注釈として、次のように記されている。この節は、異教徒はイスラム教徒を統治する権利がないこと、またイスラム教徒の統治問題を管理する上でズィンミーの異教徒を使ってはならないということの証明となっている。加えて、異教徒たちはイスラム教を信仰する自分の子供を統治する権利はなく、ましてや他のイスラム教徒を統治する権利もない。

さらにファディーラ・アル＝シャイフ・アブドゥル・カディル・アル＝マンディリは以下のように述べている。イスラムを公式の宗教とする国家においてイスラム教徒を統治する上で、イスラム教徒が異教徒と連携することを容認し、またマラヤにいる異教徒がイスラム教徒を統治する大臣になることを合法だと主張し、そしてマラヤにいる異教徒を「ムアーハディーン」（mu‘āhadīn）［協定を結んだ異教徒］と呼ぶグループについて、上記の彼らの見解は間違っている。なぜならその典拠がないからである。それどころか異教徒がイスラム教徒の統治者とすることはハラムであることは全て証明されている。またマラヤにいる異教徒のような「ワスニー（wathnī）の異教徒」（偶像崇拝者）の皆々を「ズィンミーの異教徒」とすること、ましてや大臣や知事、また国会議員にすることは合法ではない。なぜなら、「ズィンミーの異教徒」の条件は、彼らがユダヤ教徒の啓典、あるいはソロアスター教徒（ペルシャ人の異教徒：編集部注）の“shubhah kitāb”（存在の有る無しが未だ疑わしい啓典）といった啓典を持っていることだからだ。加えて、イスラム教徒を統治する上でイスラム教徒が異教徒と連携する行為はビドア・ダラーラ（邪悪なビドア）であり、預言者ムハンマドが存命の時代やイスラムのカリフたち、つまり正統カリフの時代には行われたことがなかった。ウラマーが沈黙したままこの事柄を放置することは許されない。

マラヤにいるワスニーの異教徒（偶像崇拝者）がイスラム教徒を統治する大臣になることの合法性に関して、その証明として上述のグループが挙げるコー

ランの節は次の通りである。「我らが汝――ムハンマドよ――を遣わしたのは、世界の人々のための慈悲となるために他ならない(「預言者」の章第107節)」[37)]。「全ての人々よ、まことに我らは汝らを男と女に分けて創造した。そして我らは汝らを種族と部族に分けて創造したが、これは汝らが互いに知り合うためである(「私室」の章第13節)」[38)]。「そしてもし彼らが宗教上のことで汝らに助けを求めたならば、汝らは彼らを助けなければならない。しかし、それは汝らとの間に契約を結んでいる民を敵に回す場合を除く。なぜなら、アッラーは汝らの行いを見透し給うからである(「戦利品」の章第72節)」[39)]。

しかし、これらの典拠は正当ではない。なぜなら、上記の節は異教徒を統治者や大臣とする行為と関係がないからである。よって意味と証明が合致しておらず、それどころか全く関係がない。

同様に、上述のグループがスペインのようなイスラム国家の歴史を典拠とし挙げていることに関しても正当ではない。なぜな典拠として認められるのは四つのみ、すなわちコーラン、ハディース、イジュマー、そしてキヤースだけだからだ。特にスペインの異教徒たちはキタービー(kitābī)[啓典の民]の異教徒ではなく、ワスニーの異教徒でもない。よってワスニーの異教徒をキタービーの異教徒に喩えることはできない。

要するに、上述のグループは以下の二つの疑念を拭い去ることはできないのだ。第一に、彼らはそうした連携行為がハラムであることを知らず、よって彼らは無知であるということ。第二に、彼らはそれを知ってはいるが、彼らの党を支持するために、あるいは他の目的ゆえにそうした行為の一つを容認しているということである。

より詳しい解説は、『イスラム:宗教と主権』(*Islam: Agama dan Kedaulatan*)と題する私の著書の中で読むことができる。

以上がファディーラ・アル=シャイフ・アブドゥル・カディル・アル=マンディリの分析である。

Q.562(141-01)

イスラム教徒は四大マズハブの内の一つに従うことが義務付けられていますか。

A.562

イスラム法学者らは以下のように説いている。そのイスラム教徒が一般庶民ではなく"khawāṣ"、すなわち特定の人々のグループの一員であり、「イスティンバートを行う」、すなわち法源に基づきイスラムの法的判断を行う能力があり、最も崇高なるコーランの内容とアル=スンナ・アル=ナバウィッヤー(al-Sunnah al-Nabawiyyah)(預言者のハディース)の内容についての知識があり、アラビア語を解し、また法的判断の方法を詳細に知っており、そして上述のイスラム法学者たちの学識がどれ程深いかを一般的に知っているならば、その者は従うべきとされるどのマズハブにも属すことはない。むしろそうした人物は、典拠にのみ基づき法的判断を行わなければならない。四大マズハブのウラマーらは証拠や典拠に基づかず、持論に基づいた法的判断を行うことを、いかなる者にも禁じている。

(khawāṣではない)一般の人々に関しては、専門家であり且つ知識と経験のある人のもとへ質問しに、あるいは知識を求めに行くべきである。すなわち、彼らは上述のマズハブに従うことが義務付けられているのだ。

Q.563(141-02)

私はシンガポールにホテルを建てた企業の株を保有しています。私の友人の一部は私に、上記の会社の一員になることは法的にハラムであると言います。なぜなら、そこ(ホテル)では顧客や宿泊客に酒類を提供しているからです。貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.563

貿易会社であろうがその他の会社だろうが、実のところ全ての株式(シェア)会社は容認されており、そこから得た利益は法的にハラルである。但し、罪を孕んでいる事柄が混じっている場合は例外である。周知の通り、アルコールを売買することは法的に

37)「我らが汝を遣わしたは、ただ万民にたいする慈悲心からでたこと(『コーラン(中)』pp. 164-165)」。

38)「これ、すべての人間どもよ、我らはお前たちを男と女に分けて創り、お前たちを多くの種族に分ち、部族に分けた。これはみなお前たちをお互い同士よく識り合うようにしてやりたいと思えばこそ(『コーラン(下)』p. 138)」。

39)「信仰を受け容れ、家郷を棄て、己が財産も生命も擲ってアッラーの道に奮闘して来た人々、それから(この移住者たちに)避難所と援助とを惜しまなかった(メディナの)人々、この両方はお互いに仲間同士。だが信仰だけは受け容れたものの、家郷を棄てるまでには至らなかった人々、こういう人々にたいしては、汝らとしては、先方が遷って来るまでは、何も友好的にする義務はない。しかし先方が汝らに、宗教上のことで助けを求めて来たならば、やはり助けてやる義務はある。だがこの場合でも汝らとの間に協定のある集団を敵にすることはならぬ。アッラーは汝らのしていることを全部見透し給う(『コーラン(上)』pp. 248-249)」。

ハラムである。なぜなら、アルコールという禁止事項と関わったがゆえに預言者ムハンマドによって呪われる人々が10人いるからだ。それはアル＝ティルミディーの伝承による次のハディースの中に記されている通りである。「預言者はアルコールの事柄に関わる10人の者どもを呪われた。(1)それを絞る（酒を造る）者、(2)それを造ってもらう者、(3)それを飲む者、(4)それを飲むよう与える者、(5)それを持ってくる者、(6)それを持って来てもらう者。(7)それを売る者、(8)それを買う者、(9)それを贈る者、(10)そこから利益を得る者」。

上記の典拠からすると、あなたが述べた会社は酒類、つまりその株（シェア）を保有する株主から得た資金を使ったアルコールを売っている。上述の資金が不浄であることは明らかである。なぜなら、罪を孕んでいる事柄が混じっているからである。アッラーが最もよく知り給う。

Q.564

コーランの中に「宗教には強制があってはならない」と述べられています。なぜイスラム教に入信した者は改宗し、好きな宗教を選ぶことが許されないのでしょうか。また、イスラム教自体は信仰の自由を尊重しているにもかかわらず、なぜイスラム教から抜けた者は死刑となるのでしょうか。これはイスラム本来の原則に反するのではないですか。

A.564

多くのハディースは、背教者は殺されるべきだと明白に強く迫っている。その中に以下の預言者の文言がある。「ムスリムの血が流れることは許されない。しかし、次の三者は別である。(1)その権利がないのに自殺した者、(2)姦通した既婚者、(3)信仰した後に背教した者」。ここで明らかなのは、イスラム教は背教者に死刑を下すこと、つまりその者が悔悟し、再びシャハーダ［信仰告白］の言葉を唱えようとしなかった場合に死刑を下すということである。この背教者に課される刑罰は、信仰に対する一種の保護となっており、イスラムにおいて我々による強制は存在しない。背教者に対する刑罰は、イスラム教で法として施行される原則に一切反していない。それは以下のようにコーランの中に記されている通りである。「宗教には強制があってはならない」。

しかし宗教を選ぶ自由を持つ者が、自分の宗教としてイスラム教を選んだ時、その者が真に信仰していようが、うわべだけ信仰していようが、イスラム教徒として裁かれることを覚悟する必要がある。またその者がイスラム教徒の両親から生まれた場合も同様である。上述の人々がイスラム教から抜けること、またはイスラム教によって施行された法から逃れることは許されない。それは、イスラム教が愚弄される、あるいは弄ばれるといったことにならないように守るためである。イスラム教はこの「宗教には強制があってはならない」という原則のもと、心の中に秘めたものを表に出すことを強いることはない。なぜなら、イスラム教は外見上のことに対し裁きを下すからである。しかし、もしその人物がムスリムを自認しているにもかかわらず他の宗教への関心を表明したならば、その信念は不健全であり、その誠意を証明することはできないことは明らかである。それどころか、何らかの目的や利益のためにうわべだけイスラム教に入信し、後からやすやすと背教するがゆえに、そのような者は「ムナーフィク」［偽信者］と呼ばれる人間となる。そうした行動は危険である。なぜなら、イスラム教はもはや信用できない疑わしきものという認識を人にもたらすからである。よってイスラム教から抜けた者、あるいは背教者に対しイスラム教が死刑を下すことは、実のところ公平で適正な刑罰なのである。それは「宗教の自由」を保護し、守ることを目的とし、イスラム教が弄ばれることがないよう正しく保護し管理するための刑なのである。

■第142号 ［*Qalam* 1962.5:40-42］

Q.565（142-01）

エジプトでは「新しい綴り字」、すなわち現代のアラビア文字で使われている通常の綴り字法に則って、コーランを作成する取り組みがなされているというニュースを耳にしました。その目的はコーランを正確に読み易くするためです。そして現在、その筆記はほとんど完成しています。この件に関して、貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.565

コーランの節は預言者ムハンマドに下されると同時に、預言者ムハンマド（S.A.W）本人の指示の下、「神の御告げの書記官」によって筆記された。そしてサイーディナ・アブー・バクル・アル＝スィッディークの時代に、新たに書籍として集成され、一冊のマスハフ［書物の形にまとめられたコーラン］にまとめられた。つづいてサイーディナ・ウスマーンの時代、何冊かの

別のマスハフに筆写された。またサイーディナ・ウスマーンの時代には、コーランは単に「一つの伝承」のみに基づいた読み物として人々に読まれるために書かれるに至ってはいなかった。むしろコーランは「広く知られた様々な伝承」に基づく読み物として読まれるために書かれたのである。そしてその時代に使われた文字は、全てにおいてウスマーンの綴り字、すなわち「ラスム・ウスマーニ」(rasm-uthmani)であった。コーランの中には特定の発音を持つ言葉がいくつかあり、それは普段人々が使う発音と異なる。例えば、章の始まりに出てくる言葉の、"alif lam mim- kaf ha ya 'ayn ṣad- ḥa mim- 'ayn sin qaf"などが挙げられる。同様に、普段人々が書く文字と異なる特定の文字を使う言葉がいくつかある。例えば、sa'ūrīkum āyātīのように、"wau" の文字を付ける言葉、"bia'ydi" のように"ya"という文字を付ける言葉、また"lā adhabaḥnahu"のように "alif" の文字を付ける言葉がある。またal-ṣalawāt、al-zakāt、al-rabawaという言葉を書く時、"wau"の文字を付けるが、読む時は "alif" として読む。同様に、"wāḍḍuḥā"、"wa al-sajā"を書く時、"ya"の文字を付けるが、元々の最後の文字は "wau" である。同様に "ta'"(丸いta) が "ta'"(開いたta) と書かれることも、"開いたta'" が "丸いta'"と書かれる時もある。このような例はコーランの中に多々出てくる。よって「ラスム・アル=クルアーン」(rasm al-Qur'ān)[コーランの綴り字] の知識に特化した筆記者たちから説明を得る必要がある。

教友たちは、サイーディナ・ウスマーンの時代に書かれていたウスマーンの文字と綴りを採用することを承認することに全員が合意している。なぜなら、それがアッラーから託された天使ジブリールによってもたらされ、使徒ムハンマドに読み聴かせられたためにふさわしいからである。当初「神の御告げの書記官」はコーランの節をそれが下された時期に筆記したが、後にサイイーディナ・ウスマーン・ビン・アッファンはそのマスハフの写本を彼の支配地に送り、その他の写本を燃やすよう命じた。それはコーランの中に出てくる食い違いや相違が原因でイスラム教徒が分裂し弱体化しないよう、イスラム教徒の統一を守り、安全を維持するためであった。もし我々が今、「ウスマーンの綴り字」に則らずに筆記することを許したならば、それはフィトナ[イスラム教内部の確執や内乱] の扉を開けたことを意味し、それにより我々はコーランの神聖さを憎み、思うままにそれを変えようとしている敵を助けることになる。そしてそのことは「新たな綴り字法」の制定の試みの裏に隠されているのだ。

我々が述べたこの見解は、常に聖典の神聖さが守られることへの我々の疑念を示すものではなく、「ウスマーンの綴り字法」を認め、またサイーディナ・ウスマーンが他の写本を燃やしたことをコーランが守護されることをアッラーが保証し給うというアッラーの約束にてらして適切であると認める昔の預言者ムハンマドの教友たちの疑念を超えるものでもない。その啓示は次の通りである。「まことに我ら(アッラー) はコーランを下し給うた。そして我らは必ずそれをしっかりと守護するだろう」。

実のところ、預言者ムハンマドの教友たちが一致し、同意した「何かを変更する試み」は「疑念」と見なすことができる。すなわち、彼らが同意したことに対する疑念である。一方、預言者ムハンマドの教友らの承認や合意は知識、良き目的、そしてコーランの神聖さを守ろうとする意思に基づいている。上述の試みは最も重要な事柄となっており、それは我々を大いなる災いの中に引きずり込む可能性があり、それを我々が拒絶することは難しい。その事柄が宗教の原則と原典、すなわちコーランに悪影響をもたらした時、ムスリムがそうした事柄を一切受け入れることはできない。

これと関連して、イスラム教徒はただ一つのコーランの綴り字体系、すなわちウスマーンの綴りと文字体系のみを採用すべきであり、その綴り字に反対したり、違反したりしてはならない。そして、大衆を疑うというフィトナの扉が隙間無く閉じられ、彼らがその毒を食らわないように、預言者ムハンマドの教友たちの道に従うべきである。コーランを読む者がそれを読む時に、一部の綴り字にうろたえることがないよう読み易くするため、新たな綴り字法を作成するウラマーがいたならば、コーランはアラビア(ジャウィ) 文字を知ってさえいれば正しく読めるわけではなく、読むためには指導を受ける必要があるということを理解しなくてはならない。よって、教師は原点から指南を脈々と受け継がれてきた確実なる正しい読解を教授し、コーランの文字、イズハール(iẓhar)[明示]、イドガーム (idgham)[同化]、イファー (ikhfa')[隠蔽] などといったタジュウィード学[コーランの読誦法] に関わる規則に従い正しく朗読しなければならない。教友の時代からタービイー

ン、そして現在に至るまで、イスラム教徒はウスマーンの綴り字体系を未だに使用し続けており、そして先ほど説明した決定に従って、先祖代々受け継いできたのである。

結論としては、コーランの問題において我々が受け継いできたことに反することは、この事項に関する全ウラマーの判断に反することを意味し、それは容認されない。

Q.566（142-02）

⑴ 動物を屠殺する際、身体のどの部分を切断しても許されますか。⑵ 楽に屠殺できるように、現代の道具（機械）を使って屠殺しても許されますか。

A.566

一番目の質問の回答は以下の通りである。動物を屠殺する上で、イスラム法は特定の身体の場所あるいは範囲を定めており、その範囲を越えてはならない。ここでいう範囲とは、喉仏の真向かいにあたる首の部分である。それは次のように記された預言者ムハンマドの文言の通りである。「屠殺する部分は首の喉仏である」。なぜなら、その範囲は動脈が集まっている場所だからだ。そしてその範囲を屠殺すれば動物を楽にさせ、容易に命を抜き、より多くの血を流させることができる。そうした方法によって肉がより美味しく食べられる。イスラム法で求められているのはこのような屠殺法である。

例えば、時折次のような事態が起こることがある。動物が穴に落ち、それを安全に引き出すことができない場合である。そうした場合、イスラム法ではその動物の身体のいかなる部分を傷つけて屠殺しても許される。それはその傷により血を流させて命を抜く場合に限られ、その他の要因によって血を抜いてはならない。また、例えばその爪あるいはしっぽ、あるいは角を切るなどにより傷つけるだけでは不十分であり、またその動物の頭が水に浸かることで、そのまま放置すれば死ぬといった場合でも不十分である。

この事柄に関連するものとして、ラフィー・ビン・ハディジの伝承によるハディースが一つある。彼は次のように述べている。「我々は預言者と共にいたが、その時突然一頭のラクダが逃げ出した。そして我々の一団は僅かな馬しか持っていなかった。そこでそのラクダを人が探しに出たが、彼らは疲れ果て、その動物に矢を射って殺す者が出た。預言者は『まことにこの動物（ラクダ）は野生動物のように野性的であった。もしあなた方が手こずるようであれば、そのようになさい』とおっしゃった」。このハディースの意味するところは、それを屠殺するために捕獲することが難しい場合、身体のいかなる部分を傷つけて殺しても許される、ということである。

さらに別の伝承の中では次のように語られている。「アンサールの民の村で一頭の雄牛が暴れていた時、一人の男性が『ビスミッラー』［慈悲深く慈愛あまねき神の御名において］と唱えながらその動物を刀で叩き切った。そこでサイーディナ・アリーはそのことについて人々に尋ねられると、次のようにお答えになった。『それこそが速やか且つ迅速な屠殺というものだ』。そしてそれを食べるよう命じた」。ここで証明とされるのは、屠殺すべき動物の身体の場所は決められていないということである。また預言者ムハンマドの教友らの中で、そうした屠殺について否定する（異議を唱える）者は一人もいなかったということである。

また次のような出来事も起こった。一頭のラクダが足を滑らせて井戸に落ちたため、ある人がそのラクダの腰の部分を刃物で叩き切り、そしてその肉は30ディルハムで売られた。この事例は、通常の屠殺を行うことが困難な場合に身体のどの部分を傷つけて屠殺しても許されるということを示している。

第二の質問への回答は次の通りである。イスラム法は動物を現代の道具や機械を使って屠殺することを禁じていない。但しそれはその道具がナイフなどといった鋭利な物で、窒息させるなどといったことによってではなく、流血させてその命を抜くことができる場合に限る。またその道具が、イスラム教徒や啓典の民といった屠殺を行うことが許される人々によって、屠殺を行うために使われる場合に限る。それは次の預言者ムハンマドの文言に基づく。「血を流しきって屠殺する時にビスミッラーと唱えたものは全て、あなた方は食べることが許される。しかしそれは歯や爪で屠殺した場合を除く」。つまり、例えばナイフあるいは石、木あるいは竹といった全て流血させることができる鋭利な物は、全てこのハディースで周知されたものに含まれる。もし現代の道具あるいは機械がより鋭利で、より素早く屠殺を行うために使えるならば、むしろそれを使うことが第一である。なぜなら、それが動物に対する善意と思いやりになるからだ。預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことにアッラーはあらゆる物事におい

て善意を以て行うことを記し（命じ）給うた。もしあなた方が殺そうとするならば、良き方法を以てそれを行ってよい。もしあなた方が屠殺しようとするならば、良き方法を以て屠殺しなさい。あなたの武器を鋭くし、屠殺される動物を楽にしてあげなさい」。

屠殺する時にアッラーの御名、あるいはビスミッラーと唱えることについてだが、シャーフィイー派の信徒にとってそれはスンナに過ぎない。つまりそれは屠殺の条件ではない。しかし、もしその屠殺がアッラーの御ため以外に捧げられた場合、例えば邪悪な霊、ジン、地神などに捧げるためだったならば、それらの名のもとに屠殺が行われ、その肉を食べることはハラムとなる。それは以下に挙げるアッラーの啓示の通りである。「動物の死骸、（流れた）血、豚肉、そしてアッラー以外の名において屠殺された動物を食べることは汝らに禁じられている」。アッラーが最も良く知り給う。